

吉見町都市計画マスタープラン



令和3年3月

—はじめに—



吉見町は、平成14年に「吉見町都市計画マスタープラン」を策定し、「ゆとりとうるおいのあるまちづくり」を基本理念に、土地区画整理事業による産業団地の整備、都市計画道路や下水道の整備等、様々な取り組みを進めてまいりました。

策定から20年余りが経過する中で、人口減少や少子高齢化の進行、地震や台風などの自然災害の甚大化、都市計画法や関連法令の改正、城南産業団地の完成や主要地方道東松山鴻巣線の本格的な事業着手、川島インターチェンジや桶川北本インターチェンジの開通等の都市構造の変化など、本町を取り巻く環境は大きく変化してきました。

このような状況の中、令和3年度からスタートする「第六次吉見町総合振興計画」や関連計画との整合を図り、本町における課題に対応していくため、新たな「吉見町都市計画マスタープラン」を策定いたしました。この計画では、まちの将来像を第六次吉見町総合振興計画に基づき「未来へつなぐ みんなで 安心して暮らせるまち よしみ —20年先への種まき—」と定め、都心から約50km圏という恵まれた立地や、みどり豊かな自然環境などの本町の魅力を活かし、町民の皆様との協働により、「自然と調和した持続可能なまちづくり」を目指します。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました住民の皆様をはじめ、多大なご尽力をいただきました策定委員の皆様、都市計画審議会委員の皆様、並びに関係各位に感謝を申し上げますとともに、今後も本計画の実現に向け、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月 吉見町長 宮 崎 善 雄

目 次

第1章 都市計画マスタープランの策定にあたって	1
1 都市計画マスタープランの改定の背景と目的	1
2 都市計画マスタープランの位置づけ	2
3 対象区域	3
4 計画期間	3
5 将来人口	3
6 計画の構成	4
第2章 町の現況と課題	5
1 町の現況	5
2 住民意向の把握	38
3 まちづくりの課題	42
第3章 全体構想	46
1 まちの将来像	46
2 まちづくりの目標	46
3 将来都市構造	47
4 部門別の方針	53
（1）土地利用	53
（2）道路・交通	58
（3）公園・緑地	61
（4）環境共生・景観形成	63
（5）防災・防犯	65
第4章 地域別構想	68
1 地域の区分	68
2 東地域	69
3 西地域	81
4 南地域	93
5 北地域	105
第5章 今後のまちづくりの推進に向けて	116
資料編	119

第1章 都市計画マスタープランの策定にあたって

1 都市計画マスタープランの改定の背景と目的

本町では平成14年（2002年）に都市計画マスタープランを策定し、都市づくりの理念「ゆとりとうるおいのあるまちづくり」に基づき、様々な事業や取り組みを行ってきました。その後20年が経過する中で、少子高齢化や人口減少社会の到来をはじめとした社会状況や、都市に係る法制度は大きく変化してきました。

これらの現状を鑑みた上で、本町における現在、そして将来における様々な課題に対応していくため、新たな都市計画マスタープランを策定し、今後の約20年間を見据えた都市計画分野における本町の方針を定めます。

策定にあたっては、以下の4つの視点に留意して計画内容を検討しました。

1. 法改正への対応

都市計画をめぐっては、都市再生特別措置法の改正や田園住居地域の創設など、新たな制度の創設や法改正などが行われているため、これらに即した計画内容としました。特に、近年の都市計画における主要なテーマであり、国が重点的に推進している「コンパクトなまちづくり」については、本町においてもその可能性を検討しました。

2. 上位・関連計画との連携・整合

前計画の策定以降、県や町において様々な上位・関連計画が策定又は改定されているため、それらの内容について本計画に反映しました。特に、本計画と並行して策定される「第六次吉見町総合振興計画」については、相互の整合性を図りながら検討しました。

3. 町を取りまく社会状況や住民意識の変化

日本では2010年代から本格的な人口減少期を迎えており、これを要因とした多くの社会・経済問題が顕在化しています。本町においても例外ではなく、インフラ施設、都市施設の維持管理、高齢者も暮らしやすいまちづくり、空家等の増加など、様々な問題・課題への対策が求められています。

さらに、様々な都市基盤が概ね整いつつある現在、都市の成長期から成熟期への転換に対応した方針や施策の検討が必要となっています。また、近年は地震や台風、豪雨等の自然災害が激甚化・頻発化しており、住民の防災への意識も高まっていることから、計画の策定にあたっては、このような社会状況や住民意識の変化を踏まえて検討しました。

4. 本町における主要な事業や取組等の反映

前計画の策定以降、本町では土地区画整理事業や産業拠点の整備、町民会館「フレサよしみ」、道の駅「いちごの里よしみ」の開設、主要地方道東松山鴻巣線の4車線化の推進事業等、様々な取り組みを行ってきました。

これらを反映させた現況整理や課題抽出を行うとともに、将来的な見通しを踏まえた計画としました。

2 都市計画マスタープランの位置づけ

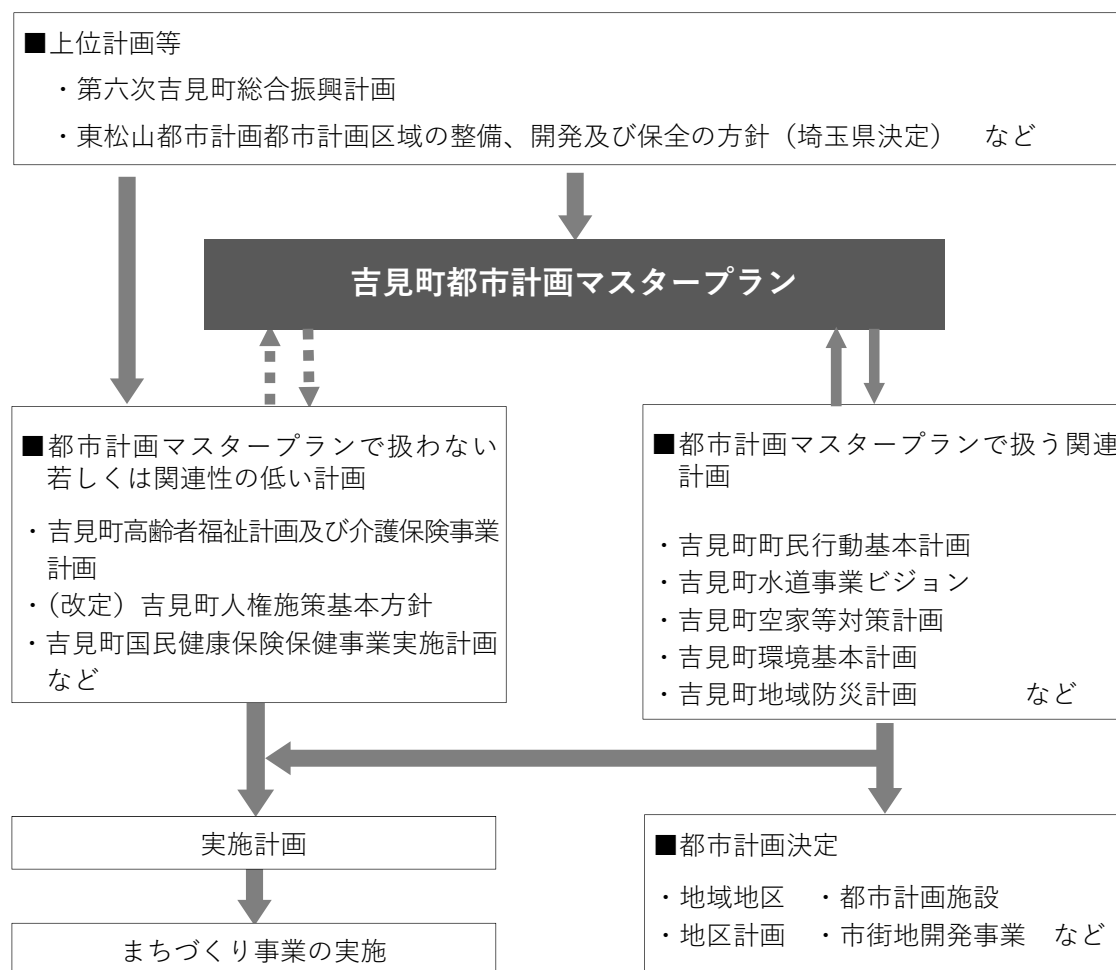
都市計画マスタープランとは、身近な都市空間を重視したまちづくりに向けて、都市計画の観点からまちづくりの基本的な方針をあらわすものです。

計画には、当該市町村のまちづくりの理念や都市計画の目標、目指すべき都市像、その実現のための主要課題とそれらに対応した整備方針（全体構想）、あるべき市街地像等の地域像、実施されるべき施策（地域別構想）、計画の実現に向けた方策等が示されます。

都市計画法では、第 18 条の 2 による『市町村の都市計画に関する基本的な方針』にあたり、住民に最も近い立場にある市町村が創意工夫のもと、住民の意見を反映しながら策定する計画です。

また、策定にあたっては県や町の関連する上位・関連計画との整合・連携を図ります。

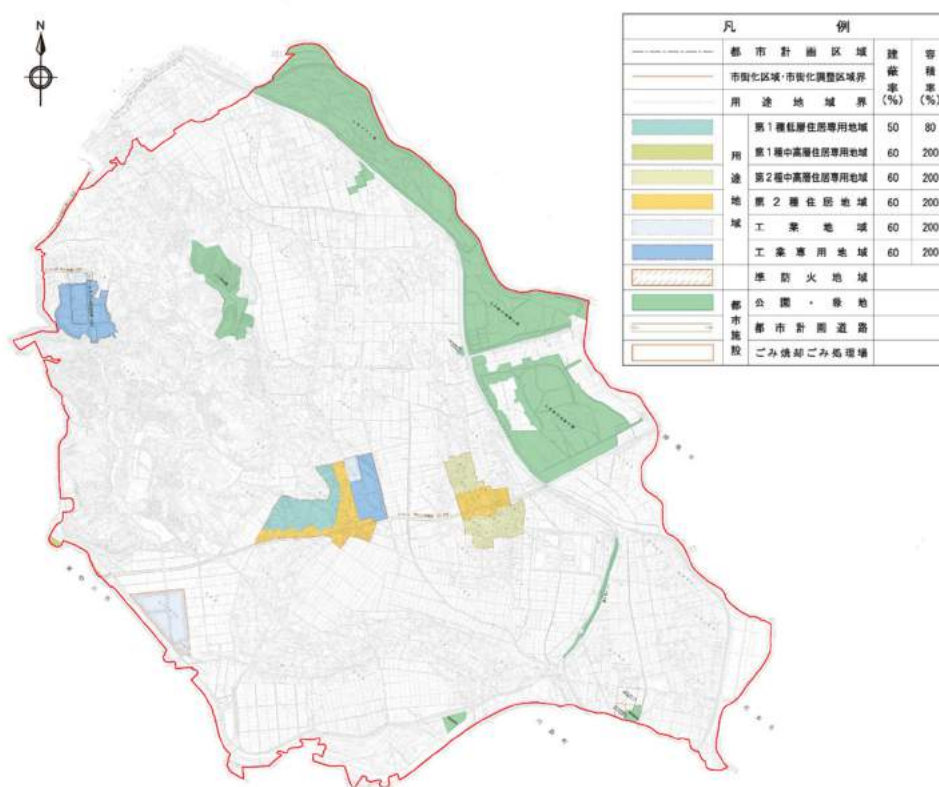
図 吉見町都市計画マスタープランの位置づけ



3 対象区域

対象区域は、吉見町全域（主要地方道行田東松山線沿線の飛び地を除く）とします。

図 対象区域



4 計画期間

本計画の計画期間は策定より概ね 20 年間とし、10 年を目安に検証を行います。なお、社会情勢等の変化がある場合は必要に応じて適宜見直しを行います。

計画期間 令和3年（2021年）～令和22年（2040年）

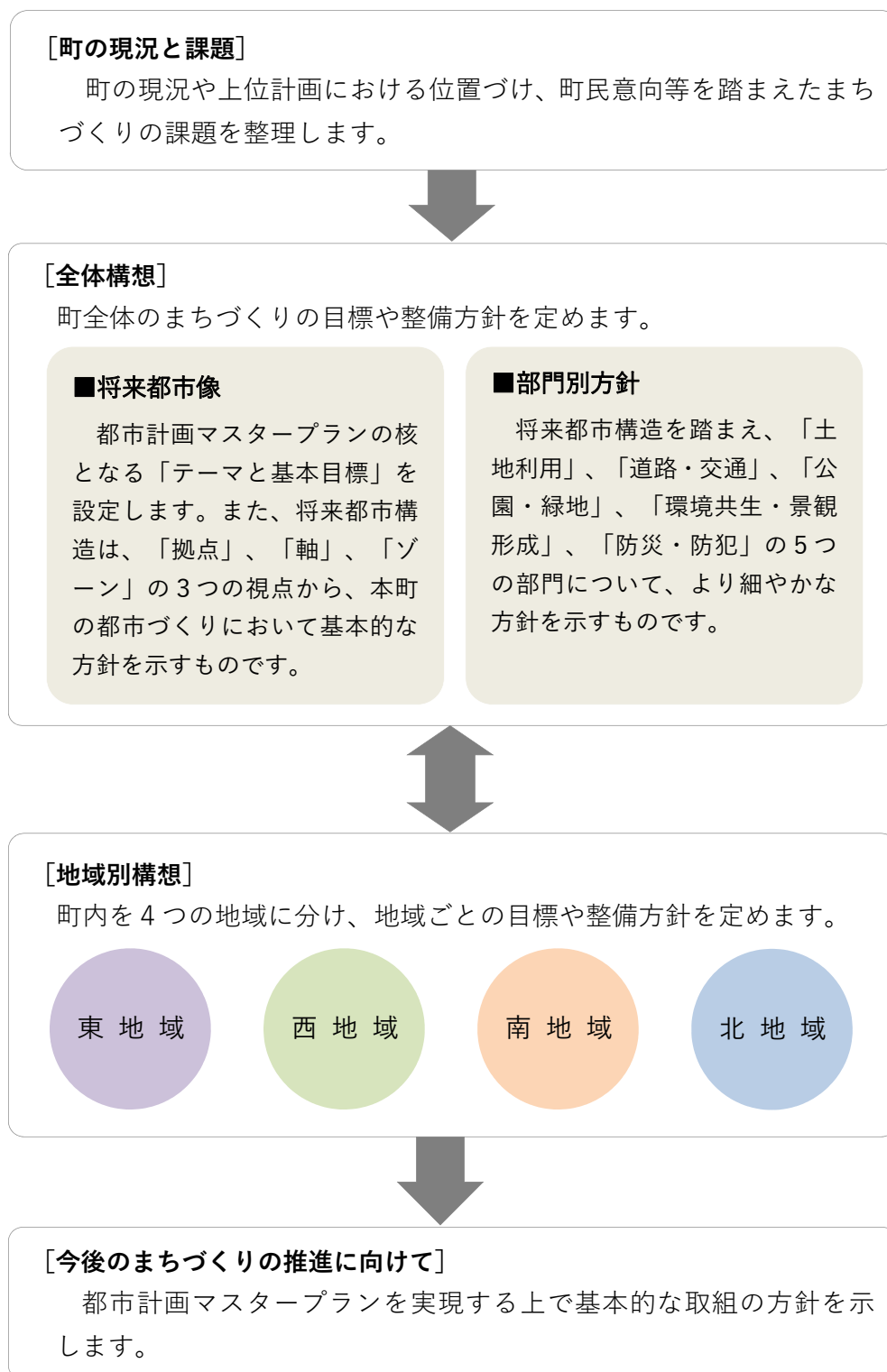
5 将来人口

我が国では、平成 27 年（2015 年）国勢調査において、調査開始以来、初めての人口減少となりました。本町においても人口減少が顕在化しており、国立社会保障・人口問題研究所（2015 予測）による、令和 22 年（2040 年）の推計人口は 11,961 人となっています。

6 計画の構成

計画の構成は、「町の現況と課題」を整理し、「全体構想」、「地域別構想」「今後のまちづくりの推進に向けて」の4つの構成で整理します。

■ 計画の構成



第2章 町の現況と課題

1 町の現況

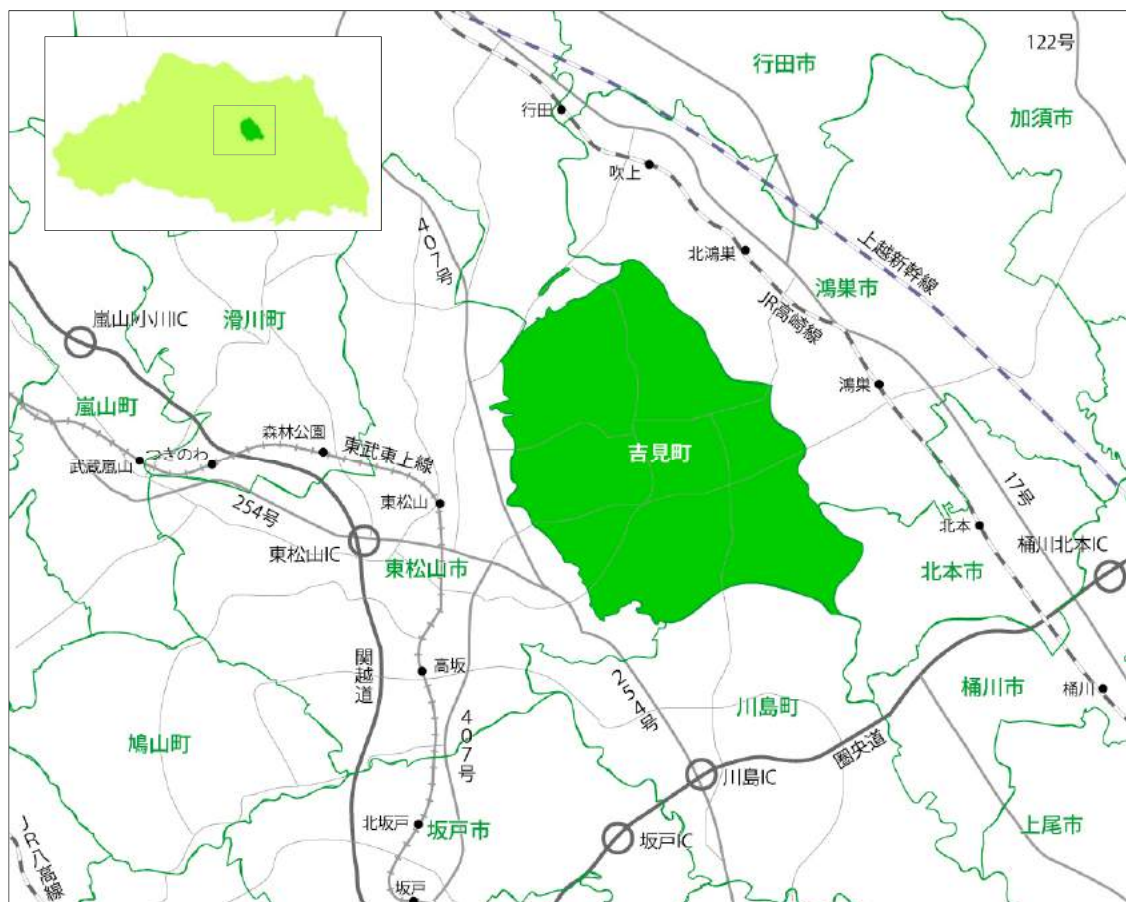
(1) 町の地勢等

本町は昭和 29 年に 4 つの村が合併した吉見村が、昭和 47 年の町制施行により町に移行して誕生しました。町には吉見百穴や黒岩横穴墓群など、古墳時代からの史跡が残っており、古くから集落が発展してきた地域です。

本町は東京から 50 km 圏である埼玉県のほぼ中央に位置し、東西約 7 km、南北約 8 km、総面積は約 38.64 km²となっています。また、県立比企丘陵自然公園に指定されている西部の丘陵地を除くと、町の大部分は平野となっており、荒川と市野川が町を囲むように流れていることから肥沃な穀倉地帯となっているほか、いちごや野菜などの農作物の生産も盛んです。

町内からは東武東上線や J R 高崎線へ公共交通で容易にアクセスできるほか、関越自動車道や首都圏中央連絡自動車道も利用しやすい位置にあります。

図 吉見町の位置



資料：吉見町 H P

(2) 人口動向

1) 人口及び世帯

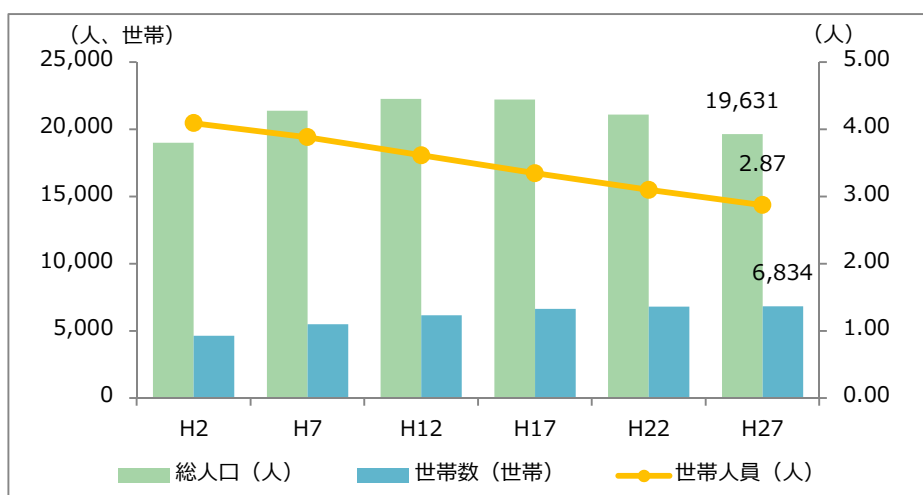
本町の人口は平成12年にピークを迎え、その後減少傾向にあり、平成27年は19,631人、世帯数は6,834世帯となっています。

また、平成2年の1世帯あたりの人員は約4.1人でしたが、少子化などの影響により平成27年には約2.9人となっています。

図表 人口及び世帯の推移

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総人口(人)	18,991	21,371	22,246	22,217	21,079	19,631
世帯数(世帯)	4,643	5,507	6,158	6,642	6,804	6,834
世帯人員(人)	4.09	3.88	3.61	3.34	3.10	2.87

* 年齢不詳を含むため、P.7と合計が一致しない



資料：国勢調査

2) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口を見ると、全国的な傾向と同様に本町でも少子高齢化が進行しており、年少人口割合は平成2年の20.9%から平成27年の9.5%に低下し、県の15.8%を大きく下回っています。

また、老年人口割合は同期間に約16%上昇して平成27年は27.9%であり、県の24.8%をやや上回っています。

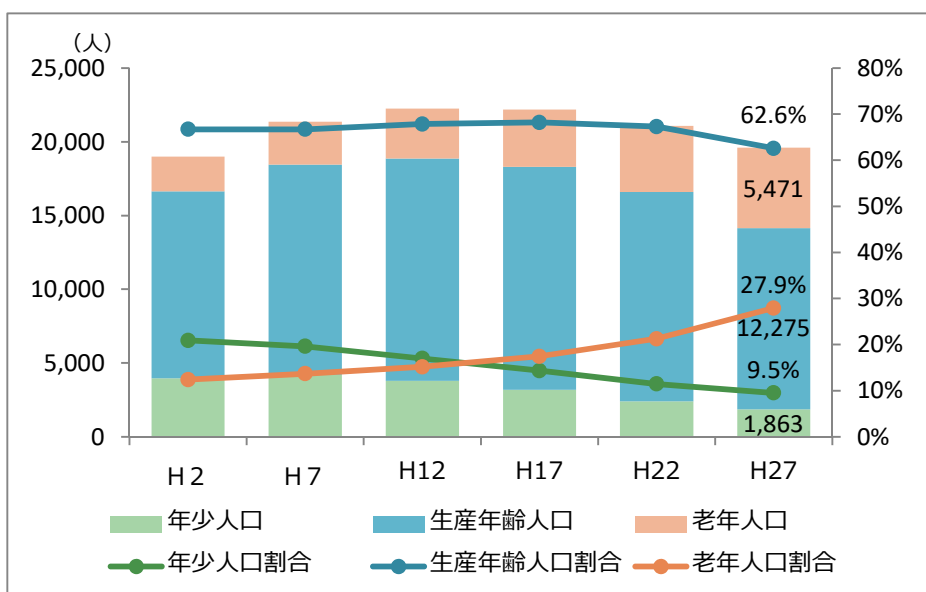
図表 年齢3区分別人口の推移

		年少人口	生産年齢人口	老年人口	合計
平成2年 (1990年)	人口(人)	3,970	12,669	2,352	18,991
	割合(%)	20.9	66.7	12.4	100.0
平成7年 (1995年)	人口(人)	4,198	14,252	2,920	21,370
	割合(%)	19.6	66.7	13.7	100.0
平成12年 (2000年)	人口(人)	3,784	15,093	3,369	22,246
	割合(%)	17.0	67.8	15.1	100.0
平成17年 (2005年)	人口(人)	3,182	15,132	3,871	22,185
	割合(%)	14.3	68.2	17.4	100.0
平成22年 (2010年)	人口(人)	2,412	14,177	4,482	21,071
	割合(%)	11.4	67.3	21.3	100.0
平成27年 (2015年)	人口(人)	1,863	12,275	5,471	19,609
	割合(%)	9.5	62.6	27.9	100.0

* 年少人口：15歳未満、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

* 小数点以下四捨五入により合計値が一致しない

* 年齢不詳により、P.6と合計が一致しない



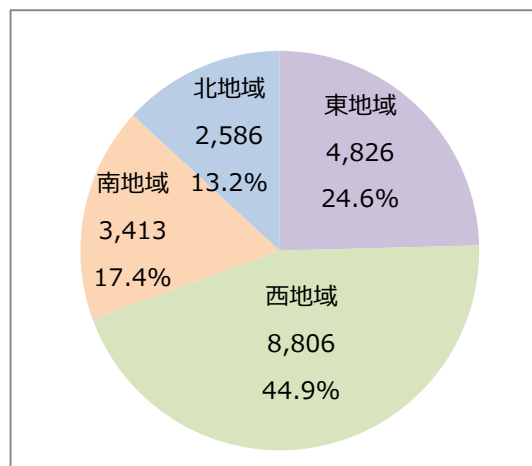
資料：国勢調査

3) 地域別人口

地域別の人口では、丘陵地に住宅が集中している西地域が平成 27 年には 8,806 人で全体の約 45%を占めています。

図表 地域別人口

地域名	人口（人）	割合（%）
東地域	4,826	24.6%
西地域	8,806	44.9%
南地域	3,413	17.4%
北地域	2,586	13.2%
合計	19,631	100.0%



資料：平成 27 年国勢調査をもとに地域別に按分
* 小数点以下四捨五入により合計値が一致しない

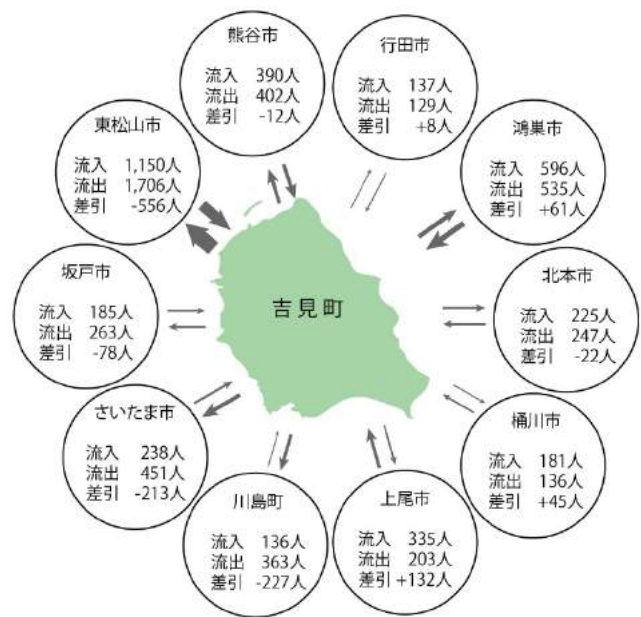
4) 通勤・通学による人口移動

平成 27 年国勢調査では、町外から本町への通勤・通学者は 5,220 人であり、その大半が県内からです。特に多いのは隣接する東松山市で 1,150 人であり、続いて鴻巣市、熊谷市、上尾市と、近隣の市町が多くなっています。

また、本町から町外へ通勤・通学する者は 7,723 人で、約 2,500 人の流出超過です。流出先としては、東松山市、鴻巣市、さいたま市等が多くなっています。

図表 人口の流出入

[流入]				[流出]			
単位：人				単位：人			
	就業者	通学者	合計		就業者	通学者	合計
当地で従業・通学する者	8,914	1,392	10,306	当地に常住する就業者・通学者	10,451	2,256	12,707
自市町村に常住	3,530	1,243	4,773	自市町村で従業・通学	3,530	1,243	4,773
他市区町村に常住	5,111	109	5,220	他市区町村で従業・通学	6,742	981	7,723
県内	4,770	103	4,873	県内	5,832	742	6,574
さいたま市	236	2	238	さいたま市	387	64	451
熊谷市	384	6	390	熊谷市	354	48	402
行田市	136	1	137	行田市	121	8	129
東松山市	1,132	18	1,150	東松山市	1,614	92	1,706
鴻巣市	592	4	596	鴻巣市	456	79	535
上尾市	329	6	335	上尾市	166	37	203
桶川市	178	3	181	桶川市	124	12	136
北本市	224	1	225	北本市	232	15	247
坂戸市	182	3	185	坂戸市	200	63	263
川島町	130	6	136	川島町	358	5	363
その他市町村	1,247	53	1,300	その他市町村	1,820	319	2,139
他県	341	6	347	他県	816	231	1,047
不詳・外国	273	40	313	従業・通学市区町村「不詳・外国」	94	8	102
				従業地・通学地「不詳」	179	32	211



資料：平成 27 年国勢調査

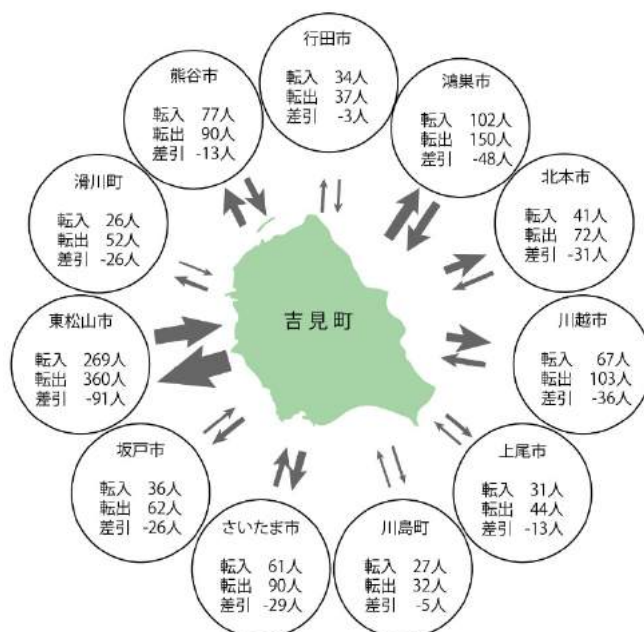
5) 転入・転出による人口移動

平成 27 年国勢調査では、転入が 1,382 人、転出が 1,872 人であり、490 人の転出超過となっています。

転入元としては東松山市、鴻巣市、熊谷市などの近隣の市町のほか、東京都も多く、転出先もこれと同様の結果となっています。

図表 人口の転出入

[転入]		単位：人	[転出]		単位：人
	計			計	
転入	1,382		転出	1,872	
県内他市町村から	1,055		県内他市町村へ	1,452	
さいたま市	61		さいたま市	90	
川越市	67		川越市	103	
熊谷市	77		熊谷市	90	
行田市	34		行田市	37	
東松山市	269		東松山市	360	
鴻巣市	102		鴻巣市	150	
上尾市	31		上尾市	44	
北本市	41		北本市	72	
坂戸市	36		坂戸市	62	
滑川町	26		滑川町	52	
川島町	27		川島町	32	
その他市町村	284		その他市町村	360	
他県	301		他県	420	
東京都	79		東京都	130	
神奈川県	39		神奈川県	50	
千葉県	38		群馬県	39	
群馬県	25		千葉県	34	
栃木県	19		茨城県	20	
その他道府県	101		その他道府県	147	
国外から	26		国外へ	0	



(3) 土地利用等

1) 市街化区域の状況

本町と周辺 6 市町の市街化区域状況の比較は以下のとおりです。本町の市街化区域は町の総面積の約 5 % で、市街地はコンパクトとなっています。

また、市街化区域 1 ha 当たりの人口密度は 19.8 人であり、周辺 6 市町と比較して人口密度は低い傾向にあります。市街化区域以外では、主に幹線道路沿道や、西部丘陵地に多く点在する住宅団地（以下「西団地」という。）で比較的人口密度が高くなっています。

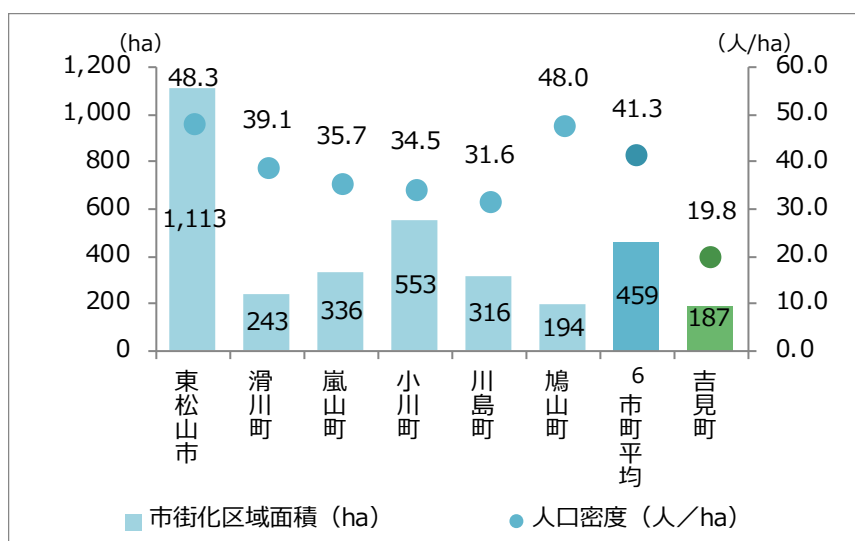
表 市街化区域の状況

区分	面積(ha)	町の総面積に対する割合(%)
市街化区域	186.7	4.83
市街化調整区域	3,677.3	95.17
合計	3,864.0	100.0

資料：吉見町 H P

図表 周辺 6 市町の市街化区域内人口との比較

	市街化区域面積 (ha)	市街化区域人口 (千人)	人口密度 (人/ha)
東松山市	1,113	53.8	48.3
滑川町	243	9.5	39.1
嵐山町	336	12.0	35.7
小川町	553	19.1	34.5
川島町	316	10.0	31.6
鳩山町	194	9.3	48.0
6 市町平均	459	19.0	41.3
吉見町	187	3.7	19.8



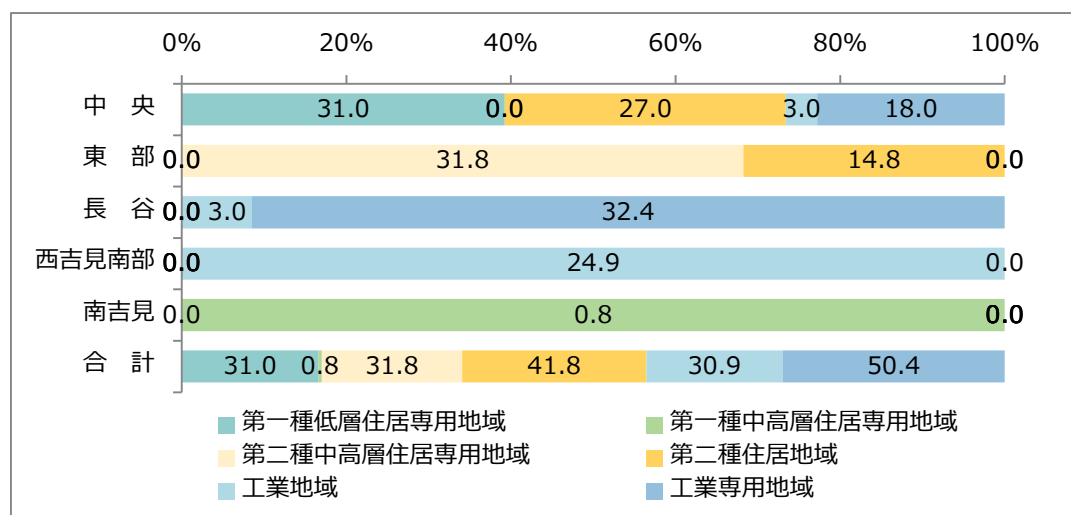
* 市街化区域人口は平成 27 年国勢調査結果による
資料：吉見町 H P、平成 29 年都市計画年報／公益財団法人都市計画協会

用途地域は市街化区域全域に指定されており、住居系と工業系の用途地域の比率は概ね半分の割合となっています。

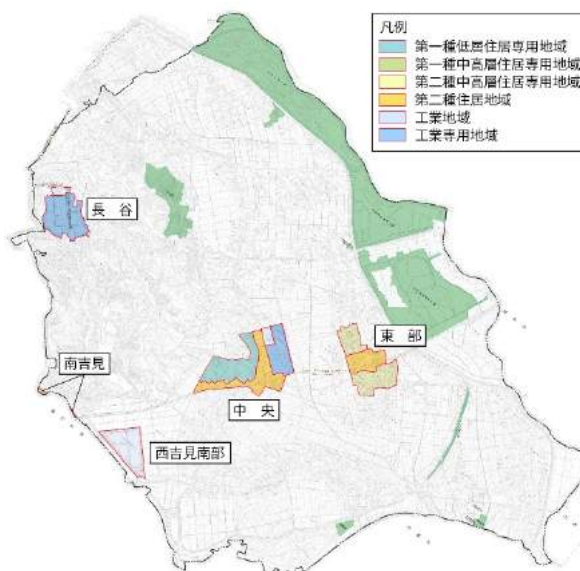
中央地区、東部地区、南吉見地区は住居系が多くを占めており、長谷地区及び西吉見南部地区は、それぞれ長谷工業団地及び城南産業団地が位置する工業系の地区となっています。

図表 用途地域指定の状況

	面 積 (ha)						割 合
	中 央	東 部	長 谷	西吉見 南 部	南吉見	合 計	
第一種低層住居専用地域	31.0	0.0	0.0	0.0	0.0	31.0	16.6%
第一種中高層住居専用地域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	0.4%
第二種中高層住居専用地域	0.0	31.8	0.0	0.0	0.0	31.8	17.0%
第二種住居地域	27.0	14.8	0.0	0.0	0.0	41.8	22.4%
工業地域	3.0	0.0	3.0	24.9	0.0	30.9	16.6%
工業専用地域	18.0	0.0	32.4	0.0	0.0	50.4	27.0%
合計	79.0	46.6	35.4	24.9	0.8	186.7	100.0%



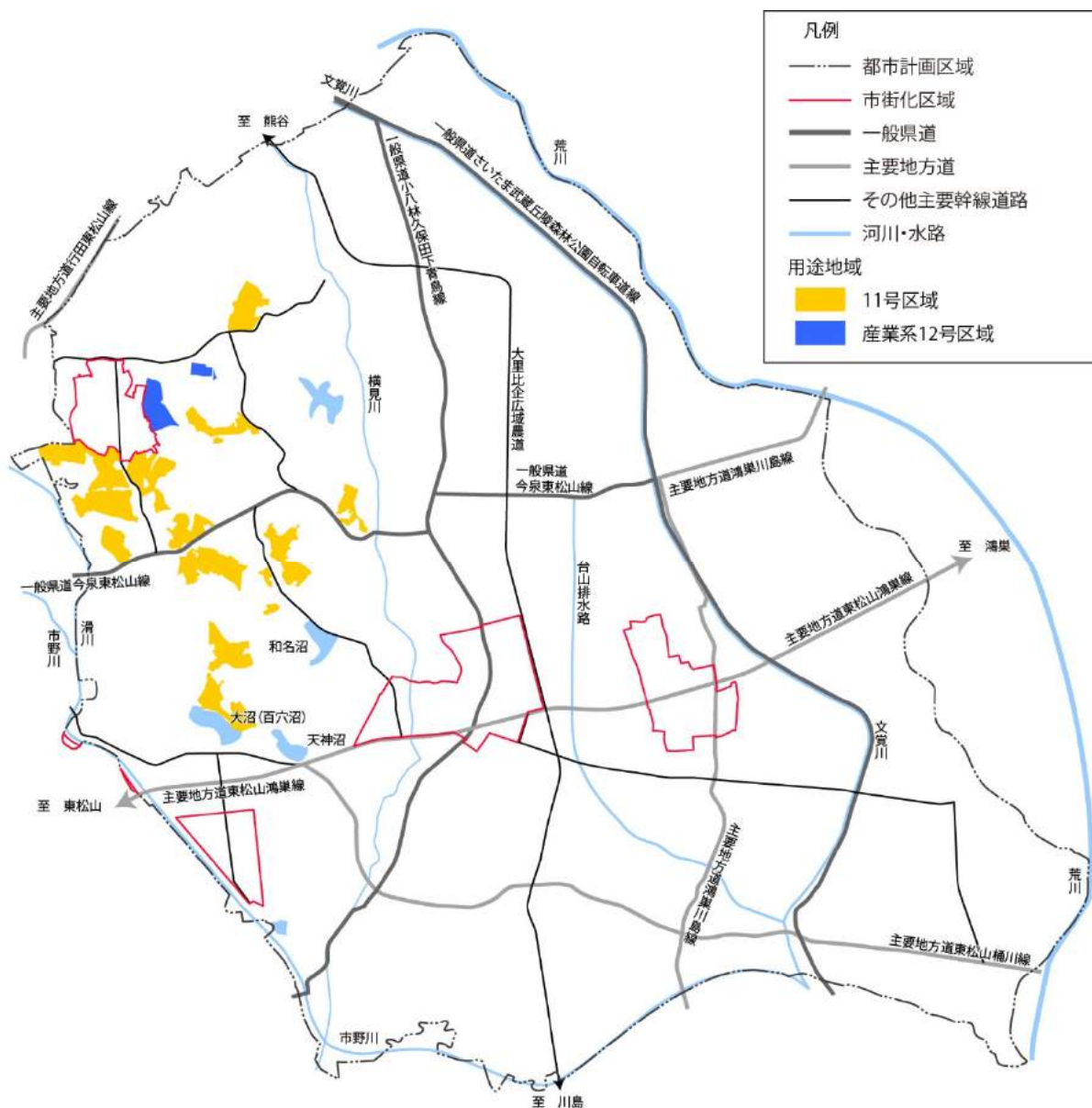
* グラフ中の数字は面積 (ha)
資料：町 HP



市街化調整区域における住宅系の開発区域に適用される都市計画法第34条第11号区域（以下「11号区域」という。）は、西団地に集中して指定されています。

また、都市計画法第34条第12号区域（以下「産業系12号区域」という。）については、長谷工業団地の東側に2か所指定されています。

図 11号区域及び産業系12号区域

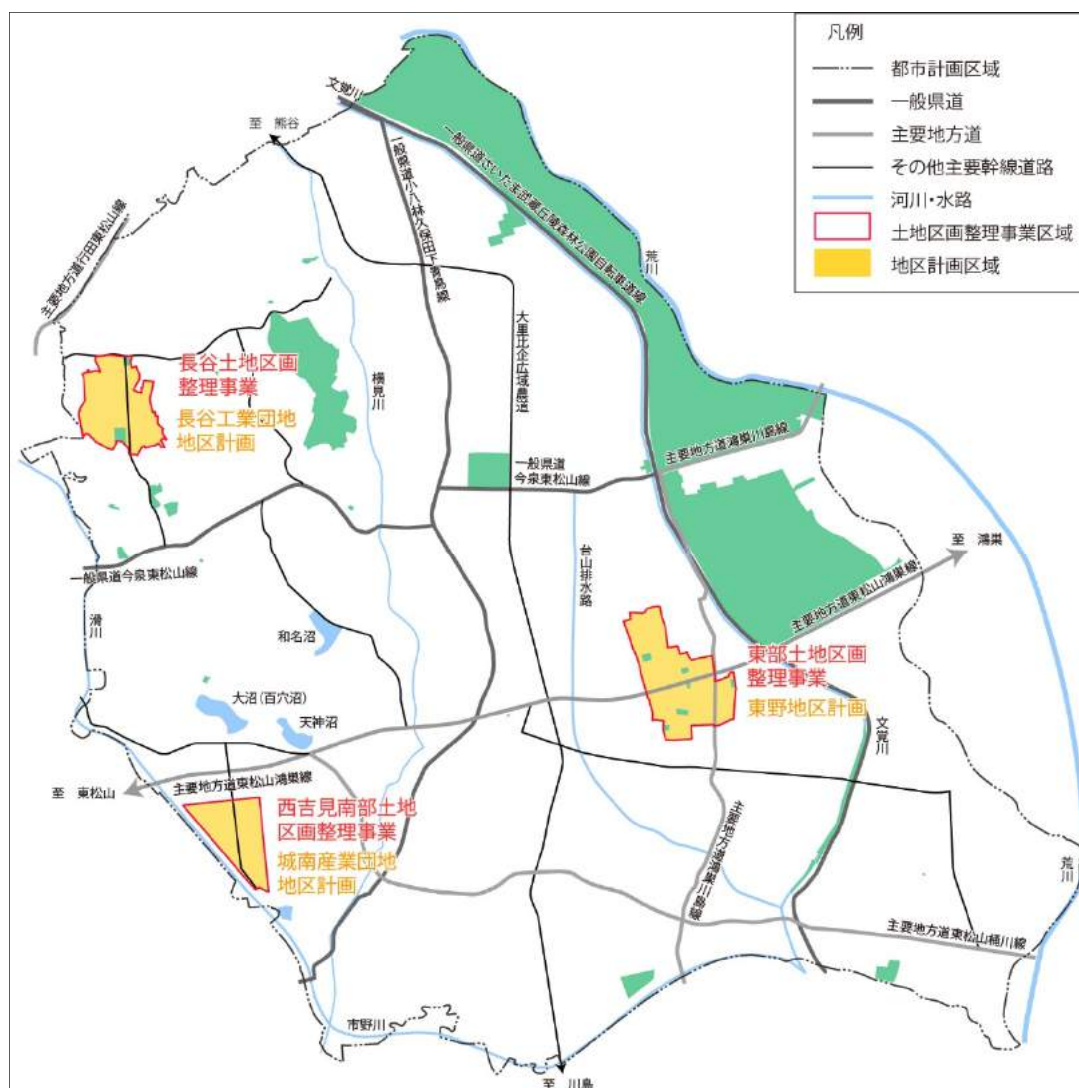


市街化区域内における土地区画整理事業は、住居系である東部土地区画整理事業（計画人口 3,700 人）と、工業系である長谷及び西吉見南部土地区画整理事業の 3 か所で行われ、いずれも完了しています。

また、それぞれの事業区域では全域で地区計画が策定されており、良好な住環境や質の高い工業・産業団地の形成に寄与しています。

図表 土地区画整理事業及び地区計画

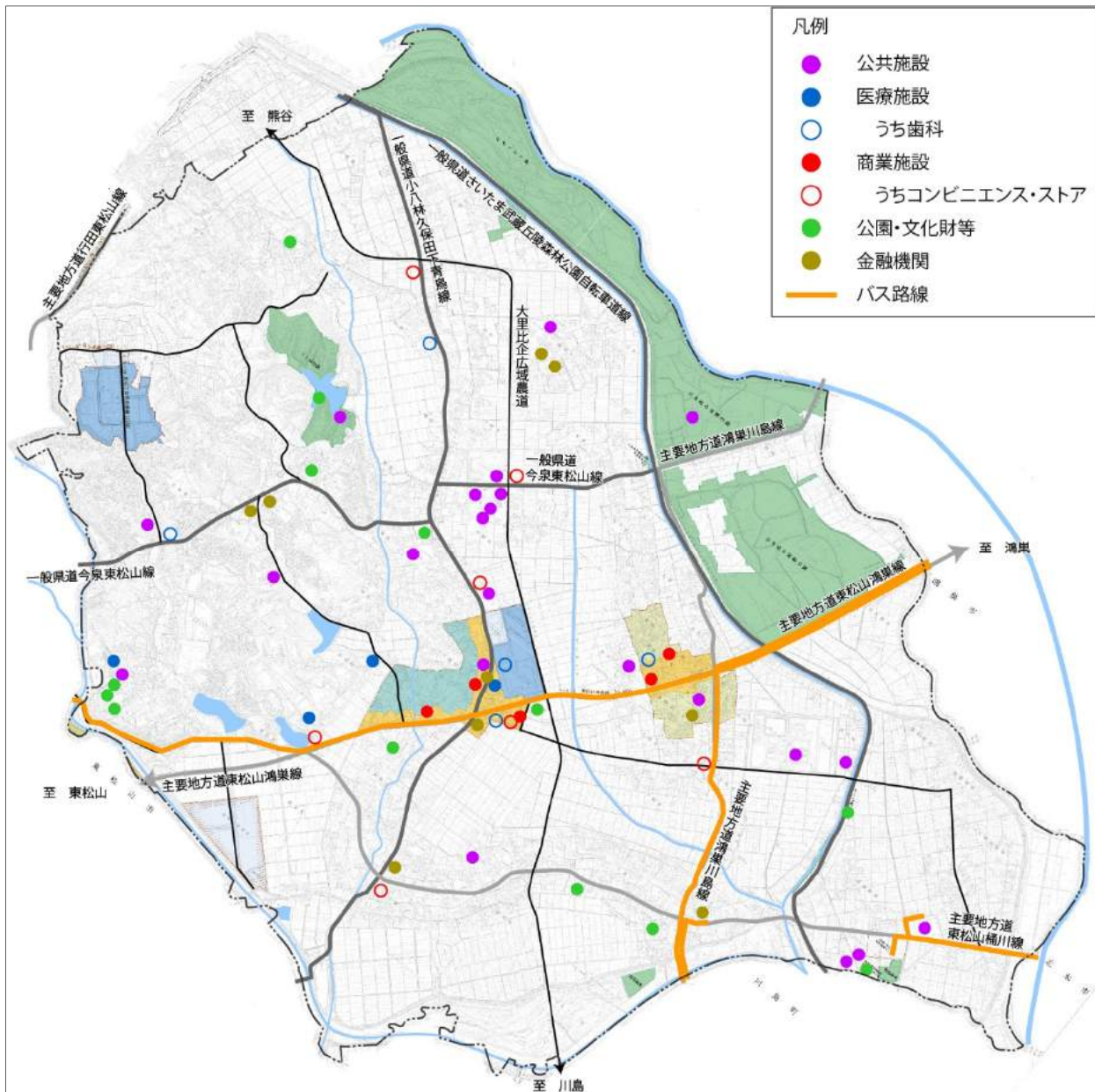
土地区画整理事業				地区計画			
名称	当初決定	完了時期	区域面積	名称	種類	当初決定	最終変更
長谷土地区画整理事業	昭和62年 (1987年)	平成 2 年 (1990年)	35.4ha	長谷工業団地 地区計画	工業系	昭和62年 (1987年)	平成30年 (2018年)
東部土地区画整理事業	昭和63年 (1988年)	平成18年 (2006年)	46.6ha	東野地区計画	住居系	平成 7 年 (1995年)	平成20年 (2008年)
西吉見南部土地 区画整理事業	平成24年 (2012年)	平成28年 (2016年)	24.9ha	城南産業団地 地区計画	工業系	平成24年 (2012年)	平成30年 (2018年)



町内の商業、医療、金融機関は主要幹線道路沿道に集中しています。

また、コンビニエンス・ストアを除く主な商業施設及び歯科を除く医療施設は主要地方道東松山鴻巣線沿線に集中しています。

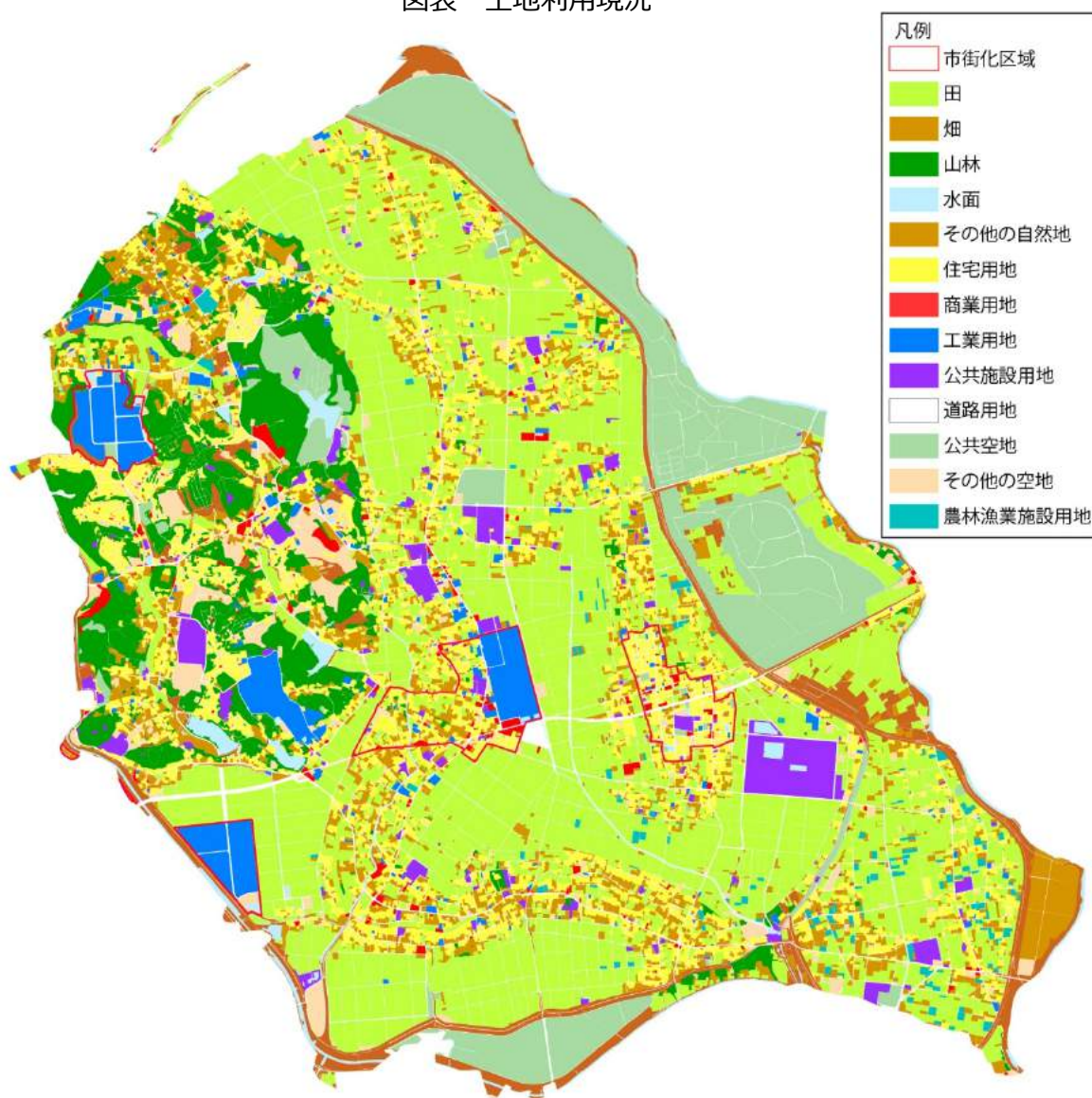
図 施設分布状況



* 令和 3 年 3 月現在

本町の土地利用現況については、自然的土地利用が全体の約 6 割、都市的土地利用が約 4 割となっています。

図表 土地利用現況



土地利用	田	畑	山林	水面	その他の自然地	住宅用地	商業用地
面積 (ha)	1,317.8	374.8	293.9	83.8	186.5	442.4	30.9
割合 (%)	34.1%	9.7%	7.6%	2.2%	4.8%	11.4%	0.8%

土地利用	工業用地	公共施設用地	道路用地	公共空地	その他の空地	農林漁業施設用地	合計
面積 (ha)	118.5	104.4	324.5	421.1	134.8	30.7	3,864.0
割合 (%)	3.1%	2.7%	8.4%	10.9%	3.5%	0.8%	100.0%

* 小数点以下四捨五入により合計値が一致しない

* 主要地方道行田東松山線の飛び地も含む

資料：平成 27 年都市計画基礎調査

(4) 道路・交通

1) 都市計画道路

町内の都市計画道路4路線のうち3路線は整備済みであり、3・3・3東松山鴻巣線（主要地方道東松山鴻巣線）については4車線への拡幅事業中となっています。

図表 都市計画道路の整備状況

名称	延長 (m)	幅員 (m)	車線数	当初決定	最終変更
3・3・3 東松山鴻巣線	4,890	23.5	4	昭和63年(1988年)	平成27年(2015年)
3・5・25 行田東松山線	2,140	12.5	2	昭和63年(1988年)	—
3・5・27 長谷通線	480	12	2	昭和62年(1987年)	—
3・5・28 長谷工業団地通線	1,320	12	2	昭和62年(1987年)	—



資料：まち整備課

2) 公共交通

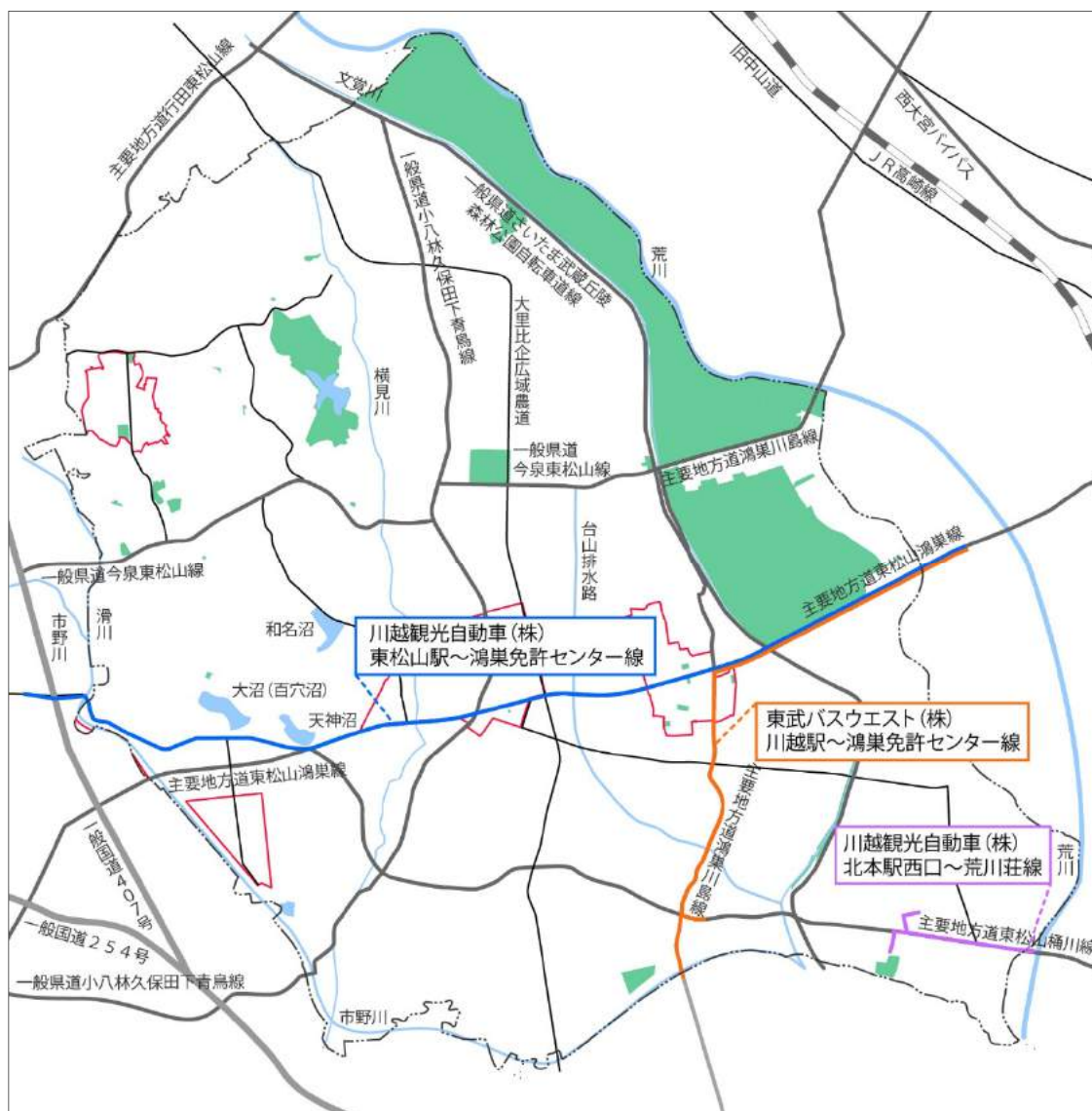
民間路線バスは、2事業者により川越駅及び東松山駅と鴻巣免許センターを結ぶ路線、北本駅と荒川荘を結ぶ3路線が運行されています。

表 バスの運行状況（平均便数）

バス事業者	路線	平日	土日祝
東武バスウエスト（株）	川越駅～鴻巣免許センター線	11	8
川越観光自動車（株）	東松山駅～鴻巣免許センター線	49	33
	北本駅西口～荒川荘線	13	0

* バスの平均便数は「上下線便数の合計／2」とする
資料：各バス事業者HP

図 バスの運行状況

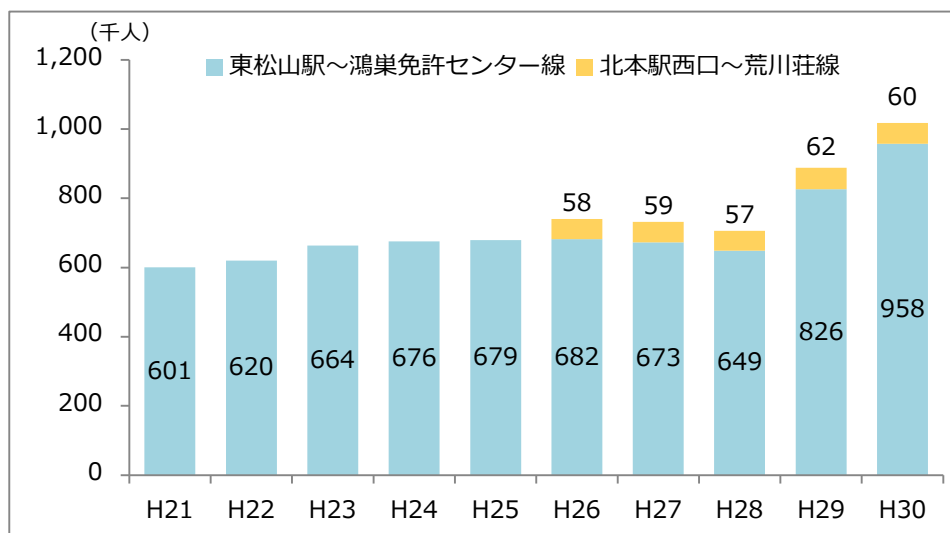


資料：各バス事業者HP

民間路線バスの利用状況をみると、川越観光自動車（株）の運行する東松山駅～鴻巣免許センター線は平成 23 年以降、概ね年間 70 万人で、1 便あたりは 22.7 人です。また、北本駅西口～荒川荘線は年間約 6 万人で、1 便あたりでは 3.4 人となっています。

なお、東武バスウエスト（株）の川越駅～鴻巣免許センター線のバス利用者数は平成 27 年は年間約 28 万人で、1 便あたりでは 32.9 人となっています。

図 バスの利用者数



* 川越観光自動車（株）の路線のみ

資料：吉見町町民行動基本計画及び各事業者提供資料

表 バス路線別 1 便あたりの利用者数

路線	利用者数
東松山駅～鴻巣免許センター線	22.7人
北本駅西口～荒川荘線	3.4人
川越駅～鴻巣免許センター線	32.9人

資料：吉見町町民行動基本計画

平成 30 年度から、それまでの巡回バスに替わり、デマンド型交通（予約乗合タクシー）の運行を開始しています。これは主に町民が町内での移動及び自宅から路線バスのバス停留所へ移動するための手段となっており、町内の移動と町外 2 方面へ隔日で運行する「日中デマンド」と、通勤・通学などによる定期利用を想定した自宅とバス停間を結ぶ「朝夕デマンド」の 2 種類があります。なお、町内で利用されている主なタクシー事業者は 4 社あり、そのうち町内に営業所を置く事業者が 1 社あります。

表 デマンド型交通の運行概要

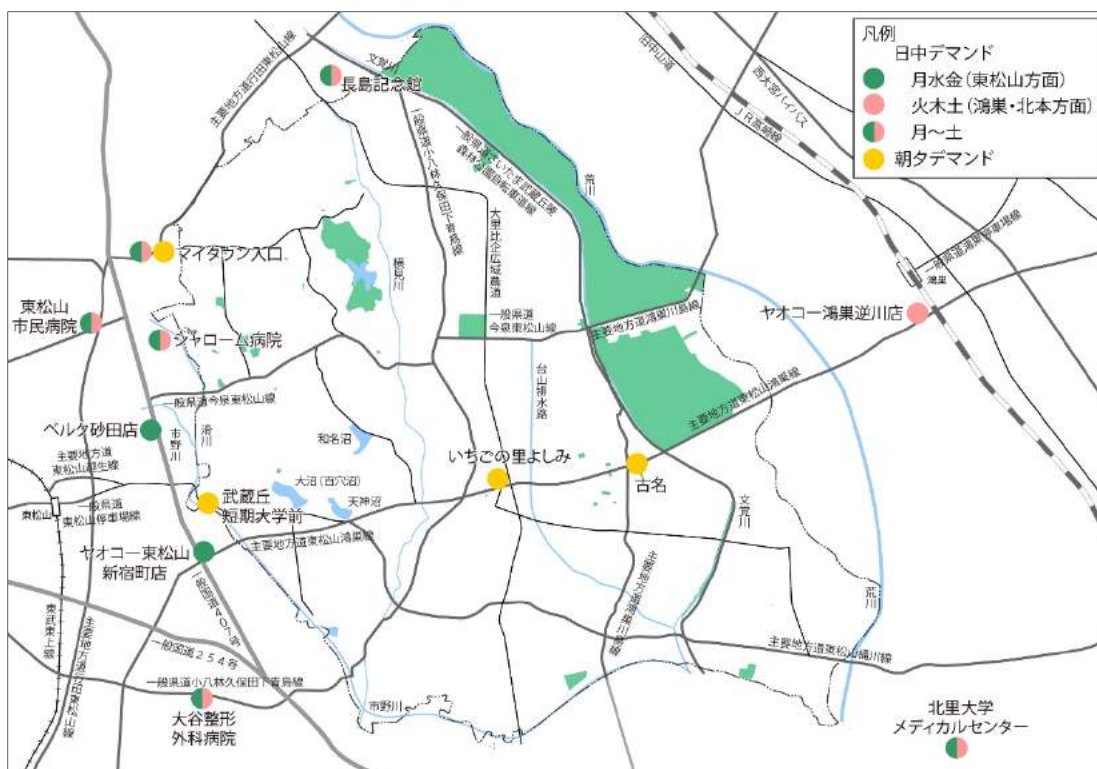
日中デマンド 運行時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

種類	運行日	目的地	
町内での運行	月～土	町内全域（任意の場所）	
町外への運行	月・水・金	東松山方面	商業施設 2 か所
	火・木・土	鴻巣・北本方面	商業施設 1 か所
	月～土	2 か所の町外バス停留所 4 か所の町外医療機関	

朝夕デマンド 午前 6 時～午前 8 時、午後 6 時～午後 9 時

種類	運行日	目的地
町内での運行	月～土	自宅から指定バス停留所 4 か所

図 デマンド型交通の停留所



* 日中デマンドは上記停留所以外町内全域を運行

資料：政策財政課

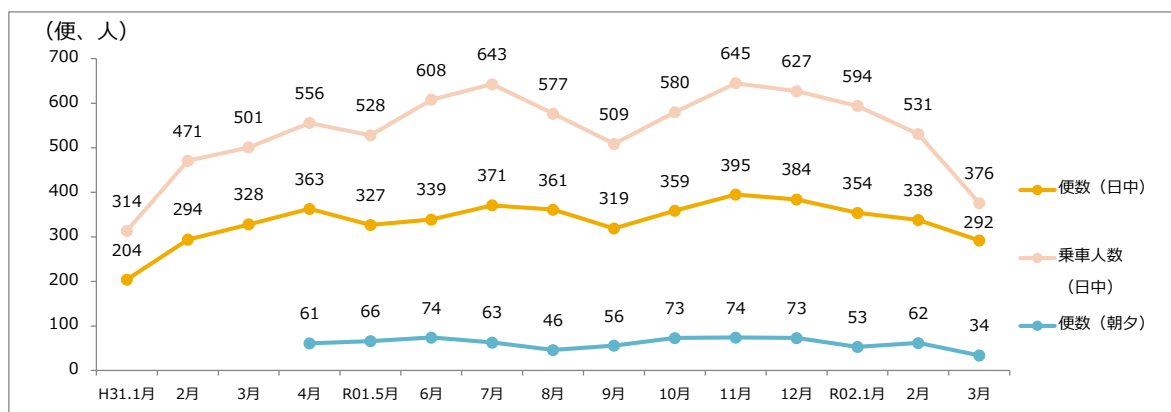
デマンド型交通の利用状況は以下のとおりです。日中デマンドはサービスを開始した平成 31 年の 1 月以降徐々に利用者が伸び、予約件数は 4 月以降で 1 ヶ月あたり 500～600 件程度、乗車人数は 1 営業日あたり 22～26 人程度で推移しています。また、1 便あたり約 1.6 人が乗車しています。

一方、平成 31 年 4 月にサービスを開始した朝夕デマンドは、1 ヶ月あたりの便数が 30～70 便程度で推移しています。

図表 デマンド型交通の利用状況

	日中デマンド						朝夕デマンド
	予約件数 (件)	便数 (便)	乗車人数 (人)			営業日数 (日)	便数 (便)
			総数	1 便あたり	1 日あたり		
平成31年（2019年） 1 月	308	204	314	1.5	13.7	23	－
2 月	467	294	471	1.6	20.5	23	－
3 月	497	328	501	1.5	20.0	25	－
4 月	545	363	556	1.5	23.2	24	61
令和元年（2019年） 5 月	522	327	528	1.6	24.0	22	66
6 月	601	339	608	1.8	24.3	25	74
7 月	640	371	643	1.7	24.7	26	63
8 月	572	361	577	1.6	22.2	26	46
9 月	504	319	509	1.6	22.1	23	56
10 月	578	359	580	1.6	23.2	25	73
11 月	644	395	645	1.6	26.9	24	74
12 月	620	384	627	1.6	26.1	24	73
令和 2 年（2020年） 1 月	590	354	594	1.7	25.8	23	53
2 月	531	338	531	1.6	23.1	23	62
3 月	375	292	376	1.3	15.0	25	34
合計	7,994	5,028	8,060	1.6	22.3	361	735

* 朝夕デマンドの運行は平成 31 年 4 月から



資料：政策財政課

(5) 公園・緑地

本町には都市計画決定されている公園及び緑地が5施設あります。

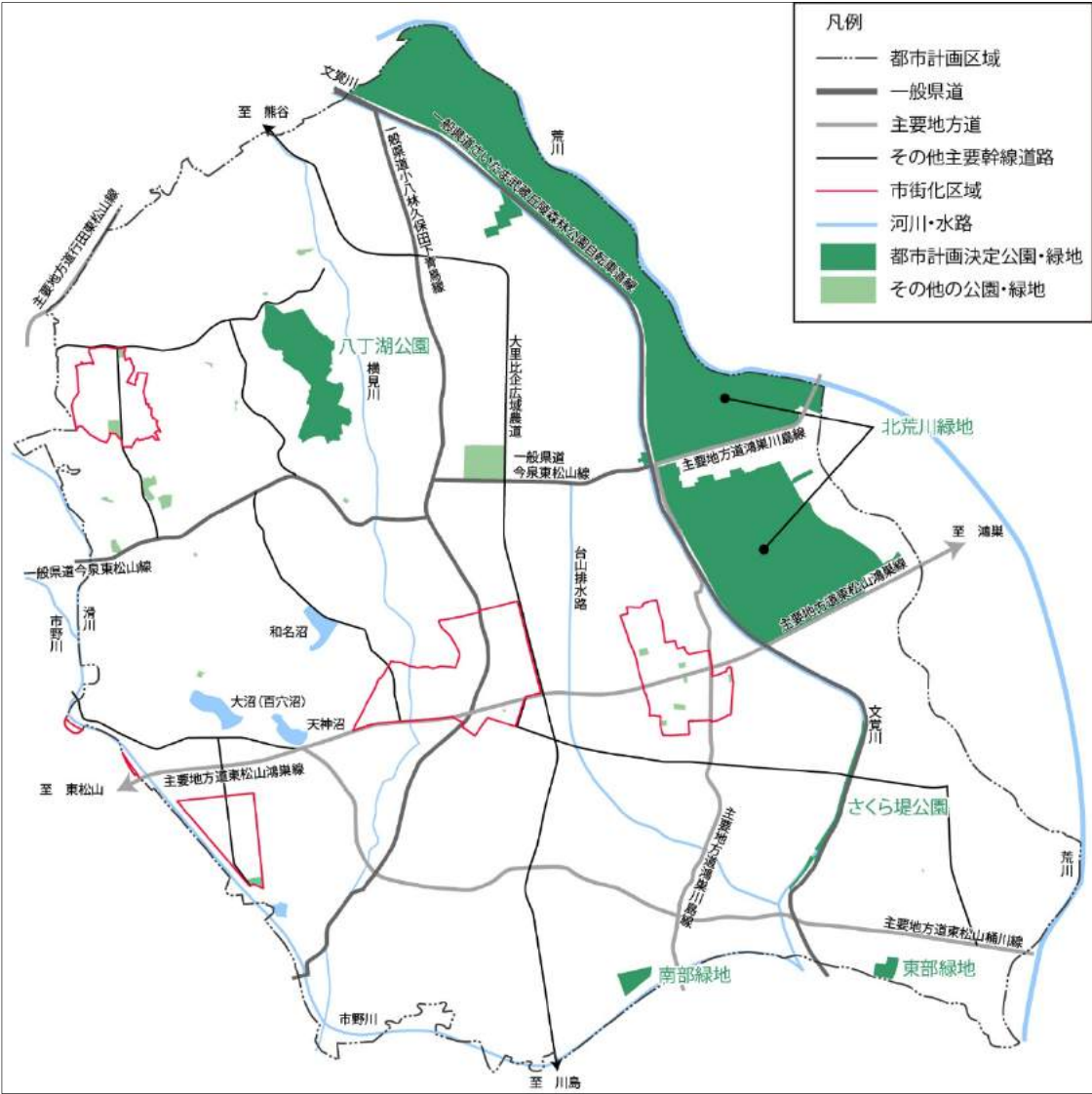
都市計画決定されている公園・緑地面積のうち供用中の面積は 203.3ha で、人口 1 人あたりに換算すると 103.6 ㎡となり、県平均の 6.96 ㎡*を大きく上回っています。

*人口は平成 27 年国勢調査による
 *県の 1 人あたり公園面積は埼玉県 HP より（令和元年 3 月 31 日現在）

図表 都市計画公園・緑地の整備状況

名称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	供用率 (%)
八丁湖公園	31.7	11.2	35.3
北荒川緑地	311.7	182.8	58.6
東部緑地	2.2	2.2	100.0
南部緑地	3.3	3.3	100.0
さくら堤公園	3.8	3.8	100.0
計	352.7	203.3	57.6

* 北荒川緑地は吉見総合運動公園を示す（「北荒川緑地」は都市計画決定の名称）



資料：まち整備課

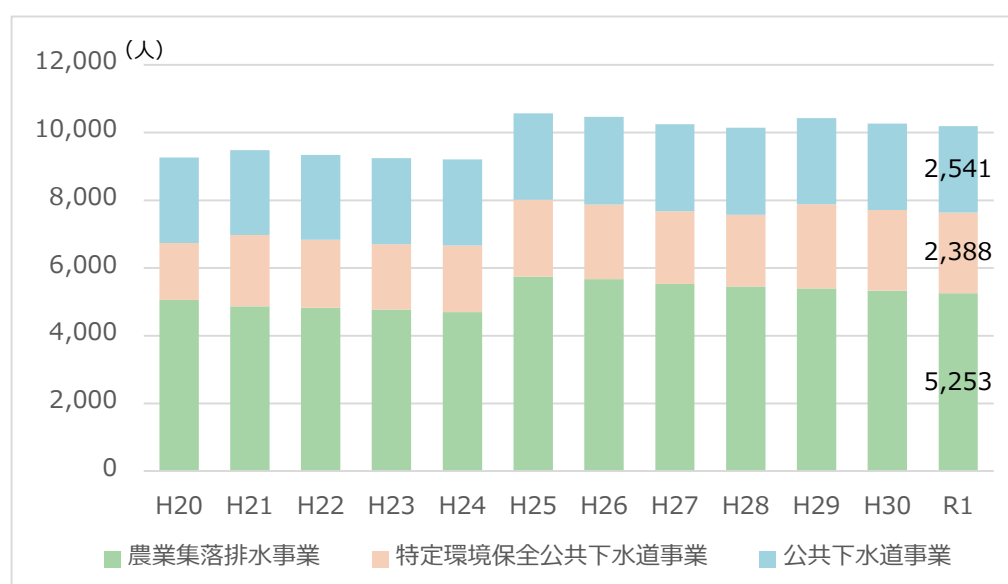
(6) 下水道関連

本町の下水道関連事業（農業集落排水等を含む）については、令和元年の処理区域内人口は合計 10,182 人となっています。

また、認可区域 270.7ha のうち、平成 31 年 4 月 1 日現在で 207.0ha（約 76.4%）の地域で公共下水道が整備されています。

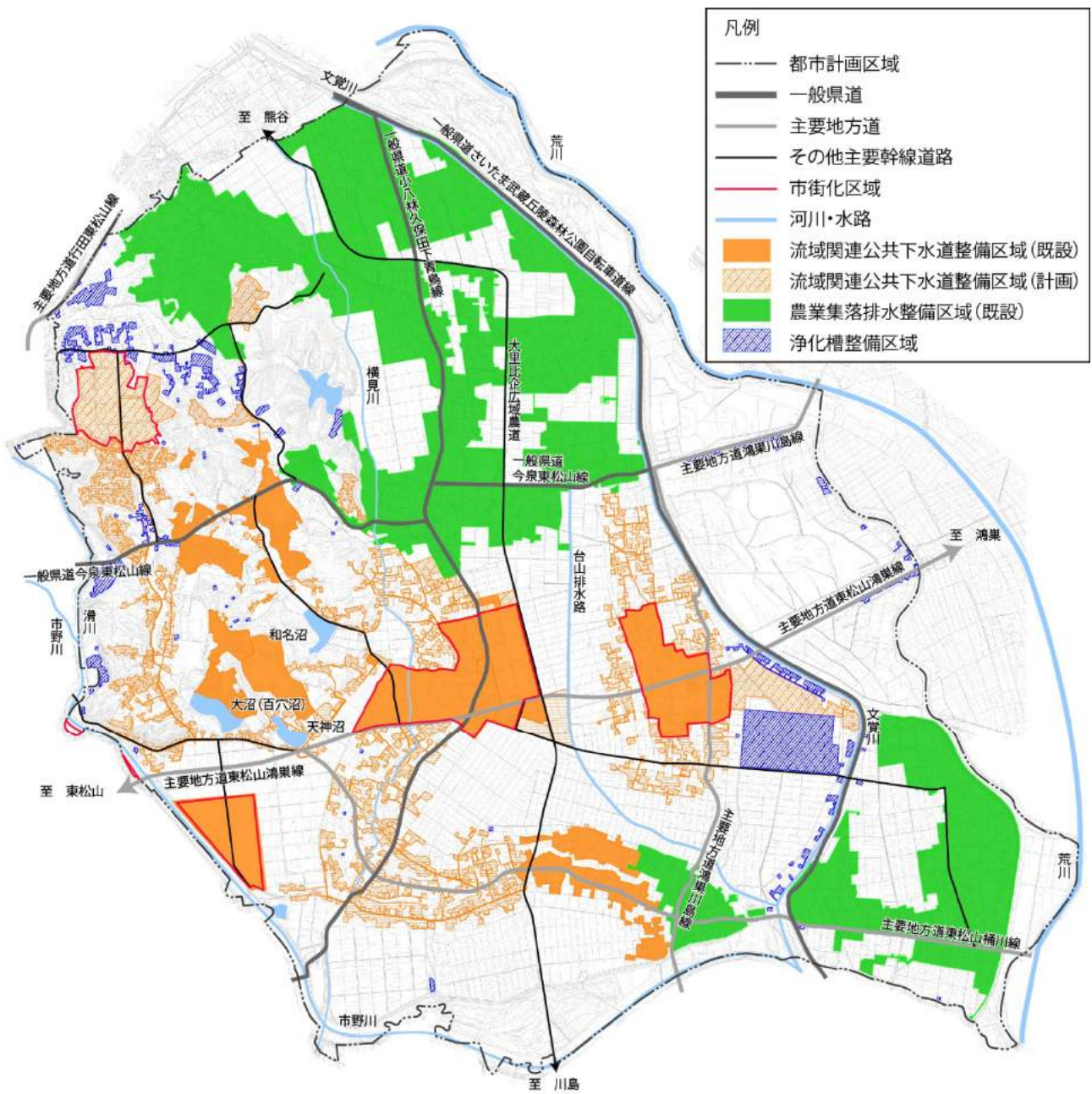
図表 処理区域内人口

年度	農業集落排水事業	特定環境保全公共下水道事業	公共下水道事業	合計
平成20年度(2008年)	5,057	1,680	2,521	9,258
平成21年度(2009年)	4,873	2,106	2,503	9,482
平成22年度(2010年)	4,830	2,000	2,506	9,336
平成23年度(2011年)	4,774	1,926	2,540	9,240
平成24年度(2012年)	4,695	1,973	2,537	9,205
平成25年度(2013年)	5,743	2,275	2,546	10,564
平成26年度(2014年)	5,671	2,206	2,583	10,460
平成27年度(2015年)	5,530	2,148	2,569	10,247
平成28年度(2016年)	5,456	2,112	2,575	10,143
平成29年度(2017年)	5,396	2,489	2,539	10,424
平成30年度(2018年)	5,333	2,381	2,548	10,262
令和元年度(2019年)	5,253	2,388	2,541	10,182
(割合)	51.6%	23.5%	25.0%	100.0%



資料：水生活課

図 下水道関連事業区域



(7) 産業

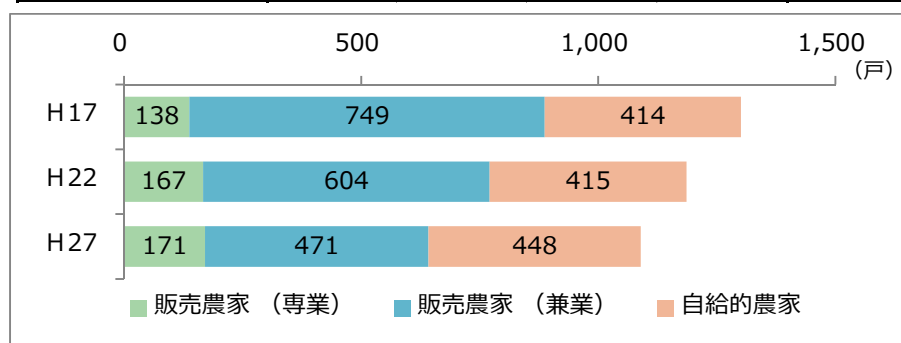
1) 農業

平成 27 年の本町の農家数は 1,090 戸、農業就業人口は 948 人となっており、年々減少の傾向にあります。内訳をみると、兼業の販売農家は 471 戸と、平成 17 年の 749 戸から約 4 割減少する一方、自給的農家は増加傾向にあり、これは高齢化や耕地の貸付けにより販売農家から自給的農家への転換が増加していることが主な原因です。

また、販売農家の経営耕地面積別の農家数をみると、0.3ha～1.5ha の規模が比較的多くなっています。

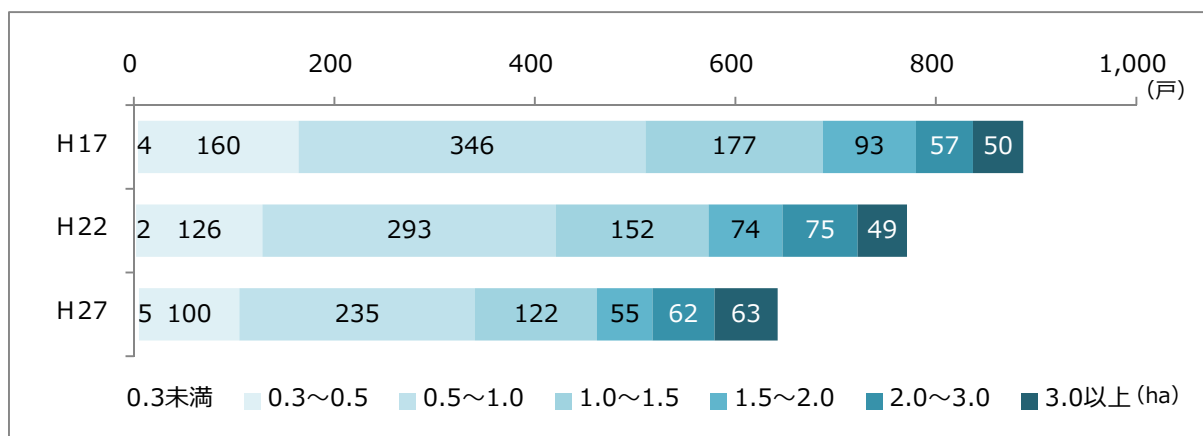
図表 農家数と農家就業人口

年	農家数（戸）				農業就業人口（人）
	計	販売農家		自給的農家	
		（専業）	（兼業）		
平成17年(2005年)	1,301	138	749	414	1,383
平成22年(2010年)	1,186	167	604	415	1,135
平成27年(2015年)	1,090	171	471	448	948



資料：農林業センサス

図 販売農家の経営耕地面積別農家数



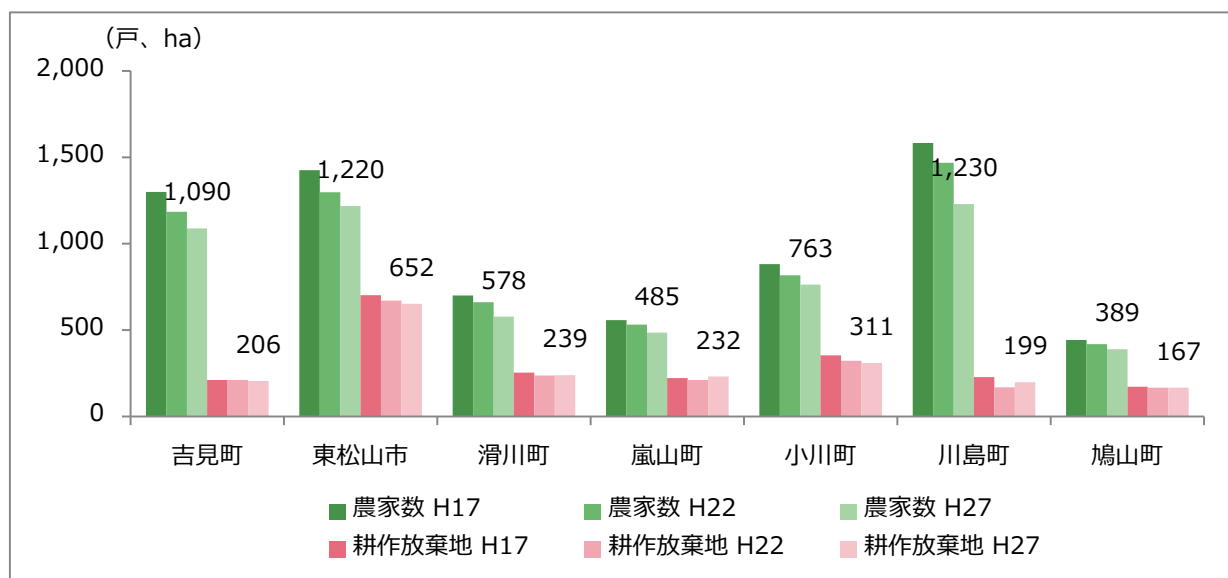
資料：農林業センサス

農家数は近年周辺 6 市町においても減少傾向にあります。

また、本町の耕作放棄地は横ばいであり、これは周辺 6 市町でも概ね同じ傾向にありますが、本町の耕作放棄地は農家数に比して比較的少ない状況であることが読み取れます。

図表 農家数等の周辺 6 市町との比較

		吉見町	東松山市	滑川町	嵐山町	小川町	川島町	鳩山町
販売農家 (戸)	平成17年(2005年)	887	857	517	326	397	1,203	263
	平成22年(2010年)	771	708	424	259	353	1,026	226
	平成27年(2015年)	642	613	325	195	298	787	202
自給的農家 (戸)	平成17年(2005年)	414	569	183	233	485	381	180
	平成22年(2010年)	415	591	238	273	464	443	194
	平成27年(2015年)	448	607	253	290	465	443	187
合計 (戸)	平成17年(2005年)	1,301	1,426	700	559	882	1,584	443
	平成22年(2010年)	1,186	1,299	662	532	817	1,469	420
	平成27年(2015年)	1,090	1,220	578	485	763	1,230	389
耕作放棄地 (ha)	平成17年(2005年)	211	703	255	222	354	228	173
	平成22年(2010年)	212	670	238	211	323	169	168
	平成27年(2015年)	206	652	239	232	311	199	167



資料：農林業センサス

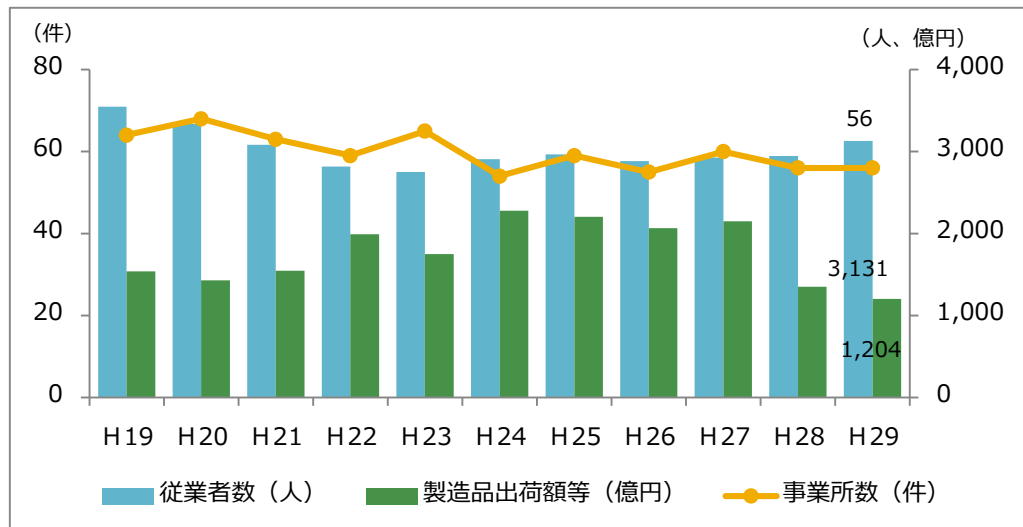
2) 工業

本町は製造業が盛んな町であり、平成 29 年の製造品出荷額は県内の町村で第 4 位となっています。工業分野の事業所数及び従業者数は、平成 24 年から大きな変動は無い一方、製造品出荷額は減少傾向にあり、特に平成 27 年から 28 年では約 800 億円の落ち込みとなりました。

図表 工業の推移

	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)
事業所数（件）	64	68	63	59	65	54
従業者数（人）	3,548	3,337	3,081	2,818	2,752	2,908
製造品出荷額等（億円）	1,540	1,431	1,547	1,991	1,751	2,278

	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
事業所数（件）	59	55	60	56	56
従業者数（人）	2,965	2,885	2,927	2,944	3,131
製造品出荷額等（億円）	2,204	2,065	2,149	1,351	1,204



資料：工業統計調査（H23 及び H27 は経済センサスによる）

表 周辺 6 市町との比較

	吉見町	東松山市	滑川町	嵐山町	小川町	川島町	鳩山町
人口（人）	19,631	91,437	18,212	18,341	31,178	20,788	14,338
事業所数（件）	56	149	44	55	82	78	18
従業者数（人）	3,131	8,192	3,429	3,812	2,505	3,821	265
製造品出荷額等（億円）	1,204	1,731	1,075	1,377	1,097	958	44
製造品出荷額／従業者（万円）	3,846	2,113	3,134	3,613	4,379	2,506	1,660

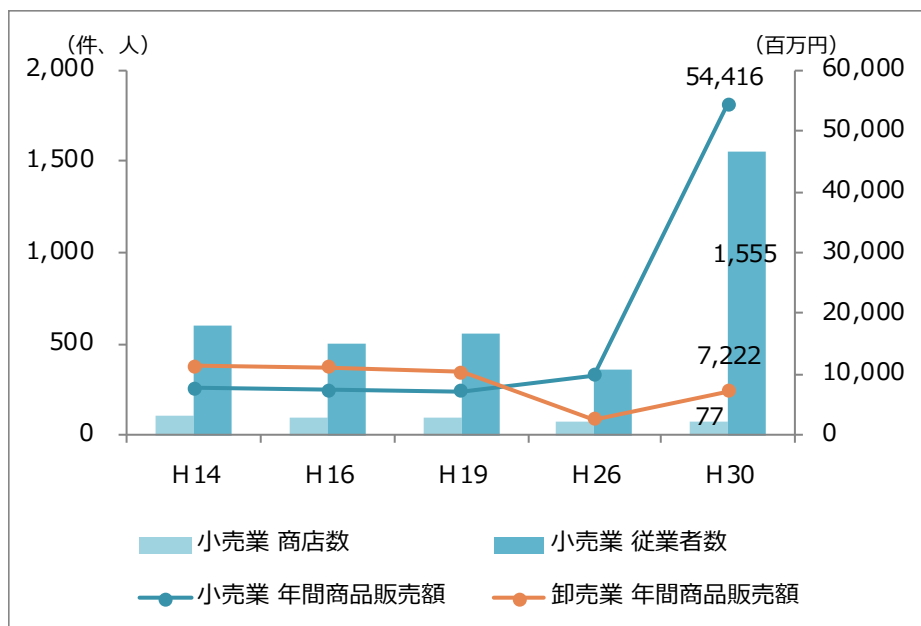
資料：令和元年工業統計調査
* 人口は平成 27 年国勢調査の数値を引用

3) 商業

平成 14 年以降、小売業の規模は概ね減少傾向にありましたが、平成 26 年に通信販売会社の大規模な物流センターが開設され、平成 30 年は大きな伸びが見られますが、商店数に大きな変化は無いため、この要因を除いては横ばいの状況にあると考えられます。

図表 商業の推移

	小売業			卸売業
	商店数 (件)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	年間商品販売額 (百万円)
平成14年(2002年)	108	598	7,749	11,256
平成16年(2004年)	99	505	7,450	11,199
平成19年(2007年)	99	553	7,203	10,288
平成26年(2014年)	73	357	9,792	2,634
平成30年(2018年)	77	1,555	54,416	7,222



* 平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、平成 19 年調査の数値とは接続しない
資料：商業統計調査

周辺 6 市町との商業規模を比較すると、小売業の事業所数や従業者数、年間販売額についてはそれほど大きくないものの、1 人あたりの年間販売額について平成 14 年と令和元年を比較すると、8.35 倍と大きくなっています。ただし、次頁に示すように、町民の町内での購買率は低い状況にあります。

表 小売業の周辺 6 市町との比較

	人口（人）			事業所数（か所）			従業者数（人）		
	平成14年 (2002年)	令和元年 (2019年)	R1/ H 14	平成14年 (2002年)	令和元年 (2019年)	R1/ H 14	平成14年 (2002年)	令和元年 (2019年)	R1/ H 14
吉見町	22,780	19,168	0.84	108	77	0.71	598	1,555	2.60
東松山市	89,741	90,290	1.01	810	623	0.77	6,239	5,604	0.90
滑川町	12,804	19,038	1.49	55	61	1.11	265	906	3.42
嵐山町	19,422	17,996	0.93	166	114	0.69	1,223	983	0.80
小川町	37,391	30,105	0.81	320	214	0.67	1,968	1,344	0.68
川島町	23,426	20,294	0.87	135	92	0.68	796	930	1.17
鳩山町	16,859	13,822	0.82	67	44	0.66	508	244	0.48

	年間販売額（百万円）			売り場面積（㎡）			1人あたり年間販売額 （千円／人）		
	平成14年 (2002年)	令和元年 (2019年)	R1/ H 14	平成14年 (2002年)	令和元年 (2019年)	R1/ H 14	平成14年 (2002年)	令和元年 (2019年)	R1/ H 14
吉見町	7,749	54,416	7.02	6,003	7,854	1.31	340.2	2,838.9	8.35
東松山市	101,277	116,185	1.15	117,100	149,082	1.27	1,128.5	1,286.8	1.14
滑川町	3,518	14,323	4.07	3,560	31,793	8.93	274.8	752.3	2.74
嵐山町	18,196	17,405	0.96	27,400	28,153	1.03	936.9	967.2	1.03
小川町	24,786	17,986	0.73	37,876	23,789	0.63	663	597	0.90
川島町	10,628	17,496	1.65	10,120	27,612	2.73	454	862	1.90
鳩山町	4,751	5,193	1.09	5,036	3,581	0.71	282	376	1.33
6 市町平均	—	—	—	—	—	—	623.1	806.9	1.51

資料：埼玉県統計年鑑

町民の買い物や飲食の場所等をみると、食料品や日用雑貨等についても町内で買物をする町民は少なく、17.3%にとどまっており、これは川越比企地域の平均購買率 60.2%と比較してもかなり低い数字となっています。その他の商品の購買や飲食についても、約6～7割の町民が町外の川越比企地域内に依存していることが分かります。

また、市町村別にみると特に東松山市への依存度が高く、次いで鴻巣市となっています。

表 商品群別・地域別の買い物・外出の場所

	吉見町			川越比企地域平均	
	自市町村内 購買率	地域内他市 町村購買率	地域外	自市町村内 購買率	自市町村外 購買率
A群(食料品、日用雑貨等)	17.3	66.5	16.2	60.2	39.8
B群(洋服、衣料品等)	0.0	71.7	28.3	30.2	69.8
C群(靴、かばん等)	0.0	72.6	27.4	21.7	78.3
D群(家具、家電等)	0.7	61.0	38.3	26.2	73.8
E群(文具、化粧品、スポーツ用品等)	12.0	66.9	21.1	40.1	59.9
家族で買物を楽しむ場合	0.0	57.0	43.0	14.2	85.8
飲食(外食)を楽しむ場合	2.0	67.7	30.3	26.9	73.1

*「地域内」は川越比企地域を指し、吉見町及び下表に掲載の川越市～東秩父村が含まれる
資料：平成27年度 埼玉県広域消費動向調査報告書

表 市町村別にみた買い物・外出の場所

	A群 (食料品、日 用雑貨等)	B群 (洋服、衣料 品等)	C群 (靴、かばん 等)	D群 (家具、家電 等)	E群 (文具、化粧 品、スポー ツ用品等)	家族で買物 を楽しむ場 合	飲食(外食) を楽しむ場 合
吉見町	17.3	0.0	0.0	0.7	12.0	0.0	2.0
川越市	0.0	3.6	5.1	2.6	3.0	1.0	1.0
東松山市	59.9	67.1	64.6	50.2	57.1	53.0	62.6
坂戸市	0.0	0.4	0.0	1.5	1.6	1.0	1.0
鶴ヶ島市	0.0	0.4	0.0	1.9	0.0	0.0	1.0
毛呂山町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
越生町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
滑川町	2.0	0.2	0.0	1.1	0.8	2.0	2.0
嵐山町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小川町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
川島町	4.6	0.0	2.9	3.7	4.2	0.0	0.0
鳩山町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
ときがわ町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東秩父村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鴻巣市	12.2	11.2	3.4	20.8	9.1	5.0	9.1

* 鴻巣市は県央地域に含まれる
資料：平成27年度 埼玉県広域消費動向調査報告書

(8) 観光

本町では国指定史跡である吉見百穴や松山城跡をはじめ、三重塔を擁する安楽寺（吉見観音）など、数多くの文化財を有しています。

また、ポンポン山公園や八丁湖公園、さくら堤公園、吉見総合運動公園など、特徴ある自然やそれを活かした公園のほか、年間約 103 万人が訪れる※道の駅「いちごの里よしみ」や合宿・研修施設を備えた「フレンドシップ・ハイツよしみ」などの観光施設も整備されています。

※ 令和 2 年実績

図表 主要観光施設

□自然	□史跡・文化財	□施設
大沼	吉見百穴	道の駅 いちごの里よしみ
天神沼	松山城跡	吉見町民会館（フレサよしみ）
和名沼	安楽寺（吉見観音）	埋蔵文化財センター
□公園	黒岩横穴墓群	フレンドシップ・ハイツよしみ
ふれあい広場	観音寺板碑群	荒川荘
吉見総合運動公園	横見神社本殿	JA吉見直売所
さくら堤公園	息障院（伝源範頼館跡）	
八丁湖公園	金蔵院宝篋印塔（伝大串次郎重親塔）	
ポンポン山公園		



資料：町HP、吉見町観光ガイドマップ

(9) 防災

町内には学校や公民館の公共施設や公園を中心に 44 か所の指定緊急避難場所があります。

本町は荒川と市野川に囲まれているため、これらが氾濫した場合、丘陵部を除く大部分が浸水し、水深は深いところでは 5 m～10m に達することが想定されています。

また、本町の地形は大部分が平地であるため、土砂災害の危険性は高くありませんが、西部の丘陵部の一部に土砂災害特別警戒区域（がけ崩れ）に指定されている箇所があります。地震については本町の東側ほど建物被害の危険性が高いと予測されています。

図 避難所等



資料：吉見町地域防災計画

表 指定緊急避難場所一覧

番号	施 設 名	災 害 区 分		
		地 震	洪 水	土砂災害
1	東第一小学校	○	△	
2	東公民館	○		
3	東第二小学校	○	△	
4	荒川荘	○		
5	東野ふれあいセンター	○		
6	南小学校	○	△	
7	吉見中学校	○	△	
8	吉見町役場	○	△	
9	勤労福祉センター	○		
10	保健センター	○		
11	悠友館	○		
12	吉見町福祉会館	○		
13	西小学校	○	○	○
14	西が丘小学校	○	○	
15	西公民館		○	○
16	西部ふれあいセンター	○	○	○
17	埋蔵文化財センター	○	○	
18	フレンドシップ・ハイツよしみ	○	○	
19	北小学校	○	△	
20	町民体育館	○		
21	B & G 海洋センター体育館	○		
22	吉見町民会館（フレサよしみ）	○		
23	よしみけやき保育所	○		
24	ふれあい広場	○		
25	道の駅いちごの里よしみ	○		
26	東部街区第1公園	○		
27	東部街区第2公園	○		
28	東部街区第4公園	○		
29	東部街区第5公園	○		
30	東部街区第6公園	○		
31	東部街区第3公園（成城台公園）	○		
32	東部街区第7公園（柿の木台公園）	○		
33	永府公園	○		
34	大沼下公園	○		
35	憩いの森公園	○		
36	八幡公園	○		
37	越中公園	○		
38	前山公園	○		
39	さくら台公園	○		
40	南吉見公園	○		
41	天王山自然公園	○		
42	六の谷公園	○		
43	御所団地公園	○		
44	吉見ヶ丘公園	○		

* △は3階以上へ避難が可能

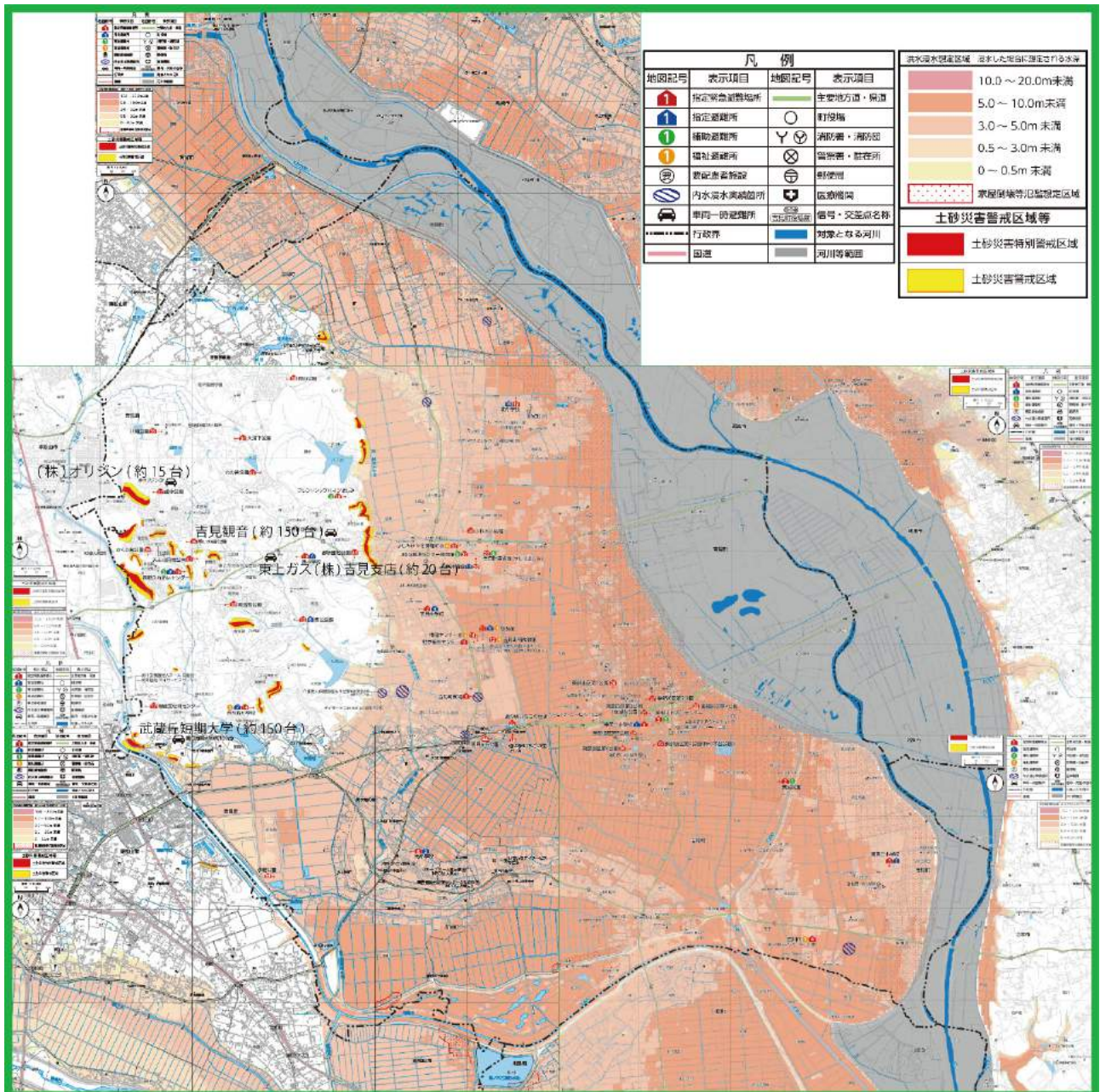
表 指定避難所一覧

番号	施設名	災 害 区 分		
		地 震	洪 水	土砂災害
1	東第一小学校	○		
3	東第二小学校	○		
6	南小学校	○		
7	吉見中学校	○		
11	悠友館			○
13	西小学校	○	○	○
14	西が丘小学校	○	○	
15	西公民館		○	○
16	西部ふれあいセンター		○	○
19	北小学校	○		
20	町民体育館	○		

資料：吉見町地域防災計画

図 荒川 浸水想定区域図

この荒川浸水想定区域図は、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨（3日間総雨量 632mm）による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示したものです。想定によると丘陵部を除く大半が浸水し、水深は深いところで5m～10mに達し、多くの家屋が浸水、水没するなど大きな被害が発生することが想定されます。



資料：吉見町防災ハザードマップ（令和3年）を加工

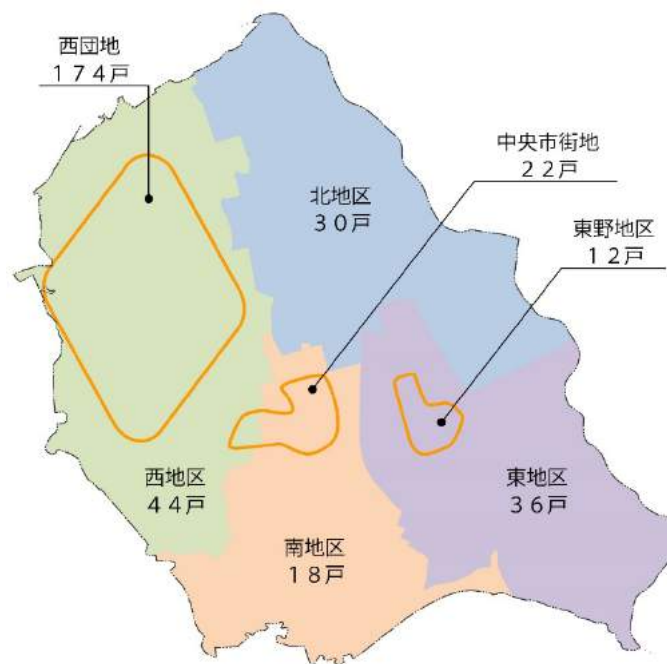
(10) 空き家

平成 28 年度に町内全域を対象として行われた空き家実態調査によると、総住宅数 7,085 戸のうち空き家等にあたるのは 336 戸であり、総住宅数の 4.7%を占めています。

同調査によると、西団地での空き家等が多くみられ、174 戸と、空き家等全体の約半数を占めていますが、建て替えや更新が行われている状況である一方、その他の地域では、空き家等の割合は高くないものの、流通が進んでいない状況となっています。なお、住宅・土地統計調査（平成 30 年）によると、県内の空き家は約 35 万戸、空き家率は約 10.2%となっており、周辺 5 市町と比較しても本町の空き家率は低い数値となっています。

また、同調査によると、本町で腐朽・破損のある空き家は、全体の 2.1%（150 戸）となっています。

図 町内の空き家等の状況



資料：吉見町空き家等対策計画

表 周辺 5 市町の空き家等の状況

	住宅総数 (戸)	空き家							
		空き家数 (戸)					空き家率 (%)	うち腐朽・破損あり	
		総数	二次的	賃貸用	売却用	その他		戸数 (戸)	割合 (%)
埼玉県	3,384,700	346,200	7,400	199,400	15,300	124,100	10.2	65,100	1.9%
吉見町	7,310	430	-	60	20	350	5.9	150	2.1%
東松山市	43,730	5,770	200	3,600	210	1,750	13.2	1,350	3.1%
滑川町	8,110	780	20	390	40	320	9.6	40	0.5%
嵐山町	7,710	1,110	-	510	-	590	14.4	350	4.5%
小川町	13,420	1,600	130	430	90	940	11.9	450	3.4%
川島町	8,070	770	-	210	-	560	9.5	200	2.5%

資料：平成 30 年住宅・土地統計調査
* 鳩山町は調査対象外

(11) 景観

本町は都市的景観や数ある名跡、豊かな田園風景、特徴的な自然風景が共存しており、四季折々でさまざまな表情が見られます。特に吉見百穴及び和名沼は県のふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき「ふるさとの緑の景観地」に指定されています。

また、八丁湖や荒川の周辺は遊歩道やサイクリングコースが整備されており、町内外の方から親しまれています。

都市的景観



名所・旧跡



吉見百穴



安楽寺



道の駅「いちごの里よしみ」

田園風景



いちごの栽培

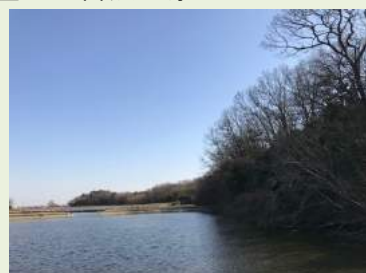


田園集落



田園景観

豊かな自然風景



和名沼



さくら堤公園



八丁湖の野鳥

資料：町HP

2 住民意向の把握

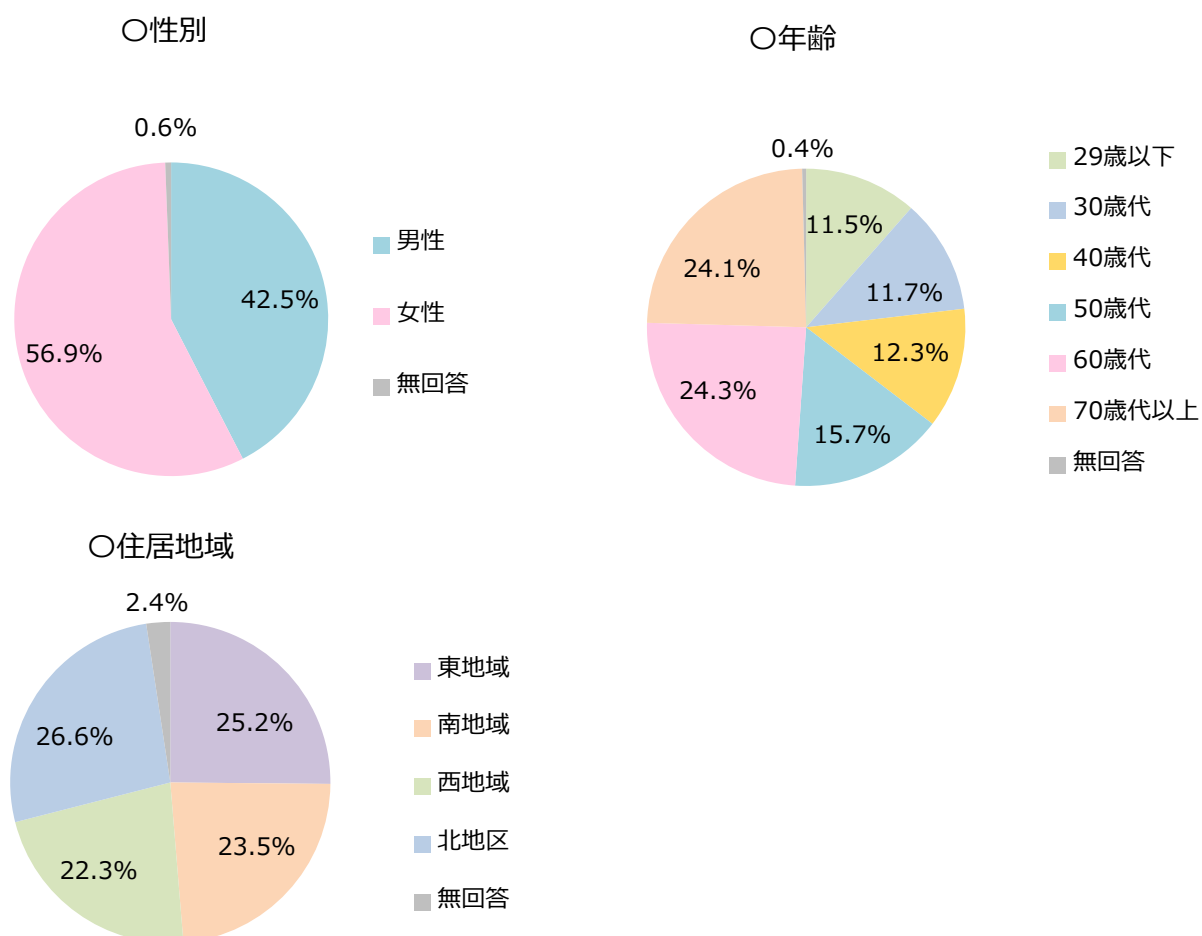
(1) 調査概要

本アンケートは、第六次吉見町総合振興計画の策定にあたり、町民のご意見・ご要望を把握するために行われたアンケートの中から、吉見町都市計画マスタープランの見直しで今後まちづくりの方針の検討のための基礎資料となる部分を抜粋しました。

表 調査概要

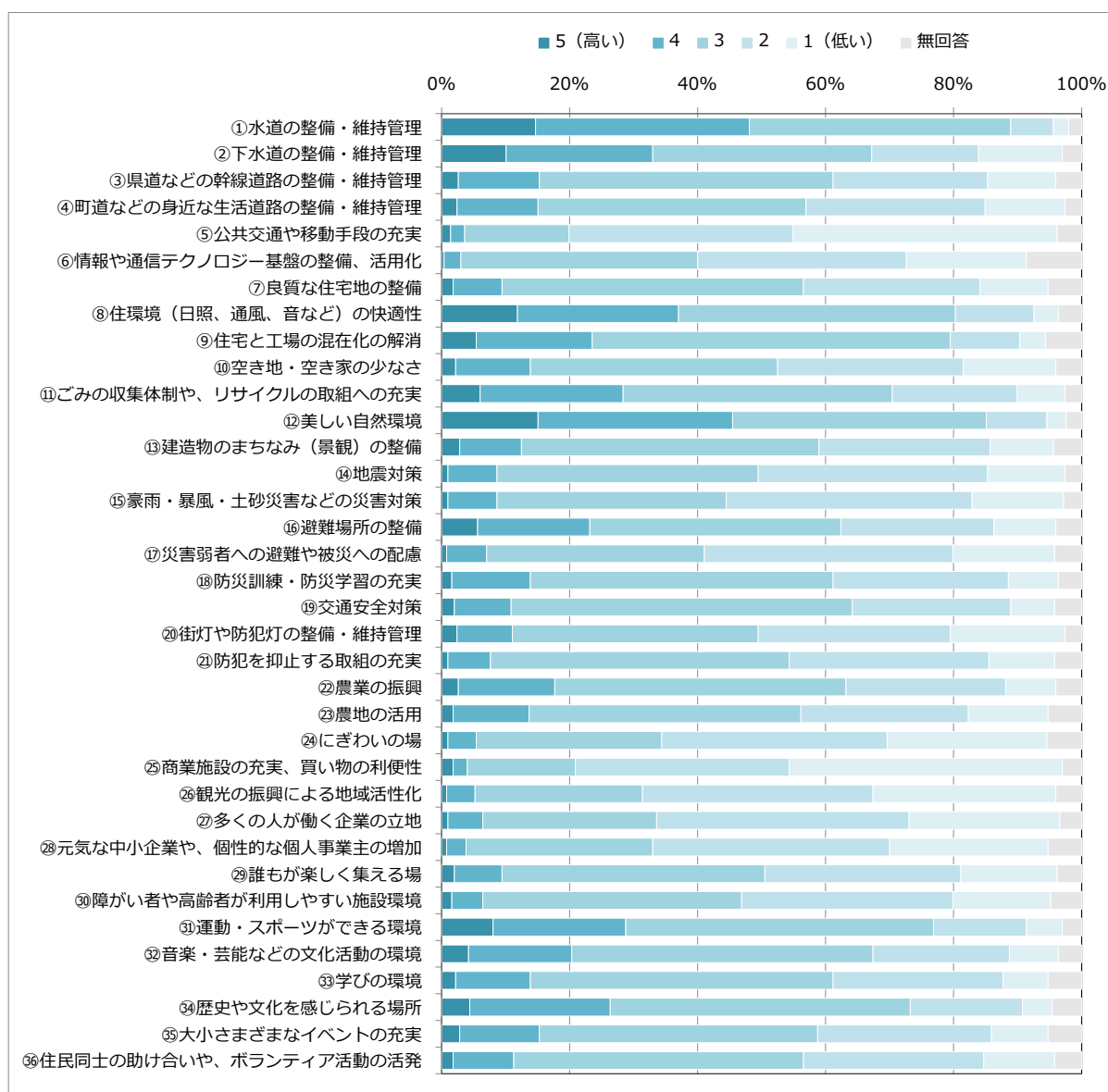
項目	内容
配布対象者	18歳以上の町民
抽出方法	無作為抽出
実施期間	令和元年11月～12月
標本数	1,000票
回収票数	497票
回収率	49.7%

図 アンケート回答者の属性



(2) 主な調査結果

1) 地域の現状に対する満足度



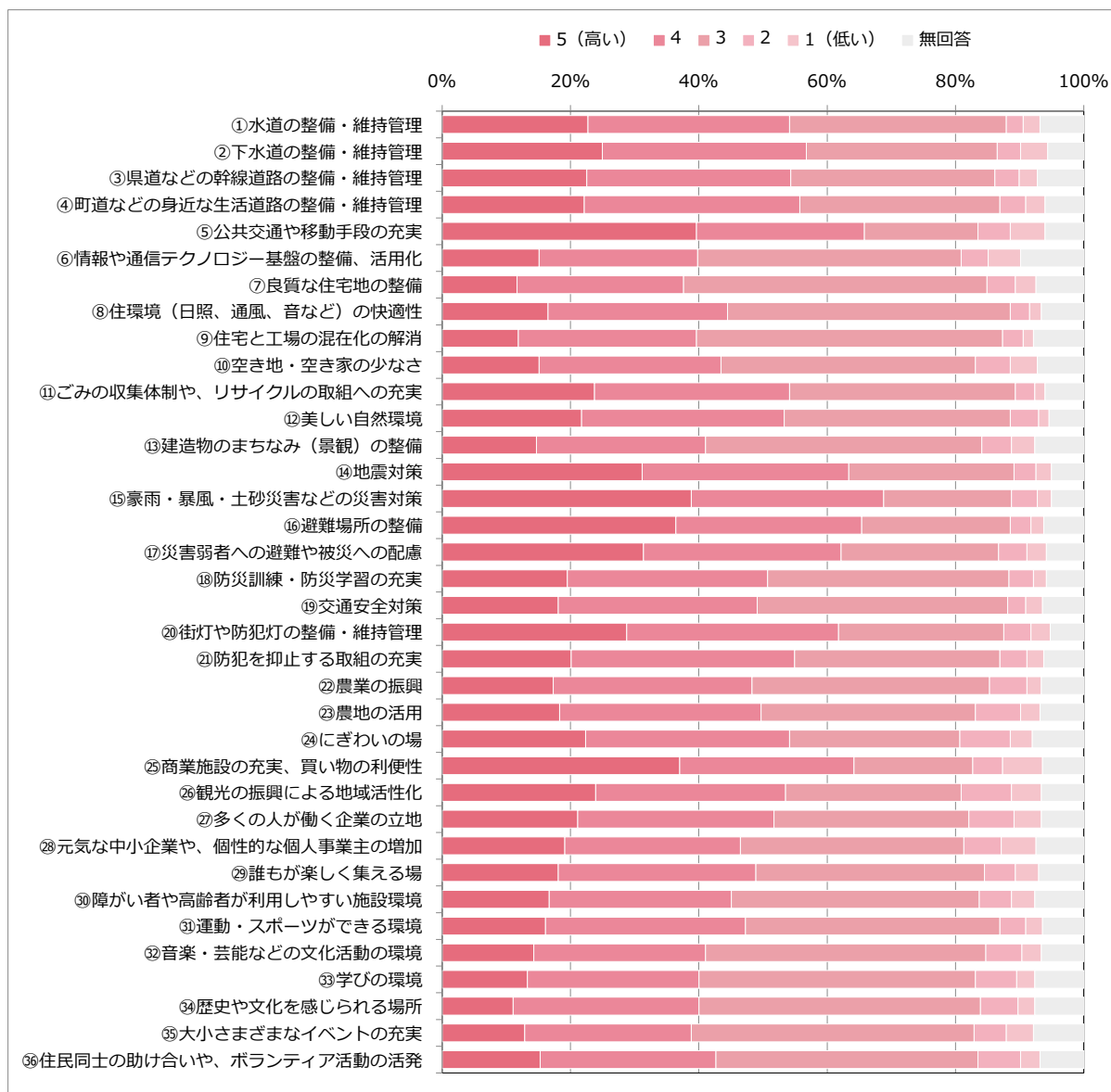
【満足度が高い項目（5 と 4 の割合が多い項目）】

□「①水道の整備・維持管理（48.1%）」が最も満足度が高く、次いで「⑫美しい自然環境（45.5%）」、「⑧住環境（日照、通風、音など）の快適性（37.0%）」の順となっており、暮らしやすさや自然環境に関して高い満足度が得られています。

【満足度の低い項目（2 と 1 の割合が多い項目）】

□「⑤公共交通や移動手段の充実（76.3%）」が最も満足度が低く、次いで「㉕商業施設の充実、買い物の利便性（76.1%）」、「㉖観光の振興による地域活性化（64.6%）」の順となっています。

2) 今後のまちづくりにおける重要度



□「⑮豪雨・暴風・土砂災害などの災害対策（68.8%）」が最も高く、また、「⑯避難場所の整備（65.4%）」、「⑭地震対策（63.4%）」、「⑰災害弱者への避難や被災への配慮（62.2%）」といった災害に対する項目が上位に多数入っており、近年頻発する豪雨・地震への防災意識が高いことがうかがえます。

□「⑤公共交通や移動手段の充実（65.8%）」、「㉕商業施設の充実、買い物の利便性（64.2%）」が上位を占めており、移動手段の利便性の向上や商業施設の誘致等の検討が必要です。

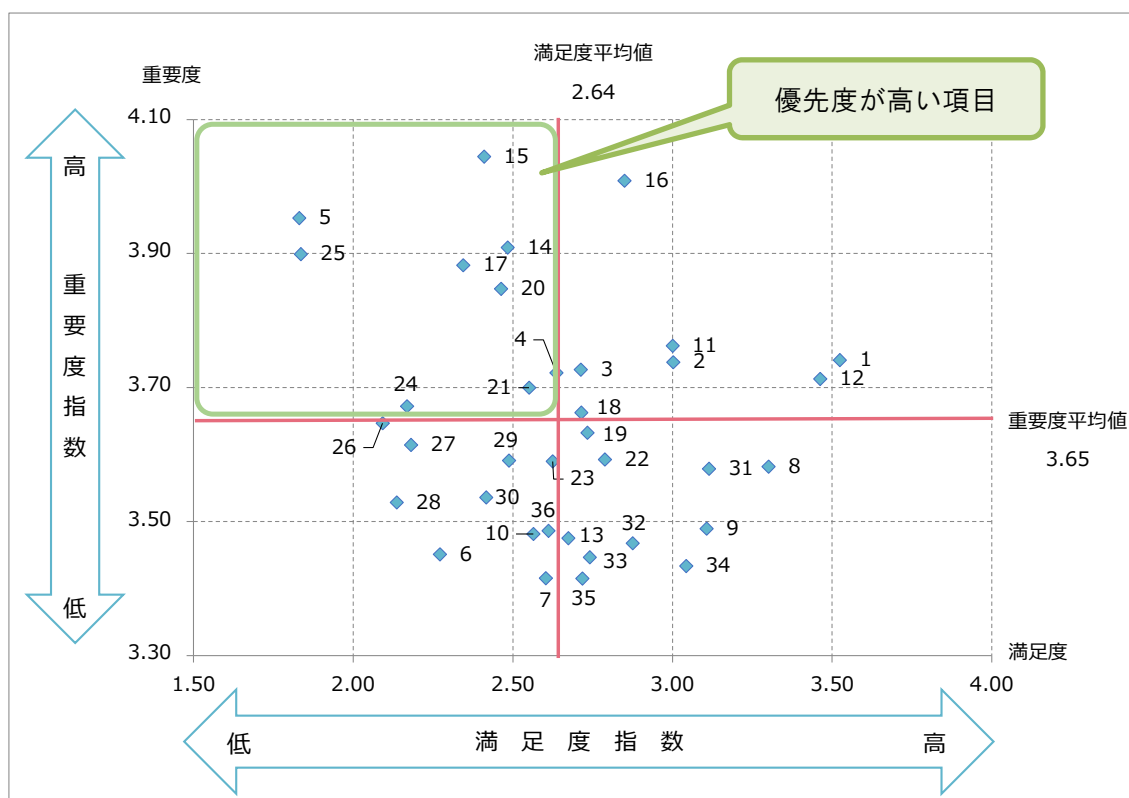
3) 今後のまちづくりに対する優先度

地域の現状に対する満足度と今後のまちづくりにおける重要度から、今後町として優先的に取り組むべき項目は、満足度（平均値：2.64）が低く、かつ重要度（平均値：3.65）が高い領域にある次の9項目です。

《優先度の高い項目》

4：町道などの身近な生活道路の整備・維持管理
5：公共交通や移動手段の充実
14：地震対策
15：豪雨・暴風・土砂災害などの災害対策
17：災害弱者への避難や被災への配慮

20：街灯や防犯灯の整備・維持管理
21：犯罪を抑止する取組の充実
24：にぎわいの場
25：商業施設の充実、買い物の利便性



1：水道の整備・維持管理
2：下水道の整備・維持管理
3：県道などの幹線道路の整備・維持管理
4：町道などの身近な生活道路の整備・維持管理
5：公共交通や移動手段の充実
6：情報や通信テクノロジー基盤の整備、活用化
7：良質な住宅地の整備
8：住環境（日照、通風、音など）の快適性
9：住宅と工場の混在化の解消
10：空き地・空き家の少なさ
11：ごみの収集体制や、リサイクルの取組への充実
12：美しい自然環境
13：建造物のまちなみ（景観）の整備
14：地震対策
15：豪雨・暴風・土砂災害などの災害対策
16：避難場所の整備
17：災害弱者への避難や被災への配慮
18：防災訓練・防災学習の充実

19：交通安全対策
20：街灯や防犯灯の整備・維持管理
21：犯罪を抑止する取組の充実
22：農業の振興
23：農地の活用
24：にぎわいの場
25：商業施設の充実、買い物の利便性
26：観光の振興による地域活性化
27：多くの人が働く企業の立地
28：元気な中小企業や、个性的な個人事業主の増加
29：誰もが楽しく集える場
30：障がい者や高齢者が利用しやすい施設環境
31：運動・スポーツができる環境
32：音楽・芸能などの文化活動の環境
33：学びの環境
34：歴史や文化を感じられる場所
35：大小さまざまなイベントの充実
36：住民同士の助け合いや、ボランティア活動の活発

3 まちづくりの課題

本町を取りまく時代の潮流や社会状況と本町のさまざまな特性を踏まえながら、まちづくりを進めていく上での主要な課題を以下のとおり設定します。

(1) 時代の潮流及び社会状況

1) 人口減少、少子高齢化、世帯小規模化

- ☐ 少子高齢化とそれに伴う人口減少は今後も数十年続くと予想されており、自治体の財政力の低下、空き家・空き地や耕作放棄地等の増加は避けられない状況にあります。限られた財政・人的資源を効果的に活用し、町の強みを伸ばしながら、行政と町民の協働によるまちづくりが求められています。
- ☐ 少子高齢化の影響は町民の日常生活にも大きな影響を及ぼしており、核家族や高齢者のみの世帯、ひとり世帯が増加していく中で、移動や子育てなど日々の生活に不安を抱える人に対して、行政だけでなく地域で支えていくことが必要となっています。
- ☐ このような時代においても、町民の誰もが行政・医療・福祉・購買などのサービスに対してアクセスしやすいコンパクトで住みよいまちづくりが望まれます。

2) 成長型社会から成熟型社会への転換

- ☐ 人口が増加することを前提とした、量的な充足を第一に目指すこれまでの成長型のまちづくりから、質を高め、その時代の人口に対して適切な規模の施設やサービスを維持することを重視していくため、成熟型のまちづくりに転換していくことが必要となっています。
- ☐ 都市や社会の成熟を背景に町民の価値観も変化しており、サービス利便性だけでなく、景観など付加価値的な質の高いまちや自然環境の維持と調和、S O H Oや二拠点生活など多様な働き方と住まいのかたち、地域社会や地域の歴史・文化とのふれあい、多様な価値観の共存などへ関心が高まっており、これらに応じた柔軟なまちづくりが求められています。

3) 自然との共生への要請

- ☐ 日本各地で地球温暖化が原因の一つとされる集中豪雨が頻発化し、水災害や土砂災害が激甚化しています。世界では資源の枯渇や環境汚染、開発途上地域では急速な都市化による環境破壊等が顕在化しており、地球環境保全が世界共通の課題となっています。
- ☐ 自然と調和した持続可能なまちづくりを実現するために、持続可能な開発目標（S D G s）への貢献を念頭に置いた、コンパクトなまちづくりによる環境負荷の軽減等、低炭素まちづくりが必要です。

-
- 本町には豊かな自然環境が残されていることや、身近に自然が感じられる環境が求められていることから、貴重な自然環境の保全や景観資源としての活用が求められます。また、自然環境の保全を通じた生物多様性の確保とともに、自然と共生していくための行動を意識し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐ役割を果たすことが必要です。

4) 安全・安心への関心の一層の高まり

- 平成23年3月の東日本大震災や令和元年東日本台風をはじめ、近年の頻発化・激甚化する大規模自然災害による土砂災害・水害、犯罪不安の広がりなどを背景に、安全・安心の確保への関心が一層高まっています。

(2) 部門別の課題

1) 都市構造及び都市機能

- 主要地方道東松山鴻巣線の4車線化に伴い、アクセス性が大きく向上することから、交通利便性の高い環境や低未利用地を有効に活用することにより、道の駅「いちごの里よしみ」を中心とした拠点の形成が求められます。
- 市街化調整区域では、昭和30年代から民間により整備された西団地では、幹線道路の周辺を中心にある程度まとまった集落が形成されているものの、地域住民が日常的に必要な生活利便サービスが充足していない地域もみられます。
- 今後も続く人口減少社会においては、こうした食料品や日用品を扱う商店や診療所、福祉サービス施設など、地域住民の日常生活に不可欠な生活サービス機能が一定程度集約された拠点を形成・維持することが望まれます。

2) 土地利用

- 本町の市街化区域は比較的コンパクトですが、住宅系の市街化区域内にも多くの農地や低未利用地等が残存していることから、低密度な市街地となっています。
- 本町の特産品であるいちごや、肥沃な大地を活かした米の生産をはじめとした、本町の主要産業のひとつである農業を支える環境づくりのため、畦畔除去等によるほ場の大区画化等の営農環境の整備が必要となります。
- 順調な企業誘致と稼働が見られる長谷工業団地や城南産業団地などの既存工業団地を維持していくとともに、工業のさらなる発展を支える基盤づくりのため、新たな開発事業の推進が望まれます。

3) 市街地整備

- 主要地方道東松山鴻巣線の拡幅を契機に、道の駅「いちごの里よしみ」の魅力と利便性を高める整備を進め、さらなる集客力の向上を図っていく必要があります。

-
- 面的整備を行っていない中央市街化区域における住宅系用途地域内において、残存農地や低未利用地の多さが目立ちます。コンパクトなまちづくりに向けて、市街化区域内への居住誘導の受け皿を整えていくため、良好な居住環境の確保が望まれます。
 - 令和3年に開館予定である図書館等複合施設をはじめとして、ふれあい広場周辺への公共施設の集約化など、町民にとって利便性の高い施設配置が望まれます。

4) 道路・交通

- 本町を縦断する主要道路の一つである大里比企広域農道については、交通量が多く、周辺市町とを結ぶ広域幹線であることから、県道への格上げが望まれます。
- 住宅地の狭あい道路や見通しが良好でない交差点等の解消を図るため、通学路を中心とした生活道路改善や安全施設の設置を進めるほか、地域住民による見守り活動を推進する必要があります。
- 民間の路線バスは通勤・通学にも多く利用されていることから、今後も維持と利便性の向上を図っていく必要があります。
- 平成30年度から運行を開始したデマンド型交通については、特に高齢者をはじめとする交通弱者の重要な移動手段となっていることから、サービスを維持していくことが求められます。

5) 公園・緑地等

- 町民や周辺住民のレジャー・憩いの場として利用されている都市公園や緑地、ふれあい広場等は、整備・管理の継続的な実施と周辺環境の整備が必要となります。また、地域のニーズに対応した設備、地域活動、防災時の避難場所としての役割も検討する必要があります。
- 本町ならではの自然景観を楽しめる水とみどりのネットワークの更なる充実が求められます。
- 町内にはふれあい広場や吉見総合運動公園など、町民や周辺住民がスポーツやレジャーを楽しむことが出来る施設が整備されている一方で、中央市街化区域等では地域住民にとって身近な公園を有していないのが現状です。
- 工業団地及び産業団地においては、地区内の良好な環境の形成と周辺地域との調和を図るため、適切な緑化が必要となります。

6) 供給処理施設等の整備

- 公共下水道については、認可区域内の未整備箇所において、宅地化の状況に合わせた整備を進める必要があります。
- ごみ処理施設について、埼玉中部環境センターの利用を継続しつつ、新たなごみ処理方針について検討が必要です。

7) 環境共生及び景観形成

- ☐ 森林や里山、水辺等の豊かな自然環境・景観や農業景観、名所・旧跡の特徴的な景観については、適切に維持・保全し、後世に引き継いでいく必要があります。
- ☐ 吉見百穴や安楽寺（吉見観音）、八丁湖公園やさくら堤公園など、本町の有する歴史的資源や自然資源を活かした交流人口の増加を図ることが望まれます。
- ☐ 道の駅「いちごの里よしみ」周辺は本町の玄関口として、中心拠点にふさわしい景観づくりを進めることが求められます。
- ☐ 既存の住宅地については、周辺環境と調和した良質な市街地景観の形成に向けた取組が必要となります。

8) 防災・防犯

- ☐ 近年、頻発する集中豪雨等による河川の氾濫や土砂災害等が危惧されており、浸水被害への対策が喫緊の課題となっています。
- ☐ 西団地には土砂災害の危険性の高い箇所が点在しているほか、本町の東部では地震による建物倒壊や液状化の危険性が高い傾向にあるため、対策が必要となっています。
- ☐ 豪雨や地震等の自然災害から町民の生命と財産を守り、安心して暮らせるよう、建築物の耐震化や避難生活物資・資機材の備蓄、避難場所・経路の確保などの防災施設の整備充実が求められます。
- ☐ 防犯については、「吉見町防犯のまちづくり基本計画」に基づいた防犯パトロールや啓発活動のため、活動の基盤となる地域コミュニティの強化が必要となります。

第3章 全体構想

1 まちの将来像

まちの将来像は、上位計画にあたる第六次吉見町総合振興計画と同じ方向を見据える必要があることを踏まえ、第六次吉見町総合振興計画に準じた将来像を設定します。

未来へつなぐ
みんなで 安心して暮らせるまち よしみ
—20 年先への種まき—

2 まちづくりの目標

まちの将来像を実現するためのまちづくりの目標として、これまでに整理した現状や課題を踏まえ、以下のとおり設定します。

自然と調和した持続可能なまちづくり

3 将来都市構造

将来都市構造とは、現在の土地利用や自然などの地域資源を踏まえ、まちの将来像の実現に向けて目指すべき都市（まち）の骨格となる構造のあり方を概念的に表すものです。

将来都市構造を構成する要素には「拠点」「軸」「ゾーン」の3つがあり、本町での対象は以下に示すとおりです。

（1）拠点

本町の顔となる商業、行政、医療などの都市機能が集積しているエリアや、産業、文化、スポーツ等に関連する特徴的な施設が立地し、人が集まり、町の魅力・活動を高めていくための場を「拠点」として設定します。

① 中心拠点

位置づけ
☐ 主要地方道東松山鴻巣線と大里比企広域農道の結節点周辺を中心拠点として位置づけ、行政サービス機能や商業・工業・観光・地域振興機能の維持・拡充を図り、町の顔としての中心性・拠点性を高めます。
対象エリア（1か所）
○ 道の駅「いちごの里よしみ」、吉見町役場、悠友館などが立地するエリア一帯

② 地域拠点

位置づけ
☐ 市街地開発整備が行われた住宅地と地域住民の日常生活を支える商業施設や公共施設が立地しているエリアを地域拠点として位置づけ、日常生活や地域活動を支える機能の維持・拡充を目指します。
対象エリア（1か所）
○ 東部市街化区域

③ 産業拠点

位置づけ
☐ 町の産業振興や地域活力の向上、職住近接による定住人口の確保に向け、既存の工業団地及び産業団地を産業拠点として位置づけるとともに、新たな産業拠点の形成を目指します。
対象エリア（5 か所）
☐ 中央市街化区域内 ☐ 長谷工業団地 ☐ 産業系 12 号区域 ☐ 城南産業団地 ☐ 大和田産業団地（仮称）

④ 健康・福祉拠点

位置づけ
☐ 町民の健康や福祉の維持に寄与する施設が集積した健康・福祉機能の高い拠点の形成を目指します。
対象エリア（1 か所）
☐ 保健センター（地域包括支援センター）、介護予防施設・悠友館等が立地するエリア

⑤ 歴史・文化・レクリエーション拠点

位置づけ
☐ 史跡・文化財や文化施設、スポーツ・レジャー施設等が集積するエリアを歴史・文化・レクリエーション拠点として位置づけ、町民の文化・交流やレクリエーション活動の促進を図ります。
対象エリア（6 か所）
☐ 吉見百穴周辺 ☐ 吉見町民会館（フレサよしみ）、ふれあい広場周辺 ☐ さくら堤公園周辺 ☐ 八丁湖公園、フレンドシップ・ハイツよしみ周辺 ☐ 南部緑地周辺 ☐ 吉見総合運動公園周辺

(2) 軸

本町の骨格を形成し、周辺都市や各拠点間の人、物、情報の移動を支える主要な幹線道路等を交通軸として設定します。また、連続する良好な景観・空間をかたちづくる河川沿い等を「水と緑の軸」と設定します。

① 広域連携軸

位置づけ
☐ 町と周辺都市を結び、通勤・通学や買い物、レクリエーション活動等にもなう広域的な交流を支える道路を広域連携軸として位置づけ、広域的交流や産業振興につながる機能の維持・充実を目指します。
対象路線
○ 主要地方道東松山鴻巣線（東西軸） ○ 大里比企広域農道（南北軸）

② 地域連携軸

位置づけ
☐ 広域連携軸を補完し、隣接する自治体や中心拠点と地域拠点を結び日常生活や地域交流を支える主要な生活道路を地域連携軸として位置づけ、町民の日常生活の利便性や地域交流の活性化を目指します。
対象路線
○ 主要地方道鴻巣川島線 ○ 主要地方道東松山桶川線 ○ 一般県道今泉東松山線 ○ 一般県道小八林久保田下青鳥線

③ 水と緑の軸

位置づけ
☐ 連続的な緑の空間が形成され、町民や来訪者の憩いの場となる主要な一級河川を水と緑の軸として位置づけ、町民や来訪者が自然とのふれあいやウォーキング、サイクリングなどのレジャーを楽しむことが出来る水と緑の空間の形成を図ります。
対象河川
○ 荒川（一級河川） ○ 市野川（一級河川） ○ 滑川（一級河川）

(3) ゾーン

拠点や軸を中心に構成される面的な広がりをもつ地域として区分し、土地利用の方向性を示します。

① 市街地ゾーン

位置づけ
☐ 既に市街地が形成されている中央市街化区域や東部市街化区域、土地区画整理事業により計画的な市街地が形成されている区域を市街地ゾーンとして位置づけ、利便性の高く、安心して暮らせる良好な住環境の整備を目指します。
☐ 長谷工業団地や城南産業団地、新たな産業団地は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、積極的な企業誘致による町を支える産業振興を目指します。
対象エリア
☐ 中央市街化区域 ☐ 東部市街化区域 ☐ 工業団地・産業団地（構想を含む）

② 丘陵部ゾーン

位置づけ
☐ 西部の比企丘陵には、吉見百穴をはじめ松山城跡、安楽寺（吉見観音）等の歴史的文化財が数多く点在し、八丁湖周辺等には緑豊かな自然環境を有していることから、丘陵部ゾーンとして位置づけ、四季を彩る丘陵の良好な景観要素として維持・保全を目指します。
対象エリア
☐ 比企丘陵周辺

③ 農業共生ゾーン

位置づけ
☐ 集落地や農地、良好な田園景観は本町の原風景であり、良好な風景を後世に残していくために、農地と調和・共存した土地利用や営農環境の保全、良好な生活環境整備を目指します。
対象エリア
☐ 既存の田園集落及び農地

④ 公園・緑地ゾーン

位置づけ

- ☐ 都市計画決定されている公園・緑地を公園・緑地ゾーンとして位置づけ、町民をはじめ誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションが楽しめ、健康づくりができる活動の場として施設の維持・拡充を目指します。

対象エリア

- 八丁湖公園
- さくら堤公園
- 東部緑地
- 南部緑地
- 吉見総合運動公園

(4) 将来都市構造図

以上を踏まえ、本町の将来都市構造図を以下のように定めます。

図 将来都市構造



4 部門別の方針

部門別の方針は、まちづくりの目標や将来都市構造を踏まえながら、今後のまちづくりの方向性について「土地利用」「道路・交通」「公園・緑地」「環境共生・景観形成」「防災・防犯」の5つの部門の方針を示します。

(1) 土地利用

本町の地勢や地域特性、区域区分（市街化区域、市街化調整区域）を踏まえつつ、人口減少や少子高齢化等の変化に対応した土地利用を推進します。

将来都市構造で区分した4つのゾーン（市街地ゾーン、丘陵部ゾーン、農業共生ゾーン、公園・緑地ゾーン）の特性に応じた土地利用を図ります。

《市街地ゾーン》

① 商業・業務地

- 主要地方道東松山鴻巣線沿道と一般県道小八林久保田下青鳥線沿道、道の駅「いちごの里よしみ」周辺を商業・業務地として位置づけ、食料品や日用品を扱う店舗、サービス施設、業務施設等、町民の日常生活を支える施設を誘導します。
- 道の駅「いちごの里よしみ」は、農業と観光との連携などにより、にぎわいや交流を創出するとともに、新たなサービスや機能を拡充し、利便性や快適性の向上を目指します。



道の駅「いちごの里よしみ」

② 一般住宅地

- 市街化区域内の住宅地を一般住宅地と位置づけ、地区計画等の活用により良好な住環境の維持・形成を目指します。
- 中央市街化区域では、道路等の基盤整備が遅れていることから、地区計画の活用や身近な生活道路の整備等による住環境整備に努めます。
- 中央市街化区域と隣接する道の駅「いちごの里よしみ」と連携した魅力あるまちづくりを展開し、住宅地活性化事業などによる宅地化促進を目指します。
- 中央市街化区域では、農地や低未利用地が点在していることから、農地と調和した緑豊かで住みやすい住宅地の形成を目指します。
- 東部市街化区域は、土地地区画整理事業により基盤整備が行われ、地区計画の活用により良好な住環境が形成されている地区であることから、今後も良好な住環境の維持を目指します。

③ 工業地

- 中央市街化区域の工業地については、周辺環境との調和に配慮しながら、引き続き工業地としての土地利用を図ります。
- 長谷工業団地や城南産業団地においては、土地区画整理事業により基盤整備が行われ、地区計画の活用による周辺環境に配慮した良好な操業環境を有する工業地としての土地利用を図ります。



中央市街化区域の工場

④ 開発誘導地

- 道の駅「いちごの里よしみ」東側地区は、広域幹線道路の交通結節点である立地特性や道の駅が有する機能を生かし、町の中心拠点にふさわしい利便性の高い、にぎわいのある魅力的な商業地の形成を目指します。
- 主要地方道東松山鴻巣線沿道の大和田地区については、広域幹線道路沿道の立地特性を活かし、企業誘致による地域の活性化、雇用の創出を図るため、魅力ある工業・産業団地の形成を目指します。整備にあたっては周辺環境との調和を図るため、地区計画の活用による土地・建物利用の誘導を図ります。

⑤ 沿道活性化ゾーン

- 主要地方道東松山鴻巣線沿道の市街化調整区域について、都市的土地利用を検討する沿道活性化ゾーンとして位置づけ、周辺環境と調和を図りながらニーズに対応した商業・産業集積地として活用するための柔軟な整備手法を検討します。



主要地方道東松山鴻巣線沿道

《丘陵部ゾーン》

① 既存集落地

- 11号区域が指定されている住宅団地には、空き家・空き地、駐車場等の低未利用地が散在していることから、空家・空地等の利活用を視野に入れた住宅の検討に努めます。また、生活道路も狭あいであることから、良好な住環境の維持・改善に向けた道路改良に努めます。なお、11号区域については、町への定住促進、開発実態・動向を踏まえながら、開発許可制度の適正な運用を図っていきます。

② 丘陵地

- 県立比企丘陵自然公園に指定されている西部の丘陵地は表情豊かな自然が広がっており、優れた自然環境や景観を保全するとともに、町民が自然とふれあう共生の場、観光・レクリエーションの場として活用します。また、丘陵地の樹林地は、水源のかん養、地球温暖化の抑制、野生鳥獣の生息・成育の場など、多様な機能を有していることから、機能の維持・増進に向けて引き続き保全していきます。
- 丘陵地内には吉見百穴や黒岩横穴墓群、松山城跡、八丁湖等の観光資源が点在していることから、町民や観光客が観光資源間を回遊できる交通手段の検討やウォーキング、サイクリング事業と連携して観光振興に取り組みます。



吉見百穴

《農業共生ゾーン》

① 既存集落地

- 市街化調整区域で集落等が集積している地域であることから、今後も農地や集落等から営農環境や自然環境に配慮した、ゆとりある集落環境の維持・保全を基本に、生活基盤施設や生活関連施設の整備充実に努めます。

② 田園環境保全地

- 平野部に広がる農地は、ほ場整備などの基盤整備による優良農地であることから、今後とも農業生産の場として維持・保全を図ります。
- 農業従事者の高齢化・減少により、遊休農地や耕作放棄地の増加が懸念されており、営農意欲の高い農家や新たな担い手への斡旋を通じ、農地の有効利用を促します。また、人・農地プラン、農地中間管理事業の活用により、生産効率向上に向けた農地の利用集積、遊休農地や耕作放棄地の解消、発生防止を図ります。



田園環境保全地

③ 公共公益施設

- 吉見町民会館（フレサよしみ）周辺については、図書館等の施設が集積していることから、文化・交流活動の場として地域住民の利便性向上を図ります。
- 町民体育館やふれあい広場は、町民のスポーツ・レジャー活動、健康維持の場として、幅広い世代が活用できるよう、地域ニーズに対応した施設の修繕・改修、機能の拡充を図ります。
- 保健センター周辺は、福社会館や地域包括支援センター、介護予防施設である悠友館などが集積していることから、各施設が連携しながら高齢者や子育て世代を中心として町民の健康・福祉に関わるサービスの充実を図ります。



ふれあい広場

④ 活用検討エリア

- 時代や社会の様々な変化と地域の特性を踏まえて、周辺の住環境や営農環境との調和を保ちながら、本町に適した産業への活用も含めた将来の土地利用について、幅広く検討していきます。

《公園・緑地ゾーン》

① 公園・緑地

- 都市計画決定されている八丁湖公園、北荒川緑地（吉見総合運動公園周辺）、東部緑地、南部緑地、さくら堤公園を公園・緑地として定め、町内外からの幅広い世代が利用しやすいよう、遊具等の安全性の確保や施設の長寿命化及び機能更新を行い、利用促進につなげていきます。



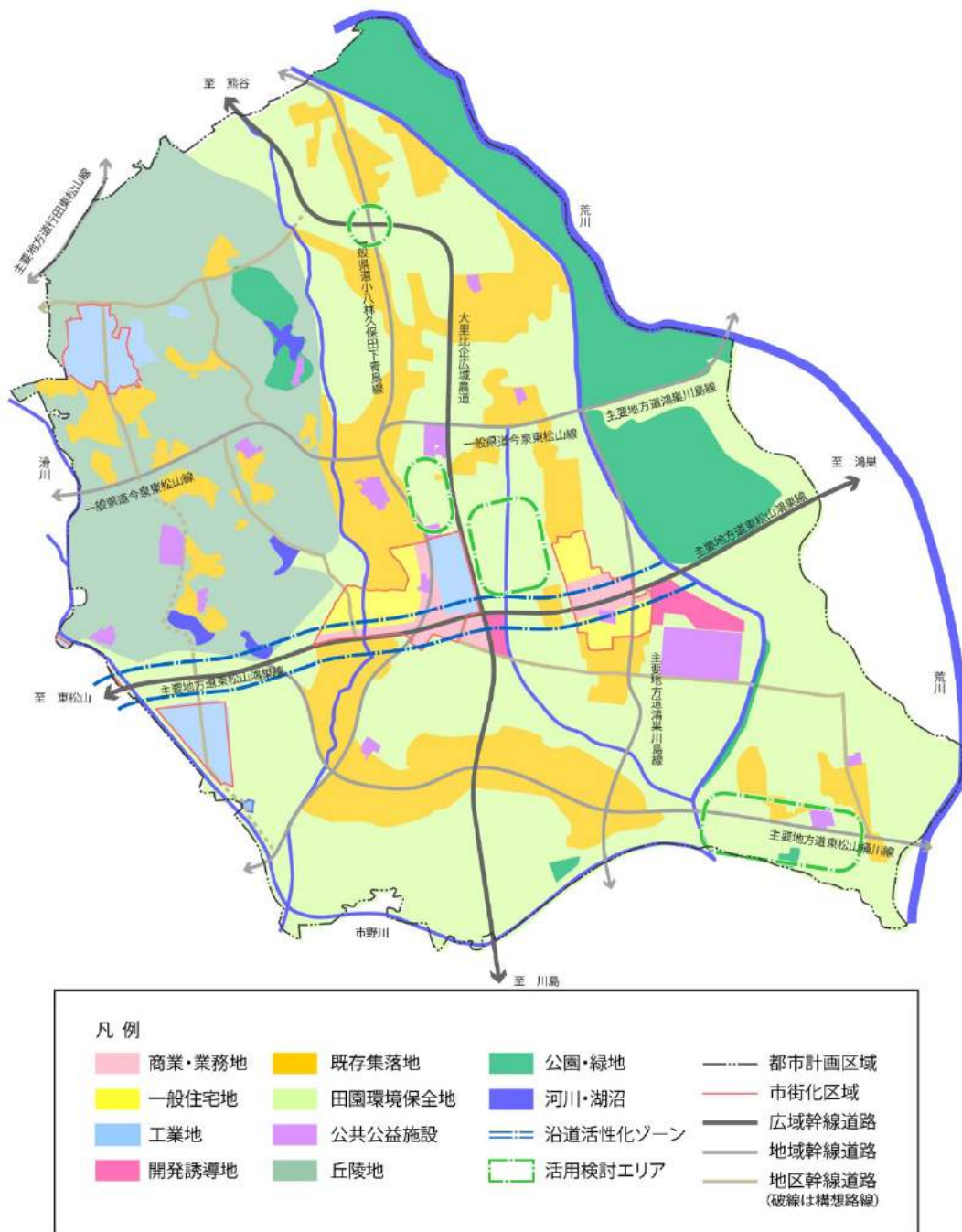
北荒川緑地

《その他》

① 河川・湖沼

- 町の西部に位置する八丁湖や大沼周辺の遊歩道等については、付帯施設とともに適切な維持・管理を行い、安全性や快適性、利便性の維持に努めます。
- 「川の国埼玉はつらつプロジェクト（文覚川地区）」により整備された、さくら堤公園の遊歩道及び親水護岸については、誰もが楽しめる水辺空間・環境、観光・レクリエーションの場として活用し、地域振興や観光振興につなげていきます。

図 土地利用の方針



(2) 道路・交通

道路ネットワークについては、隣接する市町との連絡性を確保するとともに、市街地内へ通過交通の流入を防止するため、主要な道路の役割を「広域幹線道路」「地域幹線道路」「地区幹線道路」の3種類に区分するとともに、役割・機能に応じた幹線道路を適切に配置し、町内の円滑な交通流動と利便性の向上を図ります。

道路の整備にあたっては、子どもや高齢者、障がい者をはじめ、すべての人が安全で快適に歩ける歩行空間の形成を図ります。

1) 道路

① 広域幹線道路

- ☐ 鴻巣市方面、東松山市方面への連絡性を強化する重要な路線である主要地方道東松山鴻巣線を広域幹線道路として位置づけ、4車線化の早期整備完了や適切な維持管理、安全対策の実施など、関係機関に要望・要請していきます。
- ☐ 大里比企広域農道は、熊谷市方面、川島町方面を結ぶ延長の長い路線であり、大型車を含め通過交通量が多い路線であるため、大里比企広域農道整備事業推進協議会を通じ、引き続き関係機関に一般県道への格上げを要望・要請していきます。

○主要地方道東松山鴻巣線 ○大里比企広域農道

② 地域幹線道路

- ☐ 広域幹線道路を補完し、町内や周辺市町間の移動を支える主要地方道及び一般県道を地域幹線道路に位置づけ、近隣自治体との連携強化や市街地へのアクセス強化を図るため、適切な維持管理、安全対策など、関係機関に要望・要請していきます。

○主要地方道鴻巣川島線	○主要地方道東松山桶川線
○主要地方道行田東松山線	○一般県道今泉東松山線
○一般県道小八林久保田下青鳥線	

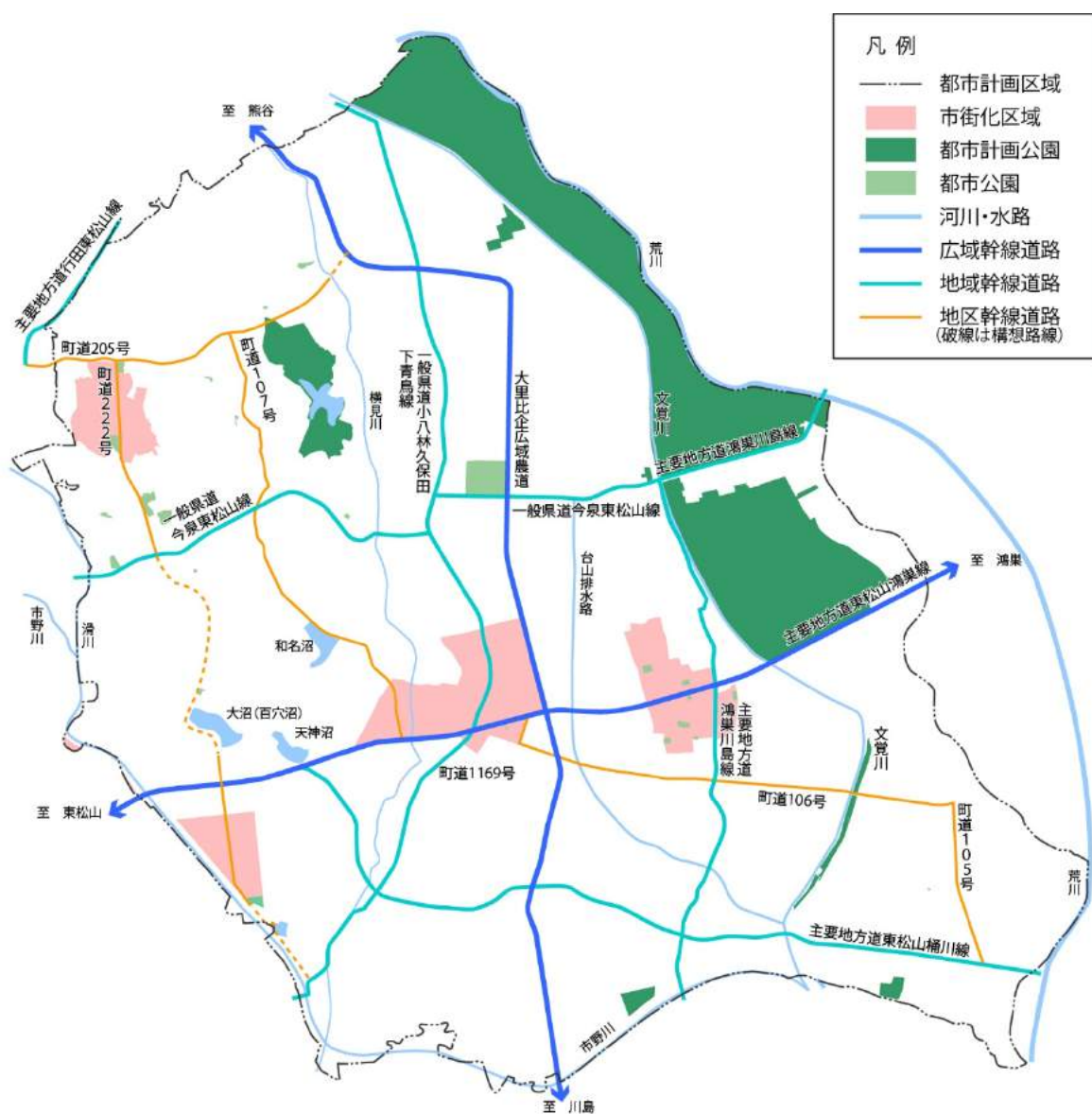
③ 地区幹線道路

- ☐ 主に地域幹線道路間や各地域と市街地とを結ぶ路線にあたる主要町道を地区幹線道路に位置づけ、地域間の円滑な移動や町民が日常的に利用する主要生活道路として、地域の実情を踏まえながら安全で快適な道路環境の整備に努めます。

④ その他生活道路等

- その他の町道については、地域住民の要望に応えるとともに、地域住民の通勤・通学や日常的な移動を支える生活道路として、歩行者が安心・安全に通行できる歩行空間の確保に努めます。
- 防犯灯やカーブミラー等の道路付帯施設の定期的な点検の実施、グリーンベルトの整備等、学校周辺など整備優先度の高い路線・区間から順次改修等を進めます。
- 幅員が狭い道路については、狭あい道路整備や地区計画制度を活用し、周辺住民の協力を得ながら拡幅・改善に努めます。

図 道路の方針



公共交通手段の維持・確保と利便性及び持続可能性の向上に向けた具体的な検討を進めます。

① 路線バス

- 路線バスは、町民の通勤・通学、日常生活における鉄道までの移動手段として重要な役割を果たしていることから、利便性向上及び路線の維持・整備を関係機関に要請します。
- 町の中心拠点に位置する道の駅「いちごの里よしみ」については、公共交通のハブ施設として、町内外の来場者が道の駅やその周辺施設を利用しやすいネットワークづくりを目指します。
- 誰もが利用しやすい公共交通の実現に向けて、関係機関と協力・連携をしながらノンステップバスの導入促進やバス停留所の利便性・安全性の向上等を推進します。

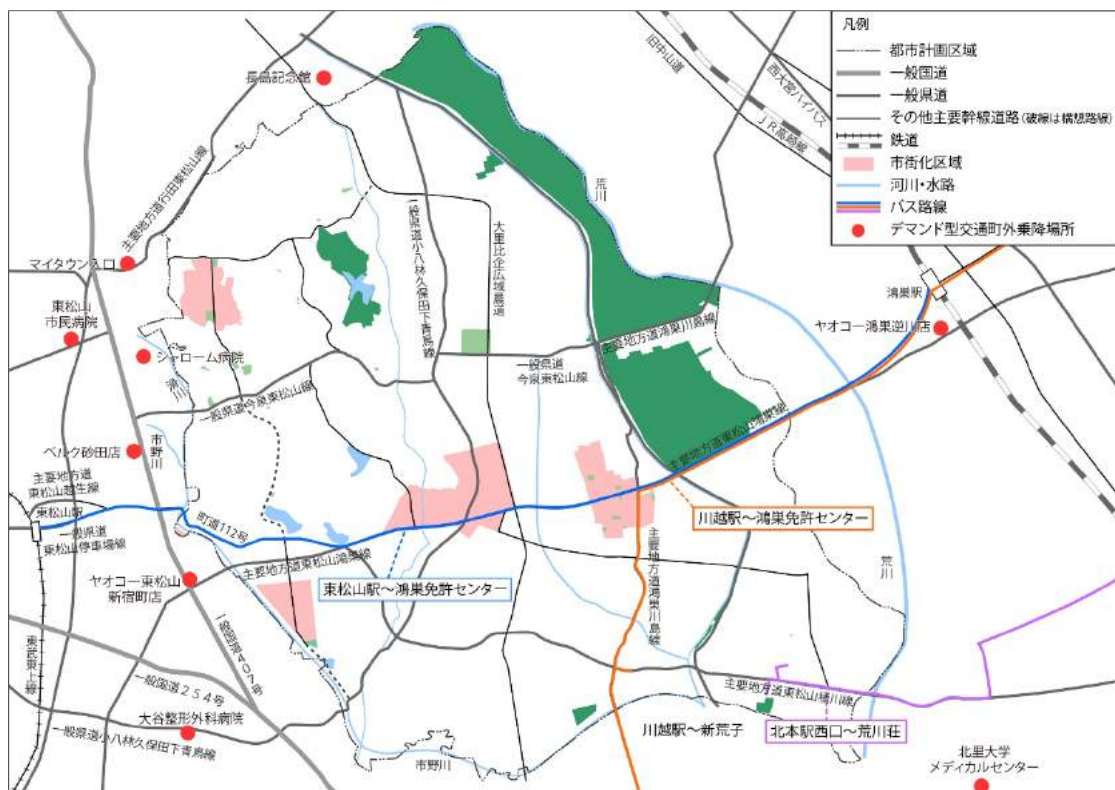
② デマンド型交通

- 日中デマンドについては、高齢者をはじめとする移動制約者を中心に、買い物や通院など日常生活における移動手段並びにバス路線に接続するフィーダー交通（支線交通）として活用されていることから、町民ニーズに応えながら、今後も運行を維持・継続していきます。
- 学生の通学や子どもの送迎負担の軽減、通勤などを主な目的とした朝夕デマンドについても、フィーダー交通（支線交通）として需要や費用対効果を鑑みながら運行の継続を検討します。

③新しいモビリティサービス

- ☐ ICTや自動運転技術の発達等を踏まえ、新しいモビリティサービスの導入を適宜検討します。

図 公共交通の方針



(3) 公園・緑地

- 公園・緑地はスポーツ・レクリエーションの場としてだけでなく、地域活動や災害時の一時避難場所など、多様な機能が求められるため、全ての人々が気軽に利用しやすく、人や自然とふれあうことのできる場として、また、災害時にも対応できるような整備に努めます。
- スポーツ・レジャー機能を備えているふれあい広場や吉見総合運動公園は、町民のレクリエーション・健康づくり活動の場として施設の維持・充実を目指します。
- 八丁湖公園は、四季折々の豊かな自然に恵まれた湖であり、緑と歴史を回廊できる散策路が整備され、町内外から多くのハイキングや散歩等の利用客が訪れる観光スポットとして、誰もが利用しやすい観光資源・施設の維持管理の充実を行っていきます。
- 文覚川に並行して一般県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線が整備されており、歩行者やサイクリストが水辺の空間を楽しめる環境が整えられています。特にさくら堤公園は桜の名所として知られ、多くの来訪者が利用しやすい環境の維持管理を関係機関と連携しながら取り組みます。
- 都市計画決定されていない小規模な公園等についても、地域住民にとって身近な憩いや子育て・住民交流の場であることから、利用者のニーズを反映しながら施設の維持管理の充実に努めます。
- これまで行政が担ってきた公園・緑地の維持管理については、指定管理者制度やアダプト制度と地域住民、各種団体との協働による管理など、多様な担い手育成することにより、柔軟かつ個性と魅力ある維持・管理に取り組みます。
- 西団地については、防災上の視点も含め、空き家・空き地を活用したポケットパーク整備を検討します。



八丁湖



一般県道さいたま武蔵丘陵森林公園
自転車道線

図 公園・緑地の方針



（４）環境共生・景観形成

《自然環境・景観》

- 県立比企丘陵自然公園にあたる丘陵部の森林景観は、本町を代表する緑豊かな自然景観資源、多様な動植物が生息する場として積極的に保全していきます。
- 荒川や市野川は、野生生物の生息などに配慮しながら、自然河川の面影を残すふるさとの貴重な河川として保全を図ります。
- 大沼・市野川用水は、「川のまると再生プロジェクト」により身近な親水空間や遊歩道、親水護岸などが整備され、ウォーキングイベントや自然観察会、日常の散歩などが行える場となっていることから、今後も町民などをはじめ人々の「やすらぎと賑わいの空間」として活用するとともに、適切な維持・管理を行います。
- 武蔵野の風情を今に残す八丁湖や里山等の自然が残る和名沼周辺などは、四季折々を鮮やかに映し出し、豊かな自然を堪能することができることから、町の地域・観光資源として維持・保全・活用していきます。
- 豊かな自然の中にたたずむ安楽寺（吉見観音）は、四季の自然と日本建築が織りなす美しい景色が来訪者の目を楽しませており、観光拠点として本町を特徴づける景観・観光資源として積極的に保全に努めます。
- 市街化調整区域の平地部に広がる農地・集落地の屋敷林は、良好な田園風景を構成する貴重な資源・要素として保全に努めます。



安楽寺（吉見観音）

《市街地景観》

- 市街化区域内の住宅地等については、生け垣などの敷地内緑化、街路樹などの植樹による緑化を推進するとともに、町民の理解・協力を得ながら建築物の形態や色彩・意匠の統一など、良好な街並み景観の形成に努めます。
- 城南産業団地や新たな産業団地等は、地区計画等の活用により、周辺の田園環境に配慮した良好な景観形成を図ります。
- 吉見町役場、吉見町民会館（フレサよしみ）、悠友館（介護予防施設）などの公共施設については、敷地内緑化等を推進し、新たな緑空間の創出に努めます。



吉見町役場

《環境負荷軽減》

- 循環型社会の構築を目指し、町民一人ひとりの環境問題に対する意識の高揚を図り、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。
- 大気中の二酸化窒素や粒子物質などの濃度を低減するため、自家用車に代わり公共交通機関の利用促進や、町民の健康づくりに向けた徒歩や自転車への転換の推進を目指します。また、事業者を含めハイブリット車や電気自動車等の環境にやさしい低公害車への切り替えを促します。
- 公共下水道の整備・促進を推進するとともに、市街化調整区域においては、農業集落排水事業の管理や、合併処理浄化槽の設置及び適正な管理に努めるよう啓発し、河川・水路などの水質の保全に継続して取り組みます。
- 省資源・省エネルギーに関する知識の普及を図り、これらが有効利用されるよう、雨水地下浸透の推進、省エネルギーの推進及び省資源・省エネルギーに関する意識の啓発などに取り組みます。
- ごみ処理施設について、埼玉中部環境センターの利用を継続しつつ、新たなごみ処理方針について検討します。

図 環境共生・景観形成の方針



(5) 防災・防犯

《建築物の耐震化》

- 建築物の耐震化については、吉見町建築物耐震改修促進計画に基づき、公共施設の耐震化を推進していきます。
- 昭和56年以前に建てられた旧耐震基準による戸建住宅などを対象とした耐震診断や耐震改修の補助制度などにより耐震化を促進します。

《避難生活物資・資機材の備蓄》

- 防災拠点に指定している吉見町役場や比企広域市町村圏組合東松山消防署吉見分署、指定避難所においては、備蓄倉庫の非常用食糧等の避難生活物資や防災資機材の充実を図ります。

《避難場所・経路》

- 防災拠点に指定している吉見町役場や比企広域市町村圏組合東松山消防署吉見分署、指定避難所においては、災害時に重要な役割を果たすことから、適切な維持管理・日常点検を行います。
- ふれあい広場、吉見総合運動公園、武蔵丘短期大学総合グラウンドは、災害時に救援物資の円滑な搬出入が行える防災活動拠点及び緊急時ヘリコプター離発着場としての機能の充実に努めます。
- 本町は農地が広がる平坦部と丘陵部に大別され、洪水時や地震、土砂災害等の災害時の避難場所が異なることから、避難経路・方向については、主要な道路に案内板などを設置し、災害時の避難誘導対策を強化します。
- 災害時の緊急輸送道路に指定されている主要地方道東松山鴻巣線（第一次）、一般県道小八林久保田下青鳥線（第二次）は、沿道の建築物の不燃化・耐震化、橋梁の耐震補強・舗装修繕などの維持管理を進め、地震による倒壊建築物や瓦礫などによる通行遮断防止や人的被害の低減などを図り、緊急輸送道路としての防災機能の向上を目指します。



ふれあい広場



一般県道小八林久保田下青鳥線
(緊急輸送道路 第二次)

《防災体制の強化、防災意識の向上》

- 地域コミュニティによる初期消火や救助活動などの自主防災活動は、災害による被害を軽減する上で大きな役割を果たすことから、本町では、町民による自主防災組織の結成や自主訓練、地区防災計画作成等を支援し、地域防災力向上に取り組みます。
- 台風などの大雨時においては、雨量や河川水位情報をリアルタイムで提供する等、町民の避難行動を促す情報を提供します。また、防災無線・防災メールやエリアメール、広報車等による避難勧告・指示などの避難情報の発令を行います。

《空き家・空き地活用》

- 丘陵部の住宅地や狭あい道路の住宅地においては、緊急車両の通行や円滑な避難活動が行えるよう、建物の建て替えと合わせて道路拡幅に努めるとともに、防災・防犯・景観等の面から、空き家・空き地を活用した身近な公園やオープンスペースの確保など検討します。



西団地

《地域防犯活動の推進》

- 地域住民と連携し、地域や組織で町民自ら防犯活動に取り組める環境づくり、体制づくりを推進し、犯罪や事件・事故が起こりにくい安全で安心できるまちづくりを目指します。
- 通勤・通学時の事故や犯罪を抑制するため、防犯灯のLED化等の歩行者空間の環境整備や地域住民による防犯パトロール活動への支援、交通安全教室の実施など、ハードとソフトの両面から防犯環境の整備を行います。

図 防災・防犯の方針

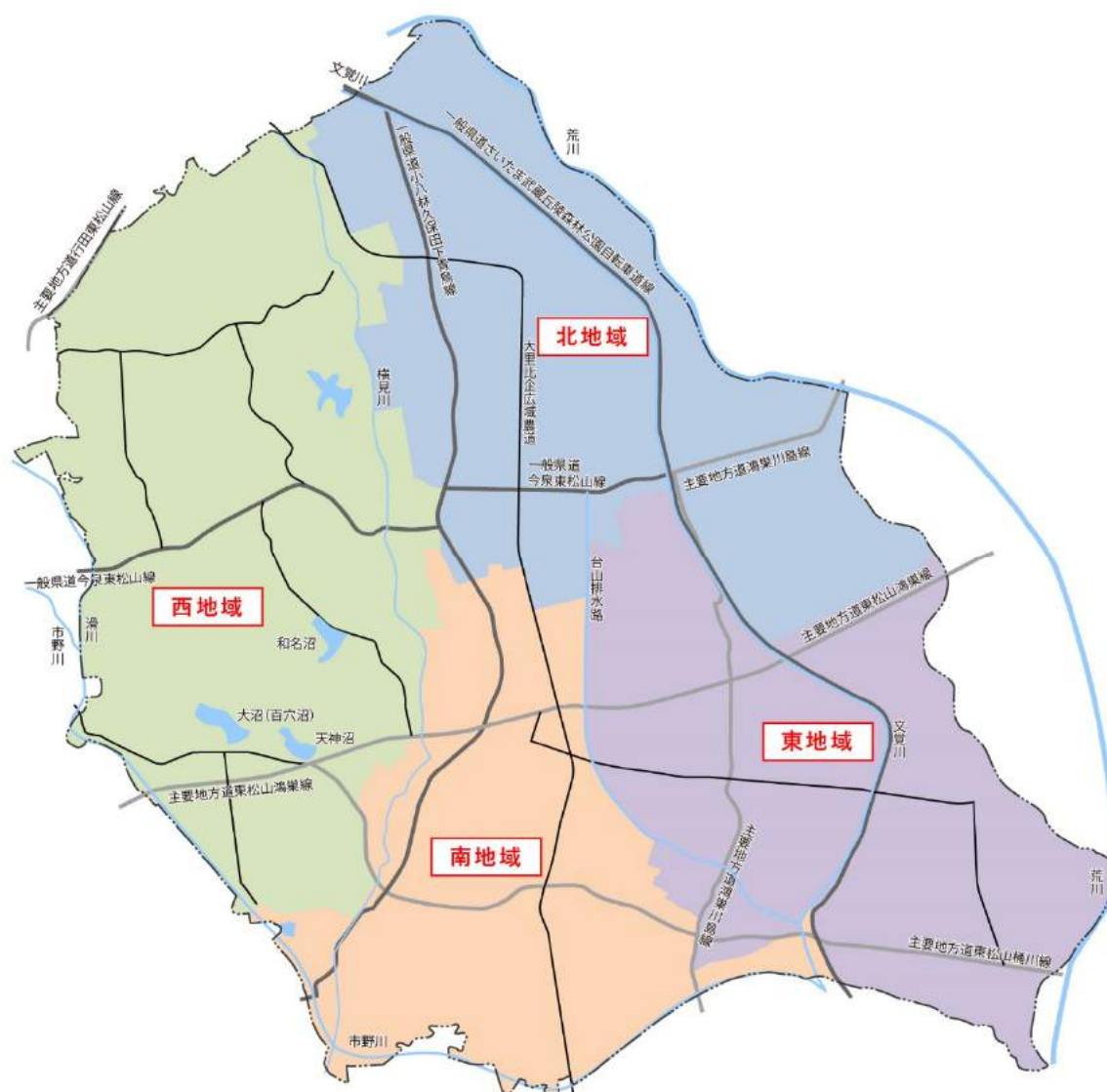


第4章 地域別構想

1 地域の区分

吉見町のこれまでの町制施行の経緯や既往の自治会組織等を勘案し、東西南北の4地域に区分します。また、それぞれの地域ごとに、地域特性や住民意向等の現況整理と課題を抽出し、地域のまちづくりの方針を整理します。

図 地域区分



2 東地域

(1) 地域の概要

- 本地域は町の南東部に位置し、主に住宅地と優良な農地が広がる地域です。
- 地域の東側は荒川河川敷と接し、中央を文覚川が南へ流れ、西側は台山排水路を境界としています。
- 東部市街化区域では、土地区画整理事業により良好な住環境が整備されたことから、若い世代の新規流入が見られ、人口の維持・増加が見込める地域です。
- 地域内の主な施設としては、東公民館、東第一小学校、東第二小学校、埼玉県衛生研究所、吉見浄水場、荒川荘等があります。
- 主要な道路としては、広域幹線道路である主要地方道東松山鴻巣線、地域幹線道路である主要地方道東松山桶川線と主要地方道鴻巣川島線があります。
- 地形が平坦であり、地域全域が浸水想定区域に含まれています。



(2) 地域の特性

1) 人口（住民基本台帳）

地域の人口は平成 17 年をピークに減少しており、減少幅が年々大きくなっています。平成 17 年から令和 2 年の人口増減率は約 7 %の減少となっています。高齢化率は令和 2 年で 28.4%となっており、町全体（33.1%）よりも若干低い状況です。年齢 3 区分別人口は、町全体と比較して 15 歳未満、15～64 歳の割合が高くなっています。

表 人口世帯数

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
地域人口	4,792	5,092	5,070	4,944	4,713
地域世帯数	1,326	1,538	1,701	1,780	1,852

図 人口世帯数の推移

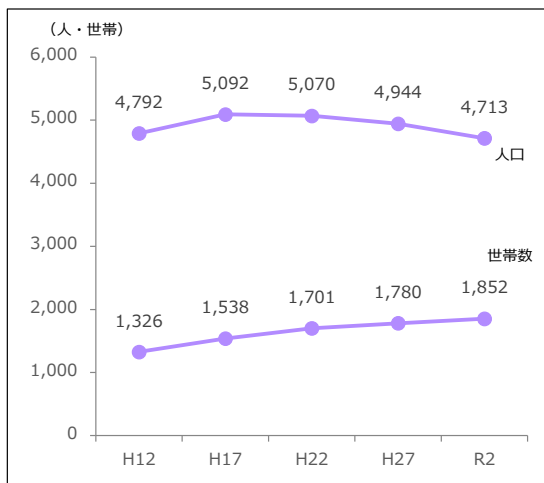
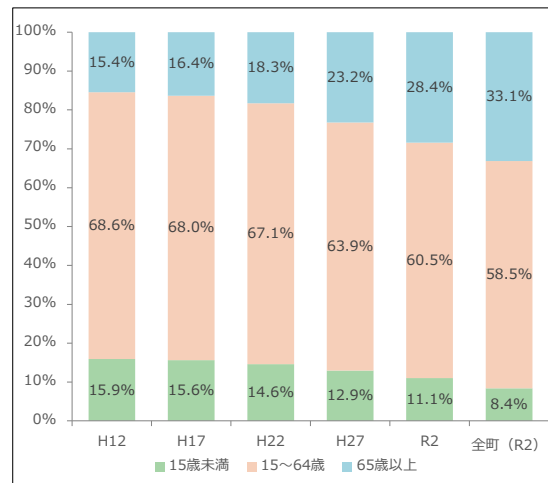


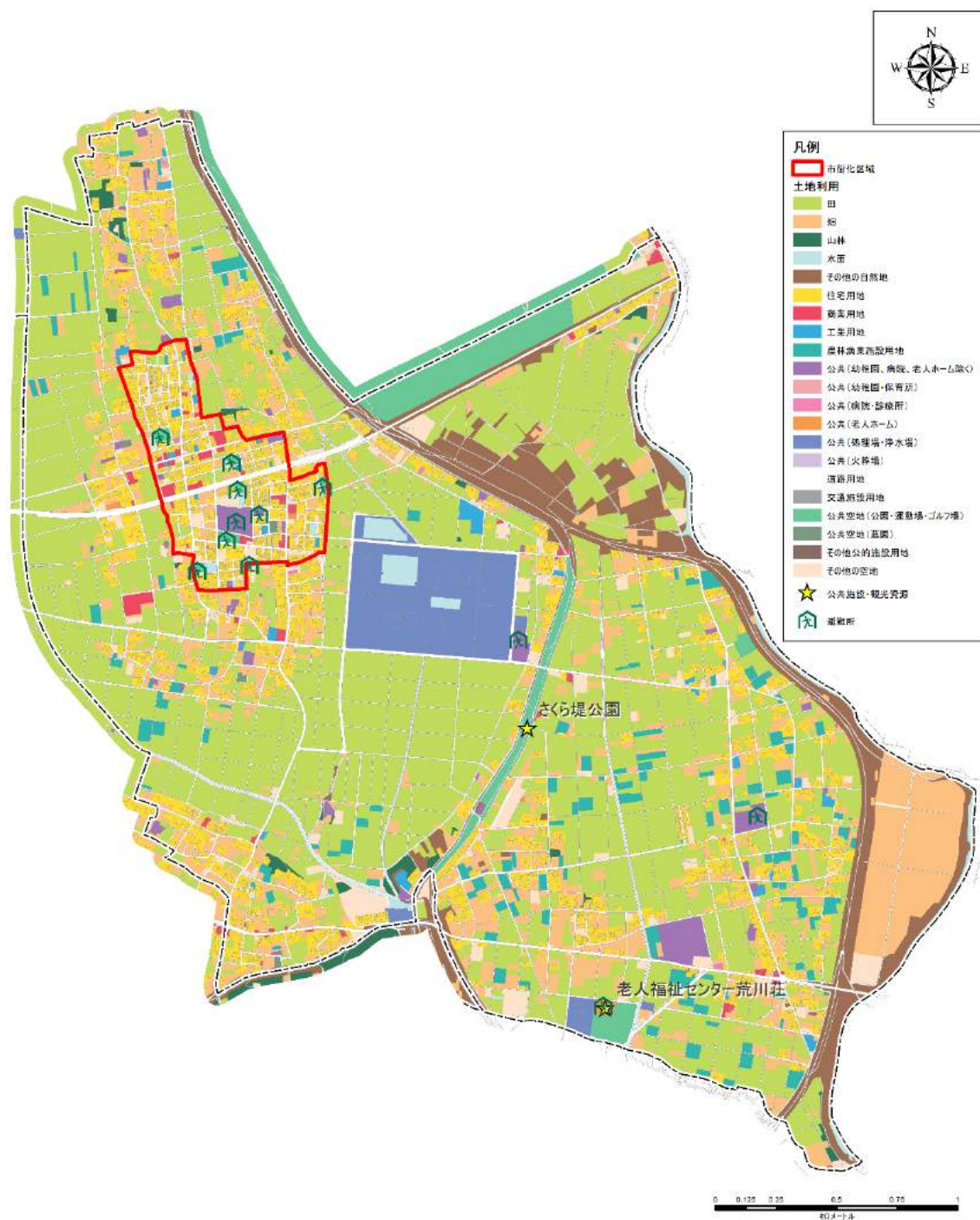
図 年齢構成推移



2) 土地利用

地域内の土地利用状況は、田・畑・山林等の自然的土地利用が過半を占めています。市街化区域では住宅用地が45.4%を占めていますが、点在する農地も多く11.1%を占めています。市街化調整区域には、ほ場整備事業により整備された肥沃な水田地帯が広がるとともに、本町の特産品であるいちごの生産が盛んな地域です。

図 土地利用現況



3) 道路・交通

主要地方道東松山鴻巣線の4車線化の整備が完了すると、通過交通量の増加が予想されます。

地域内のバス路線は3路線（川越駅～鴻巣免許センター線／東松山駅～鴻巣免許センター線／北本駅西口～荒川荘線）が利用可能で、東松山駅～鴻巣免許センター線のうち、東松山駅～鴻巣駅西口間は便数も多く利便性が確保されていますが、北本駅西口～荒川荘線は約1本/時間となっています。



主要地方道東松山鴻巣線

4) 公園・緑地

東部市街化区域には街区公園が整備され、地震時における指定緊急避難場所として指定されています。また、さくら堤公園や東部緑地等、特色のある都市公園が分布しており、さくら堤公園沿いには、荒川自転車道（一般県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線）が整備されています。

5) 環境共生・景観形成

地域内には優良な農地が創り出す田園風景、文覚川沿いのさくら堤や河川沿いの水辺景観等、良好な自然景観が存在します。文覚川沿いのさくら堤公園は、桜堤が約1.8kmにわたって続いており、桜はもとより早春には菜の花、秋には彼岸花が咲き誇ります。地域東側には荒川が流れ、広い堤外地等の豊かな自然環境により、生物多様性が確保されています。



さくら堤公園

地域内における空き家は36戸（吉見町空家等対策計画）、そのうち東部市街化区域では12戸となっており、町全体（336戸）と比較すると少ない状況です。その他、公園や上下水道、道路等のインフラの老朽化が進んでいることもあり、今後は整備費とともに、維持管理費の増大が予想されます。

6) 防災・防犯

文覚川と市野川の合流部、市野川と荒川の合流部が至近にあることもあり、近年激甚化する水災害に対しての災害リスクがあります。本地域は、浸水想定区域が広く分布しており、5m～10mの浸水深が想定されている箇所も存在します。

また、本地域には12か所の指定緊急避難場所（うち指定避難所が2か所）が指定されていますが、水災害時に使用可能な施設は2か所（3階以上）のみとなっています。

7) 住民意向

住民意向における、満足度が低く重要度が高い施策について、優先度の高い項目は以下のとおりとなっています。

《優先度の高い項目》

5：公共交通や移動手段の充実

14：地震対策

15：豪雨・暴風・土砂災害などの災害対策

17：災害弱者への避難や被災への配慮

20：街灯や防犯灯の整備・維持管理

21：防犯を抑止する取組の充実

24：にぎわいの場

25：商業施設の充実、買い物の利便性

図 今後のまちづくりにおける優先度

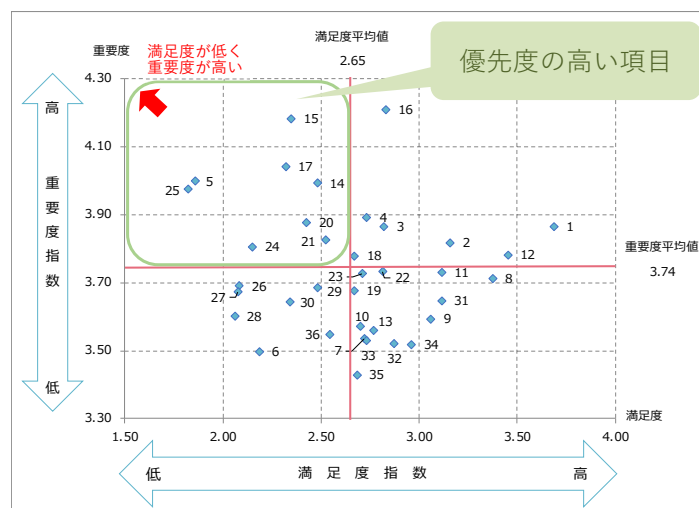


表 地域環境評価（満足度指数）

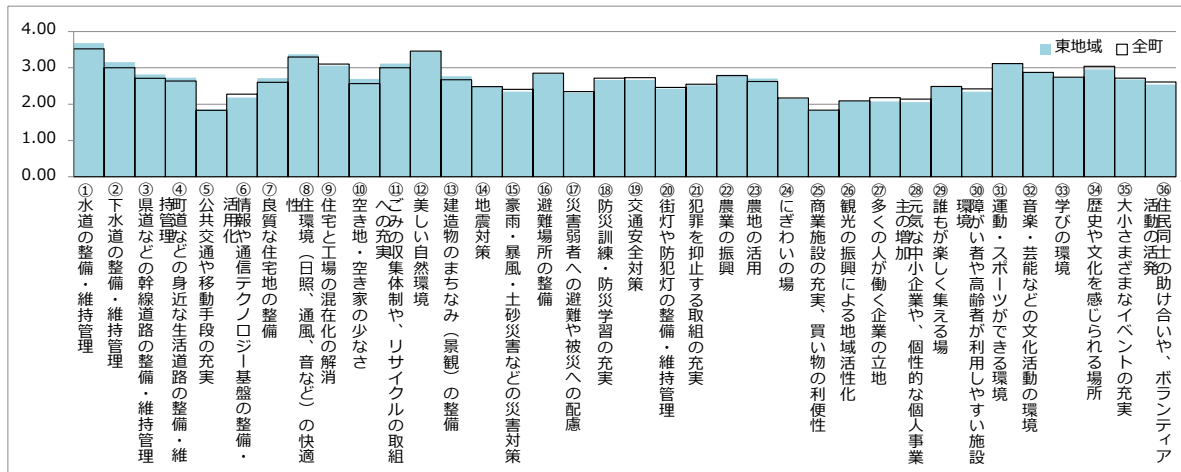
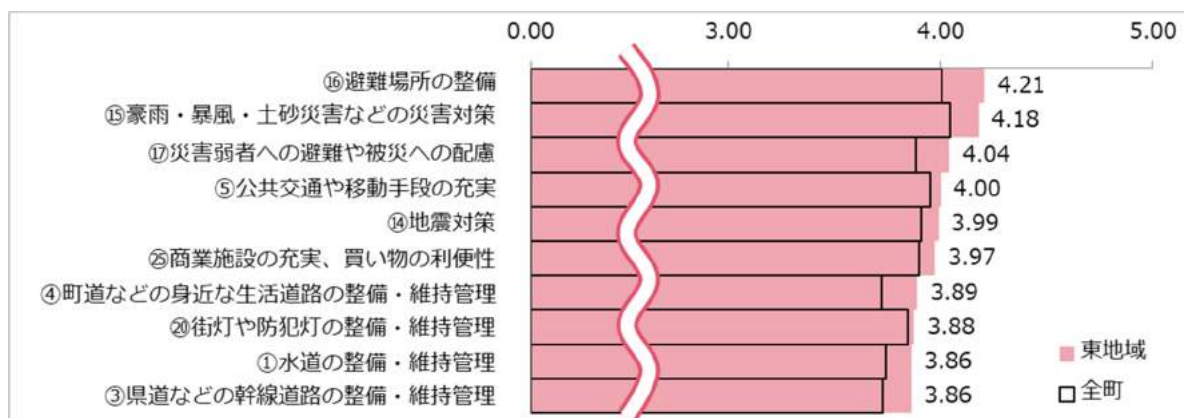


表 今後の優先度・期待（上位10項目）



(3) 地域の課題

1) 人口減少対策と空家等の利活用

- 人口減少と高齢化がさらに深刻化することが予想されるなか、持続性を担保できるまちづくりが必要です。人口減少局面において、町全体の人口増加は想定困難であることから、一定エリアの人口密度を維持・向上する必要があります。
- 東部市街化区域の人口密度を維持するために、空家・空地等を含む低未利用地の利活用、良好な住環境の保全や維持・向上が求められます。

2) 良好な住環境の保全と土地の有効活用

- 人口減少や担い手不足が進む状況下において、良好な住環境を保全するために、住民参加による住民主体のまちづくりや維持管理の推進が必要です。
- 主要地方道東松山鴻巣線沿道の大和田地区については、広域幹線道路沿道の立地特性や4車線化による利便性を活かした、産業拠点の整備等による地域の活性化が求められます。
- 周辺環境と調和した土地利用を推進するために、市街化調整区域についても規制や誘導施策が必要です。
- 農地では、農業従事者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地の増加が想定されるため、農地の利用集積や耕作放棄地解消等が求められます。

3) 持続可能な交通ネットワークの構築

- 主要地方道東松山鴻巣線の4車線化により、交通量の増加が見込まれます。そのため、歩行者の道路横断時の安全性確保、住宅地内への車両侵入の防止策等が求められます。
- 住宅地には狭あいな道路や見通しが良好でない交差点、夜間は暗い道路が存在するため、通学路を中心とした道路改善や安全施設整備等が必要です。
- 本地域は東松山方面、鴻巣方面、川越方面ともにバス路線が充実し利便性は確保されていますが、高齢化の進展に伴い、交通弱者の増加が懸念されるため、持続可能な公共交通ネットワークの構築による移動の利便性確保が求められます。



路線バス

4) 公園・緑地の効果的な整備と効率的な維持管理

- 公園の整備・維持管理には多大なコストが発生します。そのため、効果的な整備と効率的な維持管理が必要です。
- 地域内の公園の多くは災害時の指定緊急避難場所に指定されていますが、水災害時に使用可能な避難場所は少ない状況です。そのため、地域の防災力向上や多様化す

るニーズに答えるために、防災機能や地域交流機能、環境保全機能等、総合的な観点から計画的な整備が求められます。

- 本地域には荒川自転車道が通っており、本町への来訪手段や目的のひとつとして自転車利用が考えられるため、自転車活用を想定した公園整備が求められます。

5) 豊かな自然景観と生活環境の保全

- 本地域には、豊かな田園風景や水辺環境等の自然環境が残っているため、これらの環境や景観を保全し未来に残し伝えることが必要です。
- 空き家は他地域と比較すると少ない状況ですが、将来的な人口減少や高齢化による空き家増加が想定されるため、所有者等の意識啓発による空き家の発生抑制や利活用が求められます。
- 安全安心で豊かな生活環境を保全するために、インフラの効率的な維持管理を推進する必要があります。
- 地球温暖化防止や地球環境保全のために、地域レベルでも低炭素を意識したまちづくりが必要です。

6) 防災力の強化とソフト対策の充実

- 本地域は災害の中でも、特に水災害に対するリスクがあります。水災害に対して防災力を強化するには、ハード対策でカバーできないリスクにはソフト対策で対応する等、ハードとソフトをバランス良く組み合わせた対策が必要です。
- 令和元年東日本台風は近隣自治体において大きな被害をもたらしました。本地域には排水機場が計画的に整備されてきたこともあり、大きな被害はありませんでしたが、近年における災害の激甚化や頻発化に備えた対策が必要です。
- ハード対策による防災には限界があるため、防災意識社会への転換を目指した、早めの避難のための意識啓発が課題となります。そのため、迅速で正確なリアルタイム情報の収集と発信が求められます。



吉見排水機場

(4) 地域のまちづくり方針

本地域は、荒川や市野川、文覚川等による豊かな水辺環境や自然環境が残る一方で、土地区画整理事業により良好な住環境が整備された地域です。また、主要地方道東松山鴻巣線が中央部を東西に走り、東松山・鴻巣方面への交通アクセスが良好です。

これまでに整理した現況や課題を踏まえ、地域の将来像を以下のとおり設定します。

活気と賑わいがあふれ 安心して暮らせるまち

1) まちづくりの方針

① 将来都市構造

- ☐ 地域拠点：東部市街化区域周辺
- ☐ 産業拠点：大和田地区周辺

② 土地利用方針

- ☐ 商業・業務地：主要地方道東松山鴻巣線沿道
- ☐ 一般住宅地：東部市街化区域内の主要地方道東松山鴻巣線沿道後背地
- ☐ 開発誘導地：大和田地区
- ☐ 既存集落地：市街化調整区域の既存集落
- ☐ 田園環境保全地：市街化調整区域の既存集落以外
- ☐ 沿道活性化ゾーン：主要地方道東松山鴻巣線沿線

2) 土地利用の方針

① 商業・業務地

- ☐ 東部市街化区域の人口密度を維持するため、市街化区域内の空家・空地等の低未利用地の利活用を促進します。また、空き家の利活用に対しての支援を検討します。
- ☐ 東部市街化区域内の商業・業務地（主要地方道東松山鴻巣線沿道）は、地域内の利便性向上のために、日用品や買回り品の商業施設や生活利便施設の誘導を図ります。

② 一般住宅地

- ☐ 東部市街化区域内の良好な住環境保全のため、地区計画の活用や住民主体のエリアマネジメントを推進します。また、エリアマネジメント活動への支援を検討します。

③ 既存集落地

- 営農環境や自然環境に配慮した、ゆとりある集落環境の維持・保全を基本に、生活基盤施設や生活関連施設を維持します。

④ 田園環境保全地

- 農地の担い手不足解消や利用集積を促進するために、農地中間管理事業や人・農地プラン等の活用を推進します。また、東第二地区の農地について、重要な路線は線的な整備を推進し、営農環境の整備を推進します。
- 農業の新たな付加価値の創造、地域とのつながり強化のために、農家レストランや農産物のブランディング展開等、農業の6次産業化を推進します。

⑤ 産業拠点

- 大和田地区について、広域幹線道路沿道の立地特性を活かした、産業拠点としての活用を推進します。

⑥ 沿道活性化ゾーン

- 主要地方道東松山鴻巣線沿道の市街化調整区域について、都市的土地利用を検討する沿道活性化ゾーンとして位置づけ、周辺環境と調和を図りながらニーズに対応した商業・産業集積地として活用するための柔軟な整備手法を検討します。
- 周辺環境と調和した土地利用を推進するために、市街化調整区域についても地区計画等の活用による規制や誘導を検討します。



主要地方道東松山鴻巣線

3) 道路・交通の方針

① 道路

- 主要地方道東松山鴻巣線の4車線化の早期整備について、関係機関へ要請します。また、交通量の増加に伴う周辺の安全性確保に努めます。
- 通学路等では、児童の安全な登校のために、歩道や交通安全施設等の環境整備を推進します。

② 公共交通

i) 路線バス

- バス路線の維持と利便性向上のため、利用促進とともに路線の再編とダイヤの最適化を事業者へ要請します。
- 関係機関と協力・連携し、バス停への屋根やベンチの設置等、待合い時間の快適性向上を促進します。

ii) デマンド型交通

- 公共交通空白地を解消するためのフィーダー交通（支線交通）として、デマンド型交通の利便性向上と持続可能性の確保を図ります。

iii) 新しいモビリティサービス

- ICTや自動運転技術の発達等を踏まえ、新しいモビリティサービスの導入を適宜検討します。

4) 公園・緑地の方針

① 整備・維持管理

- 公園の整備・維持管理について、機能や規模によりPPP／PFIやP－PFI、設置管理許可制度等の活用等、新たな付加価値の創造と整備・維持管理費の抑制を推進します。
- 整備・維持管理コスト抑制のため、市民緑地認定制度や指定管理者制度、アダプト制度等の活用の推進とともに、住民主体のエリアマネジメントを促進します。また、計画的な維持管理とコスト縮減のために、公園施設長寿命化計画の策定を検討します。
- 市民緑地認定制度の活用推進や都市公園の整備・管理の方針を定めるために、緑の基本計画の策定を検討します。
- 荒川自転車道から道の駅「いちごの里よしみ」方面への引き込みと回遊性の向上、サイクリストにやさしいまちづくりのため、自転車走行レーンの整備等を推進します。



東部緑地

② 防災機能

- 地域内における、指定緊急避難場所に指定された公園については、防災力向上のため、かまどベンチや防災トイレ等の防災機能を持った施設整備、災害時に備えた必要資材の備蓄等を推進します。また、水災害に備えた、水防資機材の充実に努めます。



東部街区第5公園

5) 環境共生・景観等の方針

① 景観保全と活用

- 本地域には優良農地による田園景観、さくら堤の水辺景観、集落地の屋敷林等、良好な景観資源が存在します。それらの保全と活用を計画的に推進するため、景観計画の策定を検討します。
- 東部市街化区域等の市街地景観については、地区計画等の活用による景観保全や公共施設の緑化等を推進します。

② 空き家・住宅環境

- 空き家・空き地の発生抑制・解消のため、所有者の意識啓発を推進するとともに、東部市街化区域の空き家については、地域交流施設としての活用や若年層向けのリノベーション住宅としての活用等を検討します。また、既存の関連補助制度等の活用とともに、関係各課での情報共有や連携を行い新たな支援施策等を検討します。
- 市街化調整区域の空き家については、「自然との共生」や「農ある暮らし」等、新たなライフスタイルの提案による定住促進を図ります。
- 高齢化に対応した住宅環境整備のために、介護保険制度による住宅改修についての相談支援や住宅のバリアフリー化を促進します。

③ 環境保全

- 水質保全について、農業集落排水の計画的な維持管理を継続します。また、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 河川沿いの親水空間では、文覚川の親水護岸の活用等、水辺空間やレクリエーションの場としての活用を検討します。また、これらの資源を自然観察や学習の場として積極的に活用します。
- 自然と調和した持続可能なまちづくりを実現するために、持続可能な開発目標（SDGs）への貢献を念頭に置いた、コンパクトなまちづくりによる環境負荷の軽減等、低炭素まちづくりが必要です。そのために、自転車利用の促進、ハイブリット車や電気自動車等、低公害車への転換促進、再生可能エネルギーの導入、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）等を推進します。

④ その他

- 地域におけるインフラについては、吉見町公共施設等総合管理計画にもとづく、計画的な維持管理を推進するとともに、個別施設計画の策定を検討します。また、各施設の維持管理体系の見直しや予防保全型管理への移行等、施設の長寿命化を含めた、戦略的な維持管理を推進します。

6) 防災・防犯の方針

① ハード対策

- 災害時の道路ネットワーク確保のために、避難路の優先整備や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化等、吉見町建築物耐震改修促進計画にもとづいた建築物の耐震化を促進します。
- 災害に強いまちづくりを実現するために、市街地においては地区計画の他、防火地域及び準防火地域の指定等による不燃化促進を検討します。
- 大規模地震の発生時に上水道・下水道の被害を最小限に抑え、迅速な復旧を可能とするために、設備の複数化や長寿命化等、適切な維持管理を促進します。
- 日本各地で水災害が頻発化かつ激甚化している状況を踏まえ、荒川中流部改修の早期整備を関係機関に引き続き要請します。

-
- 民間建築物への雨水貯留浸透施設整備や避難所機能の整備に対する補助を検討するとともに、一定の防災機能を整備することによるインセンティブ付与等を検討します。
 - 水災害時に使用できない指定緊急避難場所について、親戚や知人宅などへの非難の呼びかけや、区域外の高台への避難場所の確保等の対策強化を検討します。

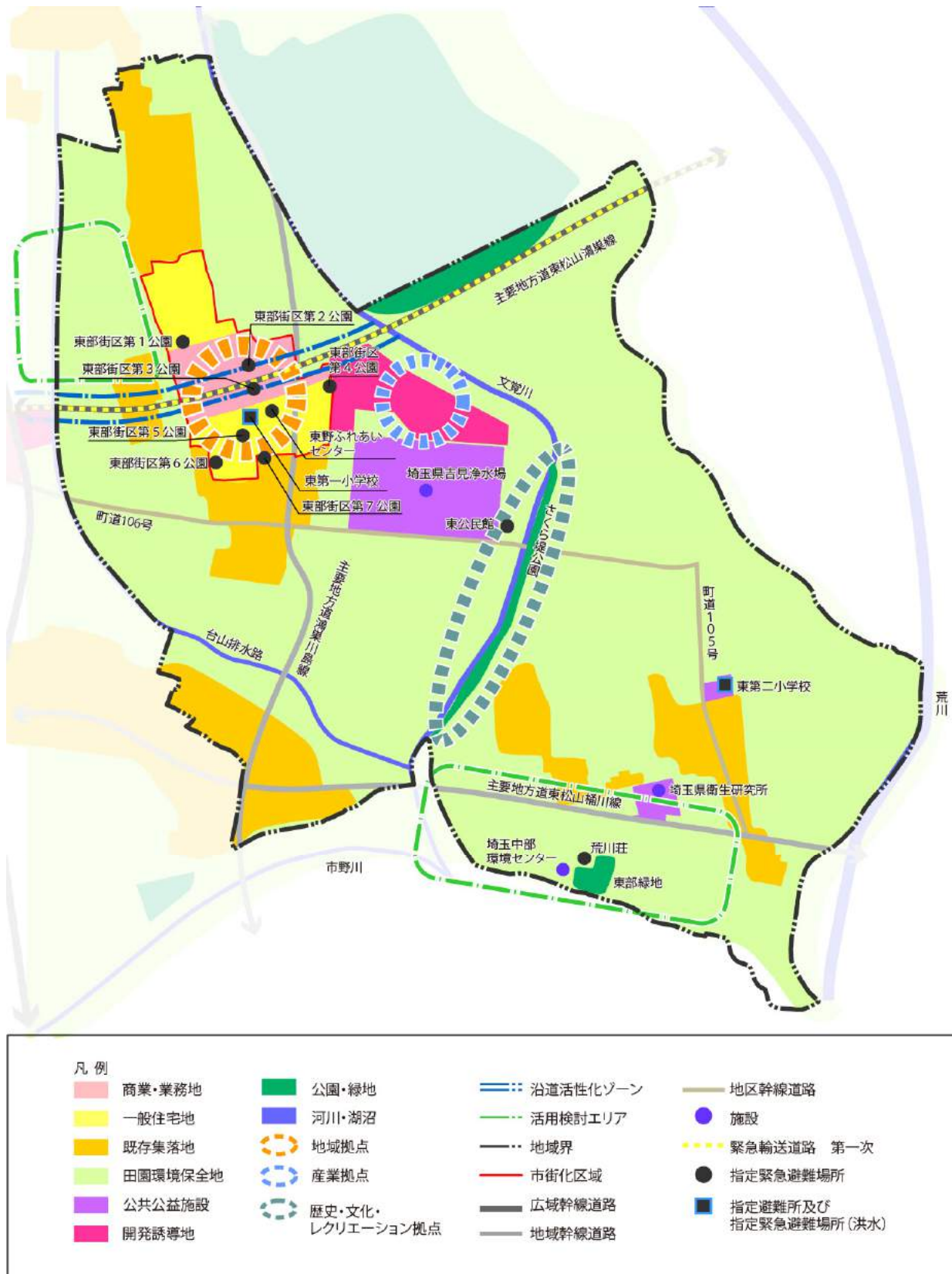
② ソフト対策

- 早めの避難を実現するために、住民の意識啓発を含めたソフト対策を推進します。地域においては、自主防災組織の育成、消防団の活動支援、地域住民向けの防災セミナーの開催、地区防災計画の策定、マイタイムラインの作成支援等を実施します。
- 住民の意識啓発のため、災害時のリアルタイム情報の収集と発信や定期的な避難訓練、防災訓練等を引き続き行います。
- 地域住民と地域における災害リスクを共有するために、ハザードマップの更新と周知等、避難路や想定浸水深を示す標識（まるとまちごとハザードマップ）の整備等を検討します。
- 災害発生時に職員が迅速に対応できるよう、初動マニュアルや各マニュアルの見直し、新規マニュアルを作成するとともに、地域防災計画や水防計画に基づいた資機材整備や避難体制の充実を図ります。
- 地域の防災力強化のために、国土強靱化地域計画や事前復興計画の策定を検討します。
- 水災害は広域にわたり被害を及ぼすため、河川の流域自治体と連携した、広域的な流域治水を推進します。

③ 防犯対策

- 地域防犯活動については、吉見町防犯のまちづくり基本計画にもとづいた防犯パトロールへの支援を検討します。
- 夜間の防犯性向上のために、防犯灯のＬＥＤ化等、安全安心な歩行空間の整備を推進します。
- 社会福祉協議会や防犯隊等と連携した、子どもや高齢者の見守り支援を促進し、地域の助け合いと地域交流活性化を図ります。

図 東地域まちづくり方針



3 西地域

(1) 地域の概要

- 本地域は町の西部に位置し、大部分を占める丘陵地と一部の低地で構成され、起伏に富んだ地形となっています。
- 地域の西側を市野川が南へ流れています。
- 市街化区域は長谷工業団地と城南産業団地のほか、中央市街化区域の一部があります。
- 丘陵部には昭和から平成初期にかけての民間住宅地開発により整備された住宅団地が点在しています。
- 地域内の主な施設としては、西公民館、西小学校、西が丘小学校、フレンドシップ・ハイツよしみ、武蔵丘短期大学等があります。
- 吉見百穴をはじめ、安楽寺（吉見観音）、松山城跡、黒岩横穴墓群、ポンポン山公園、八丁湖等、町内の名所旧跡や観光ポイントが集中しています。
- 丘陵部には土砂災害（特別）警戒区域が分布し、平地部には浸水想定区域に含まれる地域があります。



(2) 地域の特性

1) 人口（住民基本台帳）

地域の人口は平成12年をピークに年々減少しており、令和2年には8,277人となっています。平成12年から令和2年の人口増減率は約25%の減少と大幅な減少となっています。高齢化率は令和2年で34.5%となっており、町全体（33.1%）よりも若干高い状況です。生産年齢人口率は令和2年で59.1%となっており、町全体（58.5%）とほぼ同じ水準です。

表 人口世帯数

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
地域人口	10,966	10,698	9,960	9,147	8,277
地域世帯数	3,459	3,567	3,595	3,624	3,616

図 人口世帯数の推移

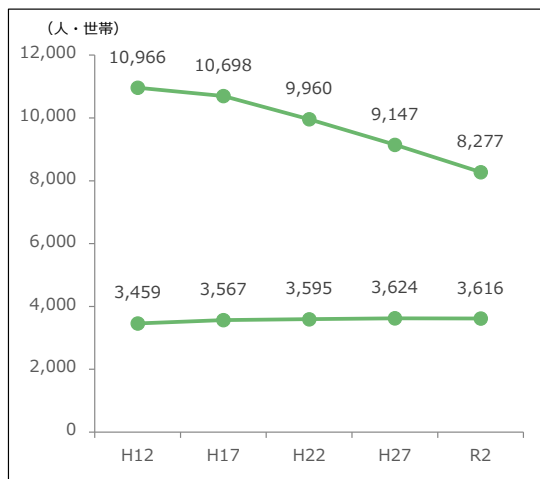
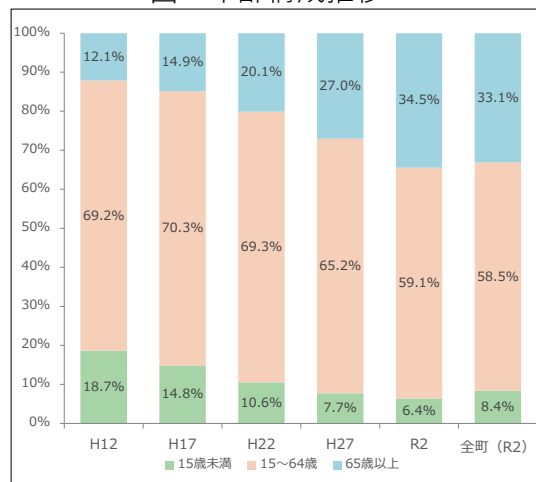


図 年齢構成推移



2) 土地利用

地域内の土地利用状況は、農地等を含めた自然的土地利用が約7割を占めており、特に山林が22.5%と多いのが特徴です。市街化区域では、2つの工業団地を擁することから62.1%が工業用地となっており、住宅用地は8.1%にとどまっています。

丘陵部には11号区域が広く指定されており、昭和30年代から民間により整備された西団地(14行政区)が分布しています。また、土地区画整理事業により整備された長谷工業団地と城南産業団地の他、産業系12号区域が2か所指定されています。

東側・南側の低地部には肥沃な水田地帯が広がり、優良農地となっています。

図 土地利用現況



3) 道路・交通

主要地方道東松山鴻巣線の4車線化の整備が完了すると、通過交通量の増加が予想されます。中央市街化区域の住宅地においては、一部に狭あい道路が存在しています。また、西団地では宅地造成時に整備された、狭あい道路や急勾配の道路が存在します。

地域内のバス路線は1路線（東松山駅～鴻巣免許センター線）が利用可能ですが、主要地方道東松山鴻巣線を通るルートのため、利用可能な地域が限られています。

4) 公園・緑地

地域内には広範囲にバランス良く都市公園が分布し、避難所としての機能を保持しています。本地域には観光資源が多く分布し、八丁湖や大沼周辺には遊歩道が整備され、町民や観光客の憩いの場や散策路として利用されています。また、国指定史跡となっている松山城跡や吉見百穴、安楽寺（吉見観音）等、本町を代表する歴史的資源が分布し、特徴的な景観も有しています。



松山城跡

5) 環境共生・景観形成

地域内には丘陵地や里山が創り出す里山景観、優良な農地が創り出す田園風景等、良好な自然景観が残っています。また、丘陵部は県立比企丘陵自然公園に該当し、本町を代表する自然景観、生物多様性の確保の場となっています。大沼・市野川用水路、市野川周辺は、「川のまるごと再生プロジェクト」により、親水空間や遊歩道が整備され、豊かな自然環境とともに生物多様性が確保されています。

地域内における空き家は218戸（吉見町空家等対策計画）で町全体（336戸）の64.9%を占め、空き家数が非常に多い状況です。特に西団地においては、174戸が空き家となっており、地域内の79.8%、町全体の51.8%を占める状況となっています。公共下水道の西団地の認可区域においては、令和2年度にすべて供用を開始しました。その他、公園や道路等のインフラ老朽化が進んでいることもあり、今後は整備費とともに、維持管理費の増大が予想されます。

6) 防災・防犯

丘陵部には土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が分布し、平地部の浸水想定区域では多くが3m～5mの浸水深が予想されています。また、市野川左岸には、大字南吉見の一部が家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されており、区域内に数棟の建築物が見られます。

また、本地域には17か所の指定緊急避難場所（うち指定避難所が4か所）が指定されていますが、水災害時に使用可能な施設は6か所、土砂災害時に使用可能な施設は3か所となっています。

7) 住民意向

住民意向における、満足度が低く重要度が高い施策について、優先度の高い項目は以下のとおりとなっています。

《優先度の高い項目》

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 5：公共交通や移動手段の充実 | 26：観光の振興による地域活性化 |
| 14：地震対策 | 27：多くの人が働く企業の立地 |
| 15：豪雨・暴風・土砂災害などの災害対策 | 28：元気な中小企業や、個性的な個人事業主の増加 |
| 17：災害弱者への避難や被災への配慮 | 29：誰もが楽しく集える場 |
| 24：にぎわいの場 | 30：障がい者や高齢者が利用しやすい施設環境 |
| 25：商業施設の充実、買い物の利便性 | |

図 今後のまちづくりにおける優先度

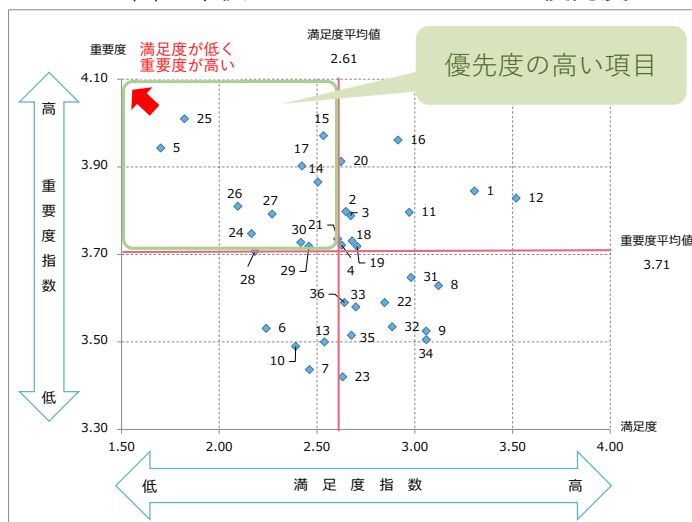


表 地域環境評価（満足度指数）

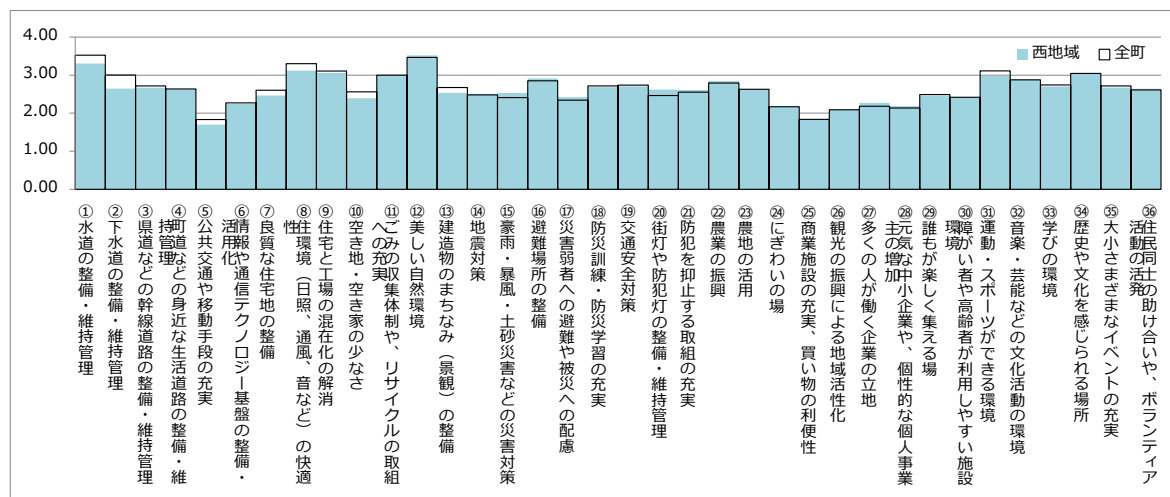
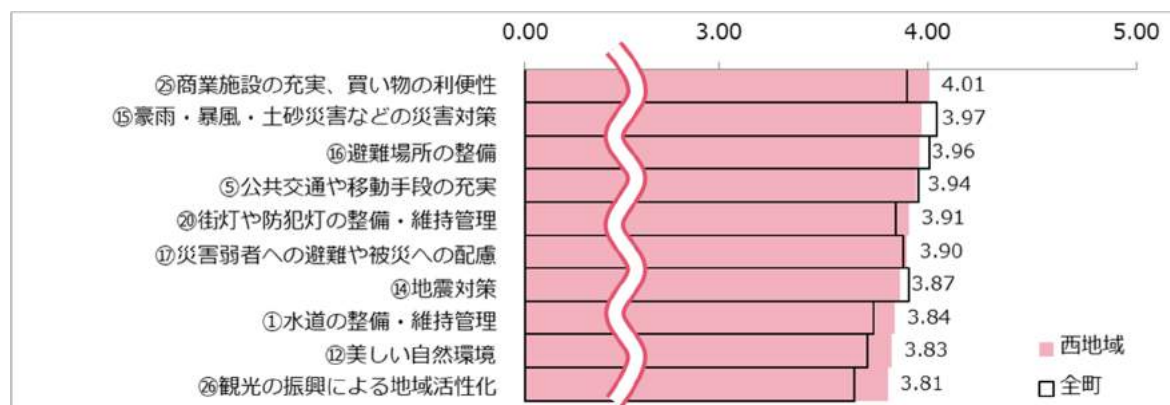


表 今後の優先度・期待（上位10項目）



(3) 地域の課題

1) 人口減少対策と空家等の利活用

- ☐ 人口減少と超高齢化がさらに深刻化することが予想されるなか、持続性を担保できるまちづくりが必要です。
- ☐ 本地域では、急速な高齢化の進展が予想されるため、高齢者への対応を充実が求められます。また、高齢者等の交通弱者の生活利便性の確保や災害弱者への対応等が必要です。
- ☐ 西団地の空家・空地等の低未利用地の利活用、住民主体のエリアマネジメント等による良好な住環境の保全や維持・向上が求められます。

2) 良好な住環境の保全と土地の有効活用

- ☐ 西団地は坂道が多い丘陵部であると同時に、高齢化率が高いことから、移動手段を含めた生活利便性の確保やコミュニティの維持等が大きな問題です。そのため、生活利便施設や医療福祉サービス施設、食料品や日用品を扱う商店等をいかに確保するかが課題となります。
- ☐ 地域の活性化や雇用の創出を図るため、魅力ある工業・産業団地の形成が求められます。
- ☐ 主要地方道東松山鴻巣線沿道については、適切な土地利用の誘導が必要です。
- ☐ 農地では、農業従事者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地の増加が想定されるため、農地の利用集積や耕作放棄地解消等が求められます。



城南産業団地

3) 持続可能な交通ネットワークの構築

- ☐ 主要地方道東松山鴻巣線の4車線化により、交通量の増加が見込まれます。そのため、歩行者の道路横断時の安全性確保、住宅地内への車両侵入の防止策等が求められます。
- ☐ 生活道路の拡幅を計画的に実施し、利便性を確保するとともに、拡幅による低未利用地の利活用等につなげることが必要です。
- ☐ 丘陵部には坂道が多いことや高齢化の進展に伴い、交通弱者の増加が懸念されるため、持続可能な公共交通ネットワークの構築による移動の利便性確保が求められます。

4) 公園・緑地の効果的な整備と効率的な維持管理

- 公園の整備・維持管理には多大なコストが発生します。そのため、効果的な整備と効率的な維持管理が必要です。
- 地域の防災力向上や多様化するニーズに答えるために、防災機能や地域交流機能、環境保全機能等、総合的な観点から計画的な整備が求められます。

5) 豊かな自然景観と生活環境の保全

- 本地域には、良好な里山景観や田園風景、水辺環境等の自然環境が残っているため、これらの環境や景観を保全し未来に残し伝えることが必要です。また、八丁湖や大沼周辺の遊歩道等を自然観察や学習の場としての活用等が求められます。
- 西団地では急速な高齢化の進展とともに、空き家の急増が予想されるため、発生抑制と適正管理を強く推進することが必要です。また、吉見町空家等対策計画に即した空き家の発生抑制と利活用の推進等、所有者等の意識啓発が必要です。
- 安全安心で豊かな生活環境を保全するために、インフラの効率的な維持管理を推進する必要があります。
- 地球温暖化防止や地球環境保全のために、地域レベルでも低炭素を意識したまちづくりが必要です。



和名沼



西団地

6) 防災力の強化とソフト対策の充実

- 土砂災害の発生により、被害が想定される区域については、開発許可基準の見直しや土地利用の制限等、必要に応じた防災対策の強化が必要です。
- 水災害に対しては、ハード対策でカバーできないリスクにはソフト対策で対応する等、ハードとソフトをバランス良く組み合わせた対策が必要です。また、家屋倒壊等氾濫想定区域については、防災部局と連携した防災対策強化や土地利用規制等が求められます。
- ハード対策による防災には限界があるため、防災意識社会への転換を目指した、早めの避難のための意識啓発が課題となります。そのため、迅速で正確なリアルタイム情報の収集と発信が求められます。

(4) 地域のまちづくり方針

本地域は県立比企丘陵自然公園に指定されている丘陵地の豊かな自然環境や住宅地をはじめ、吉見百穴や松山城跡等の歴史文化資源、産業の集積等、多様な表情を持つ地域です。

また、地域南部を通る主要地方道東松山鴻巣線は東西交通の要となっており、高いポテンシャルを持っています。

これまでに整理した現況や課題を踏まえ、地域の将来像を以下のとおり設定します。

豊かな自然と歴史・文化の中で産業・住まいが調和するまち

1) まちづくりの方針

① 将来都市構造

- ☐ 産業拠点：長谷工業団地・城南産業団地・産業系12号区域
- ☐ 歴史・文化・レクリエーション拠点：八丁湖周辺・吉見百穴周辺

② 土地利用方針

- ☐ 一般住宅地：中央市街化区域の主要地方道東松山鴻巣線沿道後背地
- ☐ 工業地：長谷工業団地・城南産業団地
- ☐ 既存集落地：西団地・既存集落
- ☐ 田園環境保全地：市街化調整区域の既存集落以外
- ☐ 公園・緑地：八丁湖周辺
- ☐ 沿道活性化ゾーン：主要地方道東松山鴻巣線沿線

2) 土地利用の方針

① 商業・業務地

- ☐ 中央市街化区域内の商業・業務地（主要地方道東松山鴻巣線沿道）は、地域内の生活利便性向上のために、食料品や日用品を扱う店舗、サービス施設、業務施設等、町民の日常生活を支える施設を誘導します。

② 一般住宅地

- ☐ 中央市街化区域の一般住宅地について、地区計画の活用や生活道路の整備により、良好な住環境の保全と整備を推進します。
- ☐ 中央市街化区域には、市街化区域内農地が残存しているため、道路整備等により利用効率を向上させることで、土地利用の活性化を促進します。
- ☐ 中央市街化区域内の良好な住環境保全のため、地区計画の活用や住民主体のエリアマネジメントを推進します。また、エリアマネジメント活動への支援を検討します。

③ 既存集落地

- 超高齢社会の進展に伴う交通弱者や買い物難民の増加が予想されることから、西団地における生活利便施設や医療福祉サービス施設等の確保のため、巡回型店舗サービス等の利便性向上や利用促進を図ります。

④ 田園環境保全地

- 農地の担い手不足解消や利用集積を促進するために、農地中間管理事業や人・農地プラン等の活用を推進します。

⑤ 産業拠点

- 城南産業団地や産業系 12 号区域について、良好な広域交通網を活かした物流事業等の誘致の促進を図ります。

⑥ 沿道活性化ゾーン

- 主要地方道東松山鴻巣線沿道の市街化調整区域について、都市的土地利用を検討する沿道活性化ゾーンとして位置づけ、周辺環境と調和を図りながらニーズに対応した商業・産業集積地として活用するための柔軟な整備手法を検討します。
- 周辺環境と調和した土地利用を推進するために、市街化調整区域についても地区計画等の活用による規制や誘導を検討します。



主要地方道東松山鴻巣線

3) 道路・交通の方針

① 道路

- 主要地方道東松山鴻巣線の 4 車線化の早期整備について、関係機関へ要望します。また、交通量の増加に伴う周辺の安全性確保に努めます。
- 主要地方道東松山鴻巣線の 4 車線化に伴う迂回路の計画的な整備により、利便性の向上を図ります。
- 通学路等では、児童の安全な登校のために、歩道や交通安全施設等の環境整備を推進します。

② 公共交通

i) 路線バス

- バス路線の維持と利便性向上のため、利用促進とともに路線の再編とダイヤの最適化を事業者に要請します。
- 関係機関と協力・連携し、バス停への屋根やベンチの設置等、待合い時間の快適性向上を促進します。

ii) デマンド型交通

- ☐ 公共交通空白地を解消するためのフィーダー交通（支線交通）として、デマンド型交通の利便性向上と持続可能性の確保を図ります。

iii) 新しいモビリティサービス

- ☐ ICTや自動運転技術の発達等を踏まえ、新しいモビリティサービスの導入を適宜検討します。

4) 公園・緑地の方針

① 整備・維持管理

- ☐ 公園の整備・維持管理について、機能や規模によりPPP/PFIやP-PFI、設置管理許可制度等の活用等、新たな付加価値の創造と整備・維持管理費の抑制を推進します。
- ☐ 整備・維持管理コスト抑制のため、市民緑地認定制度や指定管理者制度、アダプト制度等の活用の推進とともに、住民主体のエリアマネジメントを促進します。また、計画的な維持管理とコスト縮減のために、公園施設長寿命化計画の策定を検討します。
- ☐ 市民緑地認定制度の活用推進や都市公園の整備・管理の方針を定めるために、緑の基本計画の策定を検討します。

② 防災機能

- ☐ 地域内における、指定緊急避難場所に指定された公園については、防災力向上のため、かまどベンチや防災トイレ等の防災機能を持った施設整備、災害時に備えた必要資材の備蓄等を推進します。また、土砂災害に備えた資機材の充実に努めます。

③ その他

- ☐ 工業団地における緑地の確保について、地区計画に沿った緑地確保を促進します。
- ☐ 吉見百穴の保存活用計画、松山城跡の整備基本計画を策定し、計画的な史跡整備を推進します。

5) 環境共生・景観等の方針

① 景観保全と活用

- ☐ 本地域には里山景観、田園景観等、良好な景観資源が存在します。それらの保全と活用を計画的に推進するため、景観計画の策定を検討します。
- ☐ 中央市街化区域等の市街地景観については、地区計画等の活用による景観保全や公共施設の緑化等を推進します。

② 空き家・住宅環境

- 空き家・空き地の発生抑制・解消のため、所有者の意識啓発を推進するとともに、西団地の空き家については、地域交流施設としての活用や若年層向けのリノベーション住宅としての活用等を検討します。また、既存の関連補助制度等の活用とともに、関係各課での情報共有や連携を行い新たな支援施策等を検討します。
- 市街化調整区域の空き家については、「自然との共生」や「農ある暮らし」等、新たなライフスタイルの提案による定住促進を図ります。
- 高齢化に対応した住宅環境整備のために、介護保険制度による住宅改修についての相談支援や住宅のバリアフリー化を促進します。

③ 環境保全

- 中央市街化区域における、公共下水道が未整備である地区については計画的な整備を推進します。また、西団地内で整備が完了している地区については効率的な維持管理を実施します。それ以外の地区については農業集落排水の計画的な維持管理とともに合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 八丁湖や大沼周辺の遊歩道等では、水辺空間やレクリエーションの場としての活用を検討します。また、これらの資源を自然観察や学習の場として積極的に活用します。また、レッドデータブック（環境省）で準絶滅危惧種とされているヒカリゴケ等の保全を推進します。
- 自然と調和した持続可能なまちづくりを実現するために、持続可能な開発目標（SDGs）への貢献を念頭に置いた、コンパクトなまちづくりによる環境負荷の軽減等、低炭素まちづくりが必要です。そのために、自転車利用の促進、ハイブリット車や電気自動車等、低公害車への転換促進、再生可能エネルギーの導入、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）等を推進します。



八丁湖

④ その他

- 地域におけるインフラについては、吉見町公共施設等総合管理計画にもとづく、計画的な維持管理を推進するとともに、個別施設計画の策定を検討します。また、各施設の維持管理体系の見直しや予防保全型管理への移行等、施設の長寿命化を含めた、戦略的な維持管理を推進します。

6) 防災・防犯の方針

① ハード対策

- 災害時の道路ネットワーク確保のために、避難路の優先整備や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化等、吉見町建築物耐震改修促進計画にもとづいた建築物の耐震化を促進します。

-
- 災害に強いまちづくりを実現するために、市街地においては地区計画の他、防火地域及び準防火地域の指定等による不燃化促進を検討します。
 - 大規模地震の発生時に上水道・下水道の被害を最小限に抑え、迅速な復旧を可能とするために、設備の複数化や長寿命化等、適切な維持管理を促進します。
 - 土砂災害特別警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域が分布しているため、防災や治水、建築関連部局等と連携し、開発許可基準の見直しや土地利用の制限等、必要に応じた防災対策を強化します。
 - 水災害時には、指定緊急避難場所に多くの人が避難してくることが想定されるため、指定緊急避難場所以外の避難場所の確保等を検討します。また、防災倉庫の設置について検討します。
 - 民間建築物への雨水貯留浸透施設整備や避難所機能の整備に対する補助を検討するとともに、一定の防災機能を整備することによるインセンティブ付与等を検討します。

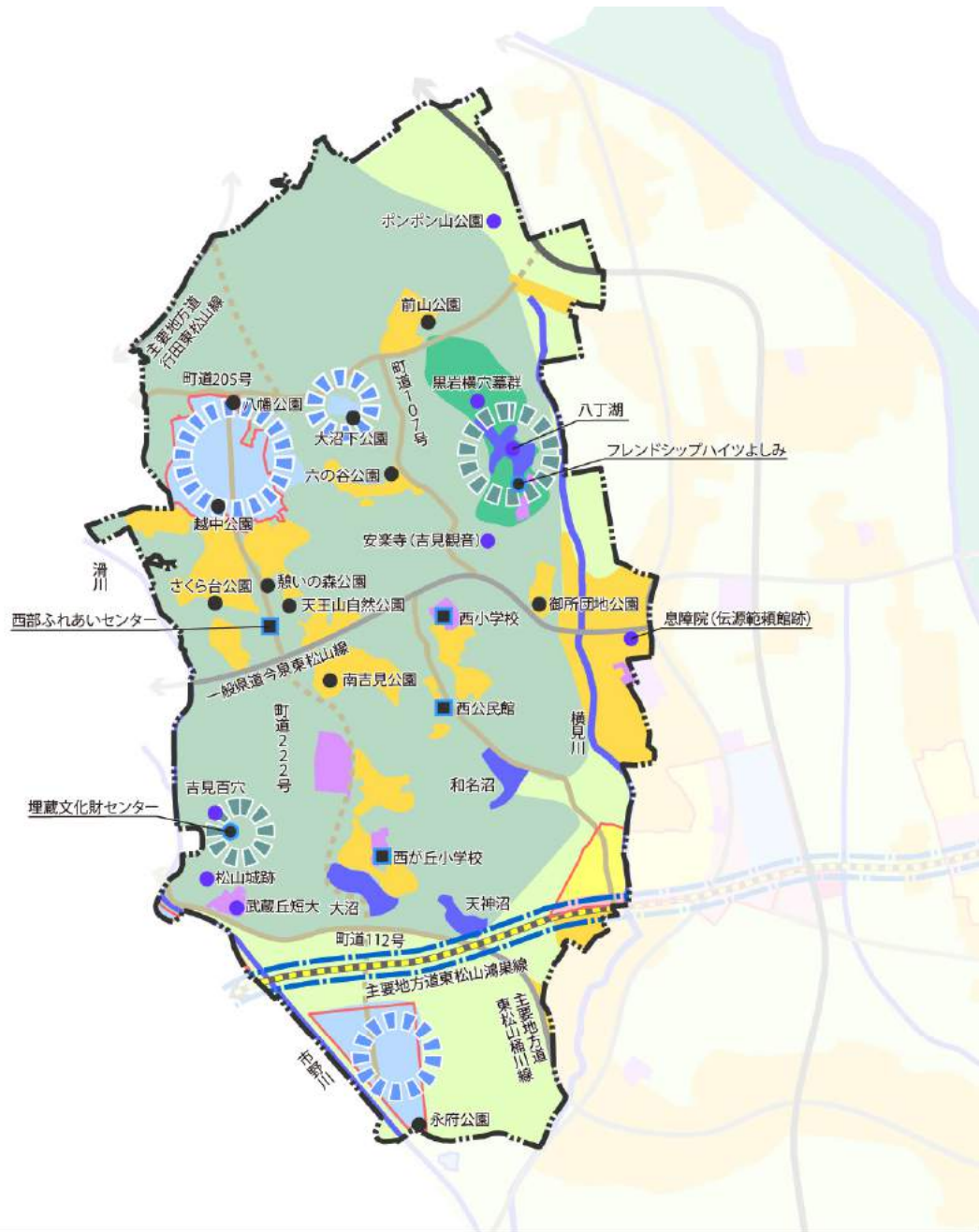
② ソフト対策

- 早めの避難を実現するために、住民の意識啓発を含めたソフト対策を推進します。地域においては、自主防災組織の育成、消防団の活動支援、地域住民向けの防災セミナーの開催、地区防災計画の策定、マイタイムラインの作成支援等を実施します。
- 住民の意識啓発のため、災害時のリアルタイム情報の収集と発信や定期的な避難訓練、防災訓練等を引き続き行います。
- 地域住民と地域における災害リスクを共有するために、ハザードマップの更新と周知等、避難路や想定浸水深を示す標識（まるとまちごとハザードマップ）の整備等を検討します。
- 災害発生時に職員が迅速に対応できるよう、初動マニュアルや各マニュアルの見直し、新規マニュアルを作成するとともに、地域防災計画や水防計画に基づいた資機材整備や避難体制の充実を図ります。
- 地域の防災力強化のために、国土強靱化地域計画や事前復興計画の策定を検討します。
- 水災害は広域にわたり被害を及ぼすため、河川の流域自治体と連携した、広域的な流域治水を推進します。

③ 防犯対策

- 地域防犯活動については、吉見町防犯のまちづくり基本計画にもとづいた防犯パトロールへの支援を検討します。
- 夜間の防犯性向上のために、防犯灯のＬＥＤ化等、安全安心な歩行空間の整備を推進します。
- 社会福祉協議会や防犯隊等と連携した、子どもや高齢者の見守り支援を促進し、地域の助け合いと地域交流活性化を図ります。

図 西地域まちづくり方針



凡 例

- 商業・業務地
- 一般住宅地
- 工業地
- 既存集落地
- 田園環境保全地
- 公共公益施設

- 丘陵地
- 公園・緑地
- 河川・湖沼
- 産業拠点
- 歴史・文化・レクリエーション拠点

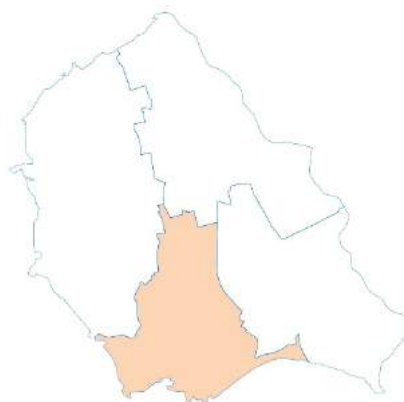
- 沿道活性化ゾーン
- 地域界
- 市街化区域
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区幹線道路 (破線は構想路線)

- 施設
- 緊急輸送道路 第一次
- 指定緊急避難場所
- 指定緊急避難場所 (洪水)
- 指定避難所及び指定緊急避難場所 (洪水)

4 南地域

(1) 地域の概要

- 本地域は町の中央部から南側に位置し、主要地方道東松山鴻巣線と大里比企広域農道が交わる交通結節点です。
- 地域の南側を市野川が東へ流れています。
- 中央市街化区域には住宅地をはじめ、吉見町役場、大規模工場が立地しています。
- 市街化調整区域の道の駅「いちごの里よしみ」周辺は、本町の商業・農業・観光業・その他都市的サービス等の中心的拠点となっています。
- 地域内の主な施設としては、吉見町役場、農村センター（南公民館）、比企広域市町村圏組合東松山消防署吉見分署、学校給食センター、保健センター、吉見中学校、南小学校、商工会、勤労福祉センター、吉見町福祉会館等があります。
- 地形が平坦であり、地域全域が浸水想定区域に含まれています。



(2) 地域の特性

1) 人口（住民基本台帳）

地域の人口は平成17年をピークに年々減少しています。平成17年から令和2年の人口増減率は約14%の減少となっています。高齢化率は令和2年で33.2%となっており、町全体（33.1%）とほぼ同じ水準です。年齢3区分人口は、町全体とほぼ同じ水準となっています。

表 人口世帯

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
地域人口	3,803	3,824	3,756	3,491	3,302
地域世帯数	1,045	1,137	1,228	1,269	1,330

図 人口世帯数の推移

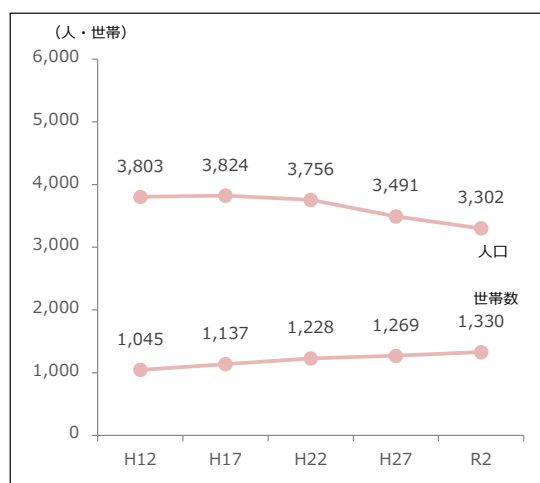
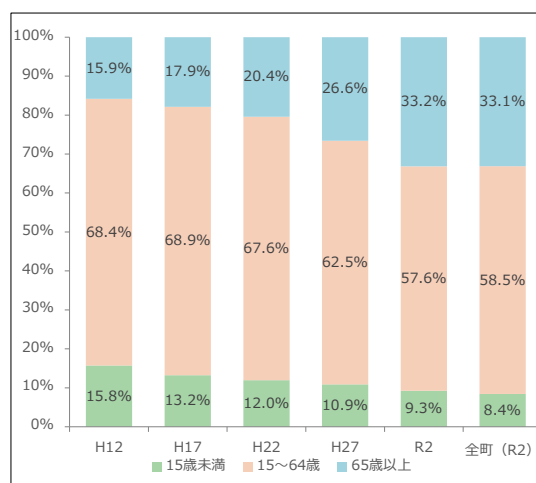


図 年齢構成推移



2) 土地利用

地域内の土地利用状況は、田・畑・山林等の自然的土地利用が過半を占めています。市街化区域では、工業用地が 34.6%、住宅用地が 24.0% となっており、都市的土地利用が過半を占めています。また、市街化区域内農地の割合が 18.4% と高い水準になっており、市街化調整区域には、ほ場整備事業により整備された肥沃な水田が広がります。

主要地方道東松山鴻巣線と大里比企広域農道が交差する道の駅「いちごの里よしみ」周辺は都市構造や立地特性から見ても、交通結節点であり本町の玄関口と考えることができます。

図 土地利用現況



3) 道路・交通

主要地方道東松山鴻巣線の4車線化の整備が完了すると、通過交通量の増加が予想されます。中央市街化区域の住宅地においては、一部に狭あい道路が存在しています。

地域内のバス路線は2路線（川越駅～鴻巣免許センター線／東松山駅～鴻巣免許センター線）が利用可能で、東松山駅～鴻巣免許センター線のうち、東松山駅～鴻巣駅西口間は便数も多く利便性が確保されています。

4) 公園・緑地

地域内の公園・緑地は吉見ヶ丘公園、南部緑地、中央第一公園の3か所となっており、他の地域と比較すると少ない状況です。吉見ヶ丘公園は、地震時における指定緊急避難場所に指定されています。

5) 環境共生・景観形成

地域内には優良な農地による田園風景、市野川沿いの水辺景観等、良好な自然景観が残っています。市野川周辺には多様な自然環境とともに生物多様性が確保されています。

地域内における空き家は40戸（吉見町空家等対策計画）、そのうち市街化区域は22戸となっており、町全体（336戸）と比較すると少ない状況です。その他、公園施設や上下水道、道路等のインフラ老朽化が進んでいることもあり、今後は整備費とともに、維持管理費の増大が予想されます。



市野川

6) 防災・防犯

地域内には市野川が流れており、近年激甚化する水災害に対しての災害リスクがあります。本地域は浸水想定区域が広く分布しており、5～10mの浸水が想定されている箇所も存在します。市野川左岸について、大字江綱の一部が家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていますが、区域内に建築物の分布は見られません。

また、本地域には9か所の指定緊急避難場所（うち指定避難所が3か所）が指定されていますが、水害時に使用可能な施設は3施設（3階以上）のみとなっています。

7) 住民意向

住民意向における、満足度が低く重要度が高い施策について、優先度の高い項目は以下のとおりとなっています。

《優先度の高い項目》

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 2：下水道の整備・維持管理 | 17：災害弱者への避難や被災への配慮 |
| 3：県道などの幹線道路の整備・維持管理 | 20：街灯や防犯灯の整備・維持管理 |
| 4：町道などの身近な生活道路の整備・維持管理 | 21：防犯を抑止する取組の充実 |
| 5：公共交通や移動手段の充実 | 24：にぎわいの場 |
| 14：地震対策 | 25：商業施設の充実、買い物の利便性 |
| 15：豪雨・暴風・土砂災害などの災害対策 | 26：観光の振興による地域活性化 |

図 今後のまちづくりにおける優先度

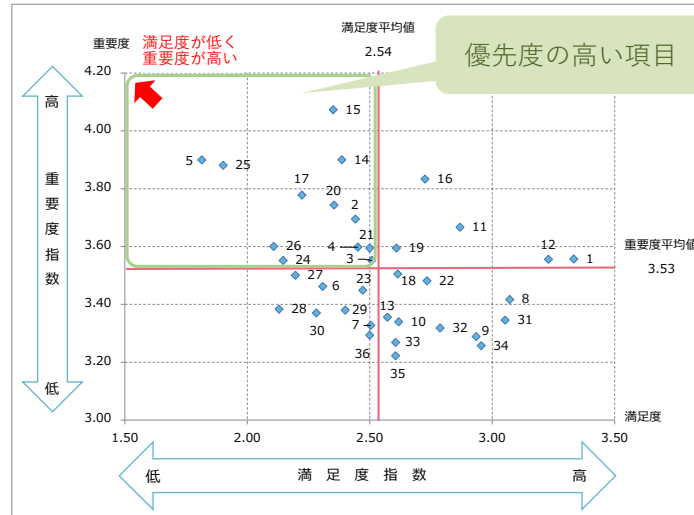


表 地域環境評価（満足度指数）

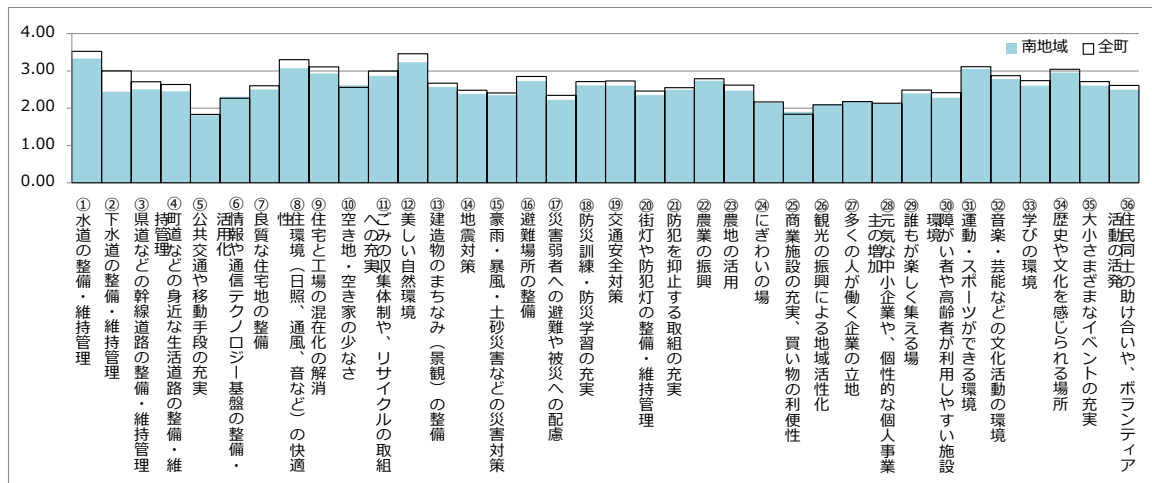
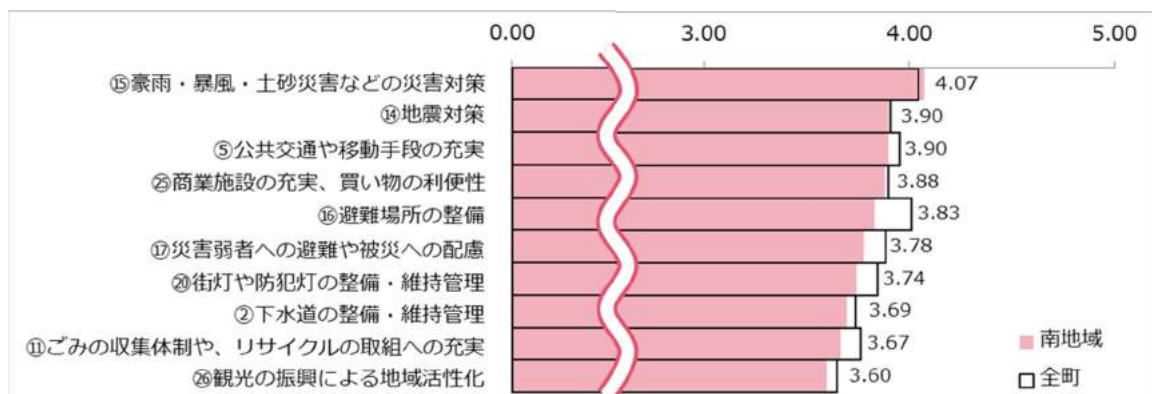


表 今後の優先度・期待（上位10項目）



(3) 地域の課題

1) 人口減少対策と空家等の利活用

- 人口減少と高齢化がさらに深刻化することが予想されるなか、持続性を担保できるまちづくりが必要です。人口減少局面において、町全体の人口増加は想定困難であることから、一定エリアの人口密度を維持・向上する必要があります。
- 中央市街化区域の人口密度を維持するためには、空家・空地等を含む低未利用地の利活用、良好な住環境の保全や維持・向上が求められます。

2) 良好な住環境の保全と土地の有効活用

- 人口減少や担い手不足が進む状況下において、良好な住環境を保全するために、住民参加による住民主体のまちづくりや維持管理の推進が必要です。
- 道の駅「いちごの里よしみ」は、主要地方道東松山鴻巣線と大里比企広域農道が交差する立地特性を持つことから、中心拠点、交通結節点としての機能充実に図ることが必要です。
- 周辺環境と調和した土地利用を推進するために、市街化調整区域についても規制や誘導施策が必要です。
- 農地では、農業従事者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地の増加が想定されるため、農地の利用集積や耕作放棄地解消等が求められます。

3) 持続可能な交通ネットワークの構築

- 主要地方道東松山鴻巣線の4車線化により、交通量の増加が見込まれます。そのため、歩行者の道路横断時の安全性確保、住宅地内への車両侵入の防止策等が求められます。
- 生活道路の拡幅を計画的に実施し、利便性を確保するとともに、拡幅による低未利用地の利活用等につなげることが必要です。
- 本地域は東松山方面、鴻巣方面ともにバス路線が充実し利便性は確保されていますが、高齢化の進展に伴い、交通弱者の増加が懸念されるため、持続可能な公共交通ネットワークの構築による移動の利便性確保が求められます。



路線バス

4) 公園・緑地の効果的な整備と効率的な維持管理

- 公園の整備・維持管理には多大なコストが発生します。そのため、効果的な整備と効率的な維持管理が必要です。
- 地域の防災力向上や多様化するニーズに答えるために、防災機能や地域交流機能、環境保全機能等、総合的な観点から計画的な整備が求められます。
- 道の駅「いちごの里よしみ」内に位置する中央第一公園は、利用者も多いことから公園の拡張を含め、多様なニーズへの対応が求められます。
- 本町への来訪促進の一つとして、自転車観光ルートの開発と周知等が求められます。



第一中央公園

5) 豊かな自然景観と生活環境の保全

- 本地域には、豊かな田園風景や水辺環境等の自然環境が残っているため、これらの環境や景観を保全し未来に残し伝えることが必要です。
- 市街化区域内の人口密度を維持するためにも、市街化区域内農地を含めた低未利用地の利活用が必要です。
- 空き家は他地区と比較すると少ない状況ですが、将来的な人口減少や高齢化による空き家増加が想定されるため、所有者等の意識啓発による空き家の発生抑制や利活用が求められます。
- 安全安心で豊かな生活環境を保全するために、インフラの効率的な維持管理を推進する必要があります。
- 地球温暖化防止や地球環境保全のために、地域レベルでも低炭素を意識したまちづくりが必要です。

6) 防災力の強化とソフト対策の充実

- 水災害に対しては、ハード対策でカバーできないリスクにはソフト対策で対応する等、ハードとソフトをバランス良く組み合わせた対策が必要です。
- 令和元年東日本台風は近隣自治体において大きな被害をもたらしました。本地域には排水機場が計画的に整備されてきたこともあり、大きな被害はありませんでしたが、近年における災害の激甚化や頻発化に備えた対策が必要です。
- ハード対策による防災には限界があるため、防災意識社会への転換を目指した、早めの避難のための意識啓発が課題となります。そのため、迅速で正確なリアルタイム情報の収集と発信が求められます。

(4) 地域のまちづくり方針

本地域は、本町の商業・農業・観光業・その他都市的サービス等の中心拠点となっている地域です。また、主要地方道東松山鴻巣線と大里比企広域農道が交差する道の駅「いちごの里よしみ」周辺は、交通結節点としての立地特性を持ち、本町の玄関口となっています。

これまでに整理した現況や課題を踏まえ、地域の将来像を以下のとおり設定します。

道の駅を拠点とした 交流や賑わいが生まれるまち

1) まちづくりの方針

① 将来都市構造

- ☐ 中心拠点：中央市街化区域周辺
- ☐ 産業拠点：中央市街化区域内
- ☐ 健康・福祉拠点：保健センター（地域包括支援センター）周辺

② 土地利用方針

- ☐ 商業・業務地：主要地方道東松山鴻巣線沿道・一般県道小八林久保田下青鳥線沿道・道の駅「いちごの里よしみ」周辺
- ☐ 一般住宅地：中央市街化区域の商業・業務地、工業地以外
- ☐ 開発誘導地：道の駅「いちごの里よしみ」東側地区
- ☐ 既存集落地：市街化調整区域の既存集落
- ☐ 田園環境保全地：市街化調整区域の既存集落以外
- ☐ 沿道活性化ゾーン：主要地方道東松山鴻巣線沿線

2) 土地利用の方針

① 商業・業務地

- ☐ 道の駅「いちごの里よしみ」は、主要地方道東松山鴻巣線と大里比企広域農道が交差する立地条件であることから、今後の広域交通網の進展を見据え、更なる利便性の向上を図るとともに多様な機能を有する施設の整備を図ります。



道の駅「いちごの里よしみ」

② 一般住宅地

- 中央市街化区域の人口密度を維持するため、市街化区域内の空家・空地等の低未利用地の活用を促進します。また、空き家の利活用に対しての補助を検討します。
- 中央市街化区域内の良好な住環境保全のため、地区計画の活用や住民主体のエリアマネジメントを推進します。また、エリアマネジメント活動への支援を検討します。



中央市街化区域の住宅地

③ 開発誘導地

- 道の駅「いちごの里よしみ」東側地区については、広域幹線道路が交差する立地条件を活用した生活利便施設の集積を図ります。

④ 既存集落地

- 営農環境や自然環境に配慮した、ゆとりある集落環境の維持・保全を基本に、生活基盤施設や生活関連施設を維持します。

⑤ 田園環境保全地

- 農地の担い手不足解消や利用集積を促進するために、農地中間管理事業や人・農地プラン等の活用を推進します。
- 農業の新たな付加価値の創造、地域とのつながり強化のために、農家レストランや農産物のブランディング展開等、農業の6次産業化を推進します。

⑥ 沿道活性化ゾーン

- 主要地方道東松山鴻巣線沿道の市街化調整区域について、都市的土地利用を検討する沿道活性化ゾーンとして位置づけ、周辺環境と調和を図りながらニーズに対応した商業・産業集積地として活用するための柔軟な整備手法を検討します。

3) 道路・交通の方針

① 道路

- 主要地方道東松山鴻巣線の4車線化の早期整備について、関係機関へ要請します。また、交通量の増加に伴う周辺の安全性確保に努めます。
- 大里比企広域農道の一般県道格上げについて、関係機関へ要請します。
- 主要地方道東松山鴻巣線の4車線化に伴う迂回路の計画的な整備により、利便性の向上を目指します。



主要地方道東松山鴻巣線

- 通学路等では、児童の安全な登校のために、歩道や交通安全施設等の環境整備を推進します。

② 公共交通

i) 路線バス

- バス路線の維持と利便性向上のため、利用促進とともに路線の再編とダイヤの最適化を事業者に要請します。
- 道の駅「いちごの里よしみ」の交通結節点としての機能充実を図ります。
- 関係機関と協力・連携し、バス停への屋根やベンチの設置等、待合い時間の快適性向上を促進します。

ii) デマンド型交通

- 公共交通空白地を解消するためのフィーダー交通（支線交通）として、デマンド型交通の利便性向上と持続可能性の確保を図ります。

iii) 新しいモビリティサービス

- ICTや自動運転技術の発達等を踏まえ、新しいモビリティサービスの導入を適宜検討します。

4) 公園・緑地の方針

① 整備・維持管理

- 公園の整備・維持管理について、機能や規模によりPPP／PFIやP－PFI、設置管理許可制度等の活用等、新たな付加価値の創造と整備・維持管理費の抑制を推進します。
- 整備・維持管理コスト抑制のため、市民緑地認定制度や指定管理者制度、アダプト制度等の活用の推進とともに、住民主体のエリアマネジメントを促進します。また、計画的な維持管理とコスト縮減のために、公園施設長寿命化計画の策定を検討します。
- 市民緑地認定制度の活用推進や都市公園の整備・管理の方針を定めるために、緑の基本計画の策定を検討します。
- 荒川自転車道から道の駅「いちごの里よしみ」方面への引き込みと回遊性の向上、サイクリストにやさしいまちづくりのため、自転車走行レーンの整備等を推進します。



南部緑地

② 防災機能

- 地域内における、指定緊急避難場所に指定された公園については、防災力向上のため、かまどベンチや防災トイレ等の防災機能を持った施設整備、災害時に備えた必要資材の備蓄等を推進します。また、水災害に備えた、水防資機材の充実に努めます。

5) 環境共生・景観等の方針

① 景観保全と活用

- ☐ 本地域には、優良農地による田園風景、市野川沿いの水辺景観、集落地の屋敷林等、良好な景観資源が存在します。それらの保全と活用を計画的に推進するため、景観計画の策定を検討します。
- ☐ 中央市街化区域等の市街地景観については、地区計画等の活用による景観保全や公共施設の緑化等を推進します。
- ☐ 市野川の水辺環境を活用した、レクリエーションや自然観察の場としての活用を検討します。



市野川

② 空き家・住宅環境

- ☐ 空き家・空き地の発生抑制・解消のため、所有者の意識啓発を推進するとともに、中央市街化区域の空き家については、地域交流施設としての活用や若年層向けのリノベーション住宅としての活用等を検討します。また、既存の関連補助制度等の活用とともに、関係各課での情報共有や連携を行い新たな支援施策等を検討します。
- ☐ 市街化調整区域の空き家については、「自然との共生」や「農ある暮らし」等、新たなライフスタイルの提案による定住促進を図ります。
- ☐ 高齢化に対応した住宅環境整備のために、介護保険制度による住宅改修についての相談支援や住宅のバリアフリー化を促進します。

③ 環境保全

- ☐ 中央市街化区域における、公共下水道が未整備である地区については計画的な整備を推進します。
- ☐ 大串と五反田堰における生物化学的酸素要求量(BOD)、一部では浮遊物質(SS)が環境基準を超えているため、生活雑排水など汚水流入対策を推進します。
- ☐ 自然と調和した持続可能なまちづくりを実現するために、持続可能な開発目標(SDGs)への貢献を念頭に置いた、コンパクトなまちづくりによる環境負荷の軽減等、低炭素まちづくりが必要です。そのために、自転車利用の促進、ハイブリット車や電気自動車等、低公害車への転換促進、再生可能エネルギーの導入、4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)等を推進します。

④ その他

- ☐ 地域におけるインフラについては、吉見町公共施設等総合管理計画にもとづく、計画的な維持管理を推進するとともに、個別施設計画の策定を検討します。また、各施設の維持管理体系の見直しや予防保全型管理への移行等、施設の長寿命化を含めた、戦略的な維持管理を推進します。

6) 防災・防犯の方針

① ハード対策

- ☐ 災害時の道路ネットワーク確保のために、避難路の優先整備や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化等、吉見町建築物耐震改修促進計画にもとづいた建築物の耐震化を促進します。
- ☐ 災害に強いまちづくりを実現するために、市街地においては地区計画の他、防火地域及び準防火地域の指定等による不燃化促進を検討します。
- ☐ 大規模地震の発生時に上水道・下水道の被害を最小限に抑え、迅速な復旧を可能とするために、設備の複数化や長寿命化等、適切な維持管理を促進します。
- ☐ 民間建築物への雨水貯留浸透施設整備や避難所機能の整備に対する補助を検討するとともに、一定の防災機能を整備することによるインセンティブ付与等を検討します。
- ☐ 道の駅「いちごの里よしみ」周辺一帯について、防災機能を強化し、災害時の防災拠点としての活用を検討します。
- ☐ 水災害時に使用できない指定緊急避難場所について、親戚や知人宅などへの非難の呼びかけや、区域外の高台への避難場所の確保等の対策強化を検討します。

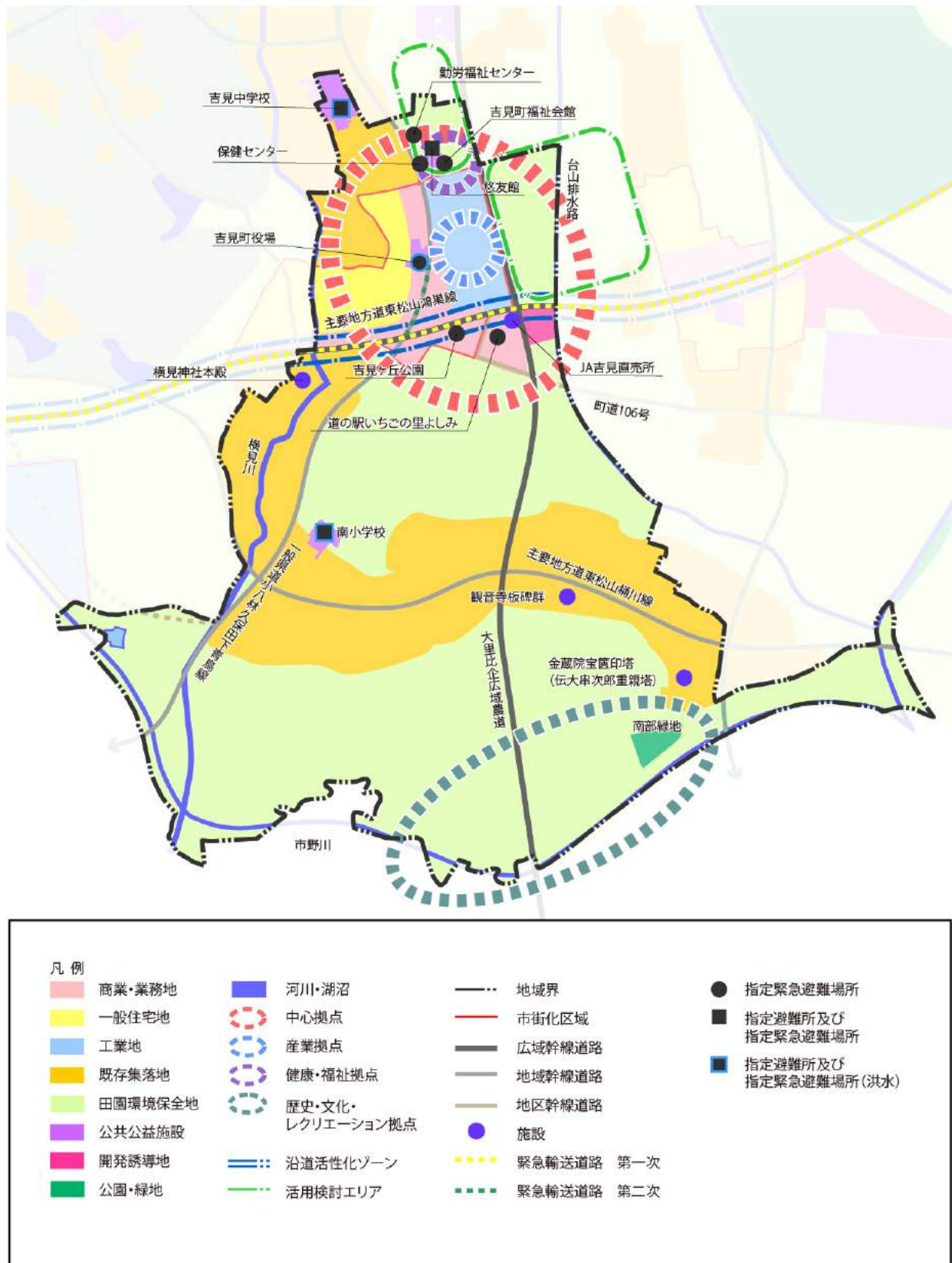
② ソフト対策

- ☐ 早めの避難を実現するために、住民の意識啓発を含めたソフト対策を推進します。地域においては、自主防災組織の育成、消防団の活動支援、地域住民向けの防災セミナーの開催、地区防災計画の策定、マイタイムラインの作成支援等を実施します。
- ☐ 住民の意識啓発のため、災害時のリアルタイム情報の収集と発信や定期的な避難訓練、防災訓練等を引き続き行います。
- ☐ 地域住民と地域における災害リスクを共有するために、ハザードマップの更新と周知等、避難路や想定浸水深を示す標識（まるとまちごとハザードマップ）の整備等を検討します。
- ☐ 災害発生時に職員が迅速に対応できるよう、初動マニュアルや各マニュアルの見直し、新規マニュアルを作成するとともに、地域防災計画や水防計画に基づいた資機材整備や避難体制の充実を図ります。
- ☐ 地域の防災力強化のために、国土強靱化地域計画や事前復興計画の策定を検討します。
- ☐ 水災害は広域にわたり被害を及ぼすため、河川の流域自治体と連携した、広域的な流域治水を推進します。

③ 防犯対策

- ☐ 地域防災活動については、吉見町防犯のまちづくり基本計画にもとづいた防犯パトロールへの支援を検討します。
- ☐ 夜間の防犯性向上のために、防犯灯のLED化等、安全安心な歩行空間の整備を推進します。
- ☐ 社会福祉協議会や防犯隊等と連携した、子どもや高齢者の見守り支援を促進し、地域の助け合いと地域交流活性化を図ります。

図 南地域まちづくり方針



5 北地域

(1) 地域の概要

- 本地域は町の北東部に位置し、中央を大里比企広域農道が南北に通っています。
- 東側は荒川と接しており、河川敷は吉見総合運動公園として、スポーツの拠点として利用されています。
- 全域が市街化調整区域であり、豊かな田園風景の中に住宅用地が広がっています。
- 地域の南部には、ふれあい広場や吉見町民会館（フレサよしみ）等、公共施設が集積しており、文化・交流の拠点となっています。
- 地域内の主な施設としては、吉見町民会館（フレサよしみ）、北公民館、町民体育館、ふれあい広場、図書館、北小学校、吉見総合運動公園、よしみけやき保育所、B&G 海洋センター体育館等があります。
- 地形が平坦であり、地域全域が浸水想定区域に含まれています。



(2) 地域の特性

1) 人口（住民基本台帳）

地域の人口は平成 12 年をピークに年々減少しており、総人口は 4 地域で最少です。平成 12 年から令和 2 年の人口増減率は約 21%の減少となっています。高齢化率は令和 2 年で 37.3%となっており、4 地域で最も高い状況です。

図 人口世帯

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
地域人口	3,213	3,093	2,883	2,724	2,536
地域世帯数	882	926	941	955	980

図 人口世帯数の推移

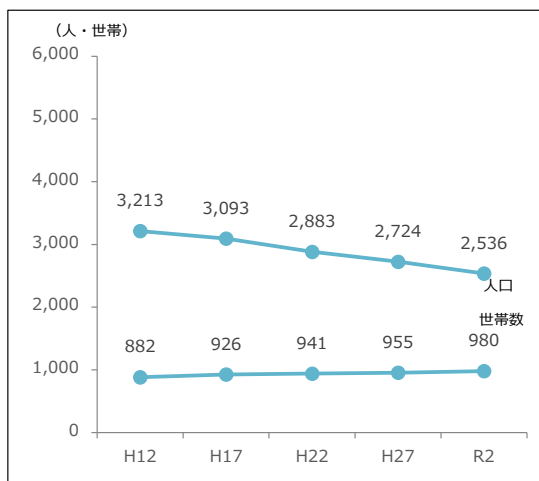
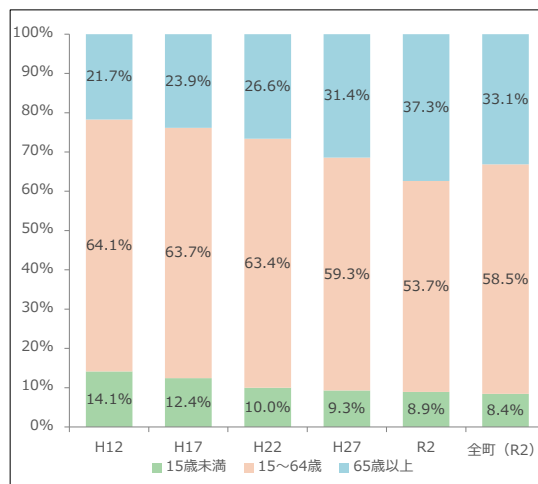


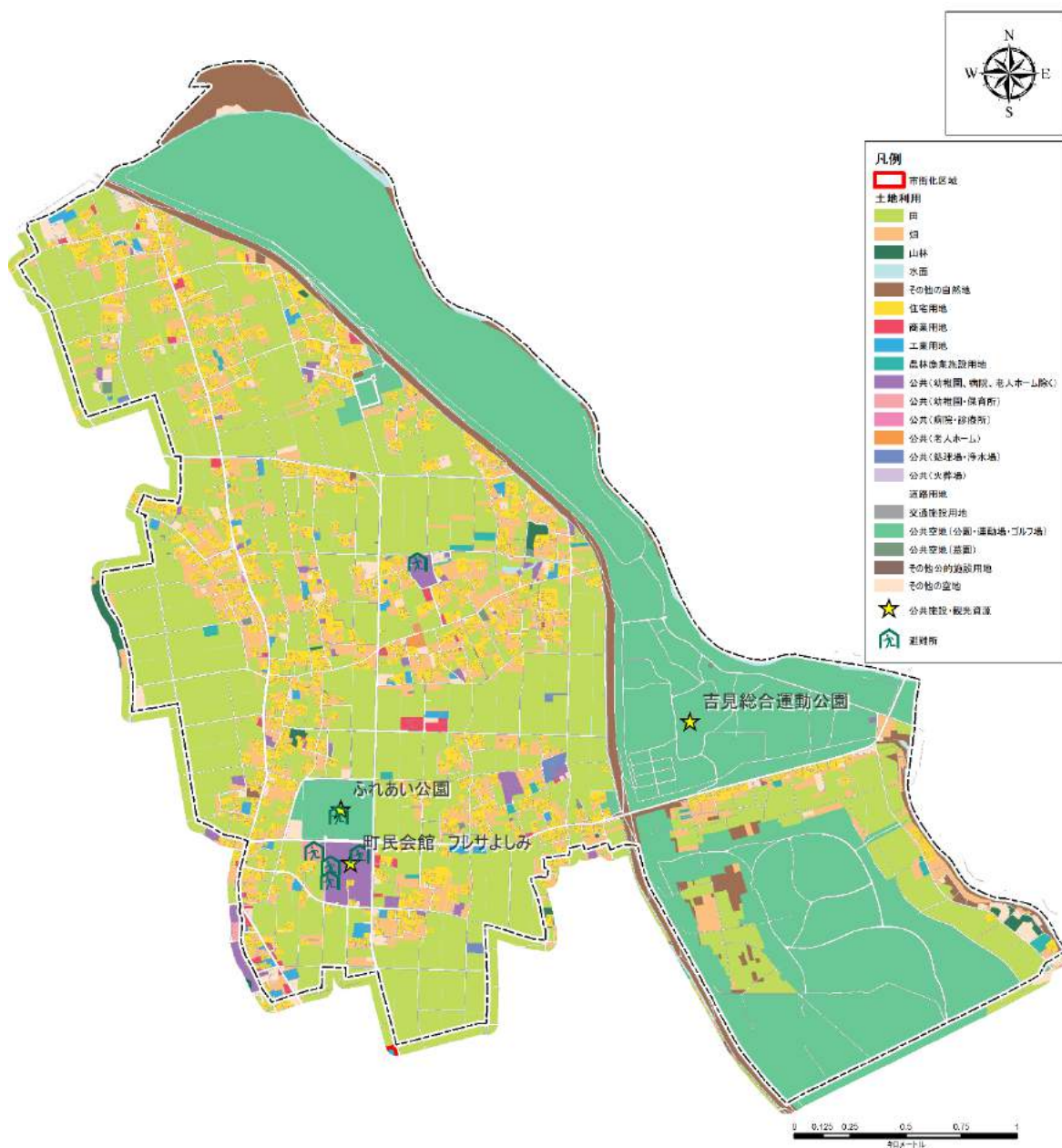
図 年齢構成推移



2) 土地利用

地域内の土地利用現況は、ふれあい広場や吉見総合運動公園を含む公共空地が 31.7% を占めていることが特徴です。宅地は広範囲に分散しており、住宅用地は 9.1% にとどまっています。吉見町民会館（フレサよしみ）やふれあい広場周辺には、公共施設が集積しており文化・交流の拠点となっています。図書館等複合施設は令和 3 年 7 月開館予定となっています。

図 土地利用現況



3) 道路・交通

本町の主要道路の一つである大里比企広域農道が南北に縦断し、通過交通が多くなっています。地域内のバス路線は利用可能な路線がありません。

4) 公園・緑地

地域内の公園・緑地はふれあい広場と吉見総合運動公園の2か所ですが、大規模であることから、他の地域と比較すると十分な面積が確保されています。吉見総合運動公園はテニスコートや野球場、サッカー場、パークゴルフ場等が整備され、町民をはじめ町外の利用者も多くなっています。ふれあい広場は、地震時における指定緊急避難場所に指定されています。地域内には荒川自転車道（一般県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線）が整備されています。

5) 環境共生・景観形成

地域内には優良な農地による田園風景、みどり豊かな吉見総合運動公園の景観等、良好な自然景観が存在します。荒川周辺には多様な自然環境とともに生物多様性が確保されています。

地域内における空き家は30戸（吉見町空家等対策計画）で、町全体（336戸）の8.9%と非常に少ない状況です。その他、公園施設や上下水道及び農業集落排水、道路等のインフラ老朽化が進んでいることもあり、今後は整備費とともに、維持管理費の増大が想定されます。



吉見総合運動公園

6) 防災・防犯

地域内には荒川が流れており、近年激甚化する水災害に対しての災害リスクがあります。本地域は、浸水想定区域が広く分布しており5～10mの浸水が想定されている箇所も存在します。

また、本地域には6か所の指定緊急避難場所（うち指定避難所が2か所）が指定されていますが、水災害時に使用可能な施設は1か所（3階以上）のみとなっています。

7) 住民意向

住民意向における、満足度が低く重要度が高い施策について、優先度の高い項目は以下のとおりとなっています。

《優先度の高い項目》

4：町道などの身近な生活道路の整備・維持管理
5：公共交通や移動手段の充実
14：地震対策
15：豪雨・暴風・土砂災害などの災害対策
17：災害弱者への避難や被災への配慮

20：街灯や防犯灯の整備・維持管理
21：防犯を抑止する取組の充実
23：農地の活用
25：商業施設の充実、買い物の利便性

図 今後のまちづくりにおける優先度

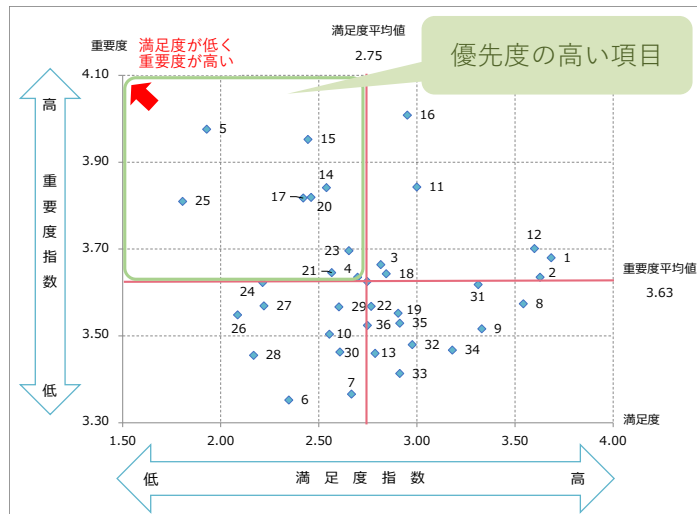


表 地域環境評価（満足度指数）

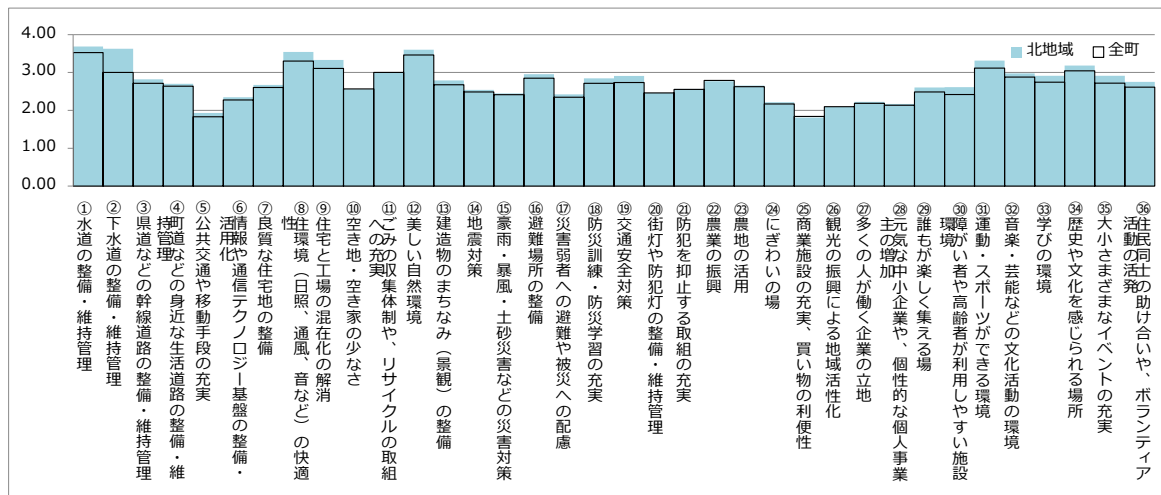
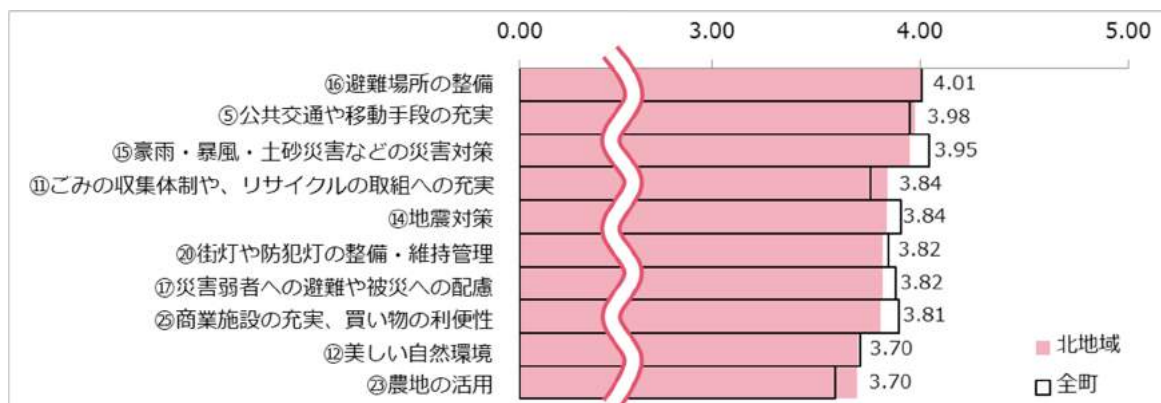


表 今後の優先度・期待（上位10項目）



(3) 地域の課題

1) 人口減少対策と空家等の利活用

- ☐ 人口減少と超高齢化がさらに深刻化することが予想されるなか、持続性を担保できるまちづくりが必要です。
- ☐ 本地域では、急速な高齢化の進展が予想されるため、高齢者への対応を充実が求められます。また、高齢者等の交通弱者の生活利便性の確保や災害弱者への対応等が必要です。
- ☐ 本地域の空き家率は比較的低い状況ですが、今後は増加することが想定されるため、空き家の利活用や適切な維持管理が求められます。

2) 良好な住環境の保全と土地の有効活用

- ☐ 生活利便施設や医療福祉サービス施設、食料品や日用品を扱う商店等をいかに確保することが課題となります。
- ☐ 地域の活性化や賑わい創出のため、魅力ある拠点の形成が課題となります。
- ☐ 農地では、農業従事者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地の増加が想定されるため、農地の利用集積や耕作放棄地解消等が求められます。

3) 持続可能な交通ネットワークの構築

- ☐ 大里比企広域農道は、周辺市町を結ぶ広域幹線道路であることから、一般県道への格上げが望まれます。
- ☐ 宅地が点在していることや高齢化の進展に伴い、交通弱者の増加が懸念されるため、持続可能な公共交通ネットワークの構築による移動の利便性確保が求められます。

4) 公園・緑地の効果的な整備と効率的な維持管理

- ☐ 公園の整備・維持管理には多大なコストが発生します。そのため、効果的な整備と効率的な維持管理が必要です。
- ☐ 地域の防災力向上や多様化するニーズに答えるために、防災機能や地域交流機能、環境保全機能等、多様な観点から計画的な整備が求められます。
- ☐ 本町への来訪促進の一つとして、自転車観光ルートの開発と周知等が求められます。

5) 豊かな自然景観と生活環境の保全

- 本地域には、豊かな田園風景や水辺環境等の自然が残っているため、これらの環境や景観を保全し未来に残し伝えることが必要です。
- 空き家は他地域と比較すると非常に少ない状況ですが、本地域は急速な高齢化の進展とともに、空き家の増加が予想されるため、発生抑制と適正管理を強く推進することが必要です。
- 安全安心で豊かな生活環境を保全するために、インフラの効率的な維持管理を推進する必要があります。
- 地球温暖化防止や地域環境保全のために、地域レベルでも低炭素を意識したまちづくりが必要です。



荒川

6) 防災力の強化とソフト対策の充実

- 水災害に対しては、ハード対策でカバーできないリスクにはソフト対策で対応する等、ハードとソフトをバランス良く組み合わせた対策が必要です。
- 令和元年東日本台風は近隣自治体において大きな被害をもたらしました。本地域には排水機場が計画的に整備されてきたこともあり、大きな被害はありませんでしたが、近年における災害の激甚化や頻発化に備えた対策が必要です。
- ハード対策による防災には限界があるため、防災意識社会への転換を目指した、早めの避難のための意識啓発が課題となります。そのため、迅速で正確なリアルタイム情報の収集と発信が求められます。



河川沿いに点在する住宅

(4) 地域のまちづくり方針

本地域は、全域が市街化調整区域となっており、豊かな田園風景の中に住宅用地が広がる地域です。また、大規模な吉見総合運動公園が立地しており、町民をはじめ町外の方にも利用されています。

これまでに整理した現況や課題を踏まえ、地域の将来像を以下のとおり設定します。

豊かな田園環境と文化にふれあえるまち

1) まちづくりの方針

① 将来都市構造

- ☐ 歴史・文化・レクリエーション拠点：吉見町民会館（フレサよしみ）・ふれあい広場周辺、吉見総合運動公園周辺

② 土地利用方針

- ☐ 既存集落地：市街化調整区域の既存集落
- ☐ 田園環境保全地：市街化調整区域の既存集落以外
- ☐ 公共公益施設：吉見町民会館（フレサよしみ）周辺

2) 土地利用の方針

① 既存集落地

- ☐ 営農環境や自然環境に配慮した、ゆとりある集落環境の維持・保全を基本に、生活基盤施設や生活関連施設を維持します。

② 田園環境保全地

- ☐ 農地の担い手不足解消や利用集積を促進するために、農地中間管理事業や人・農地プラン等の活用を推進します。
- ☐ 農業の新たな付加価値の創造、地域とのつながり強化のために、農家レストランや産産物のブランディング展開等、農業の6次産業化を推進します。



田園環境保全地

③ 公共公益施設

- ☐ 吉見町民会館（フレサよしみ）やふれあい広場周辺に公共施設の集約の促進を検討します。



吉見町民会館（フレサよしみ）

3) 道路・交通の方針

① 道路

- ☐ 大里比企広域農道の一般県道格上げについて、関係機関へ要請します。
- ☐ 通学路等では、児童の安全な登校のために、歩道や交通安全施設等の環境整備を推進します。

② 公共交通

i) デマンド型交通

- ☐ 公共交通空白地を解消するためのフィーダー交通（支線交通）として、デマンド型交通の利便性向上と持続可能性の確保を図ります。



デマンド型交通

ii) 新しいモビリティサービス

- ☐ ICTや自動運転技術の発達等を踏まえ、新しいモビリティサービスの導入を適宜検討します。

4) 公園・緑地の方針

① 整備・維持管理

- ☐ 公園の整備・維持管理について、機能や規模によりPPP/PFIやP-PFI、設置管理許可制度等の活用等、新たな付加価値の創造と整備・維持管理費の抑制を推進します。
- ☐ 整備・維持管理コスト抑制のため、市民緑地認定制度や指定管理者制度、アダプト制度等の活用の推進とともに、住民主体のエリアマネジメントを促進します。また、計画的な維持管理とコスト縮減のために、公園施設長寿命化計画の策定を検討します。
- ☐ 市民緑地認定制度の活用推進や都市公園の整備・管理の方針を定めるために、緑の基本計画の策定を検討します。
- ☐ 荒川自転車道から吉見町民会館（フレサよしみ）方面への引き込みと回遊性の向上、サイクリストにやさしいまちづくりのため、自転車走行レーンの整備等を推進します。

② 防災機能

- ☐ 地域内における、指定緊急避難場所に指定された公園については、防災力向上のため、かまどベンチや防災トイレ等の防災機能を持った施設整備、災害時に備えた必要資材の備蓄等を推進します。また、水災害に備えた、水防資機材の充実に努めます。

5) 環境共生・景観等の方針

① 景観保全と活用

- 水質保全について、農業集落排水の計画的な維持管理を継続します。また、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 本地域には優良農地による田園景観、文覚川や荒川沿いの水辺景観、集落地の屋敷林等、良好な景観資源が存在します。それらの保全と活用を計画的に推進するため、景観計画の策定を検討します。
- 文覚川や荒川の水辺環境を活用した、レクリエーションや自然観察の場としての活用を検討します。



文覚川

② 空き家・住宅環境

- 空き家・空き地の発生抑制・解消のため、所有者の意識啓発を推進するとともに、現時点での空き家については、地域交流施設としての活用や若年層向けのリノベーション住宅としての活用等を検討します。また、既存の関連補助制度等の活用とともに、関係各課での情報共有や連携を行い新たな支援施策等を検討します。
- 市街化調整区域の空き家については、「自然との共生」や「農ある暮らし」等、新たなライフスタイルの提案による定住促進を図ります。
- 高齢化に対応した住宅環境整備のために、介護保険制度による住宅改修についての相談支援や住宅のバリアフリー化を促進します。

③ 環境保全

- 自然と調和した持続可能なまちづくりを実現するために、持続可能な開発目標（SDGs）への貢献を念頭に置いた、コンパクトなまちづくりによる環境負荷の軽減等、低炭素まちづくりが必要です。そのために、自転車利用の促進、ハイブリット車や電気自動車等、低公害車への転換促進、再生可能エネルギーの導入、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）等を推進します。



北部中央地区クリーン施設

④ その他

- 地域におけるインフラについては、吉見町公共施設等総合管理計画にもとづく、計画的な維持管理を推進するとともに、個別施設計画の策定を検討します。また、各施設の維持管理体系の見直しや予防保全型管理への移行等、施設の長寿命化を含めた、戦略的な維持管理を推進します。

6) 防災・防犯の方針

① ハード対策

- 災害時の道路ネットワーク確保のために、避難路の優先整備や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化等、吉見町建築物耐震改修促進計画にもとづいた建築物の耐震化を促進します。
- 大規模地震の発生時に上水道・下水道の被害を最小限に抑え、迅速な復旧を可能とするために、設備の複数化や長寿命化等、適切な維持管理を促進します。
- 日本各地で水災害が頻発化かつ激甚化している状況を踏まえ、荒川中流部改修の早期整備を関係機関に引き続き要請します。
- 民間建築物への雨水貯留浸透施設整備や避難所機能の整備に対する補助を検討するとともに、一定の防災機能を整備することによるインセンティブ付与等を検討します。
- 水災害時に使用できない指定緊急避難場所について、親戚や知人宅などへの非難の呼びかけや、区域外の高台への避難場所の確保等の対策強化を検討します。

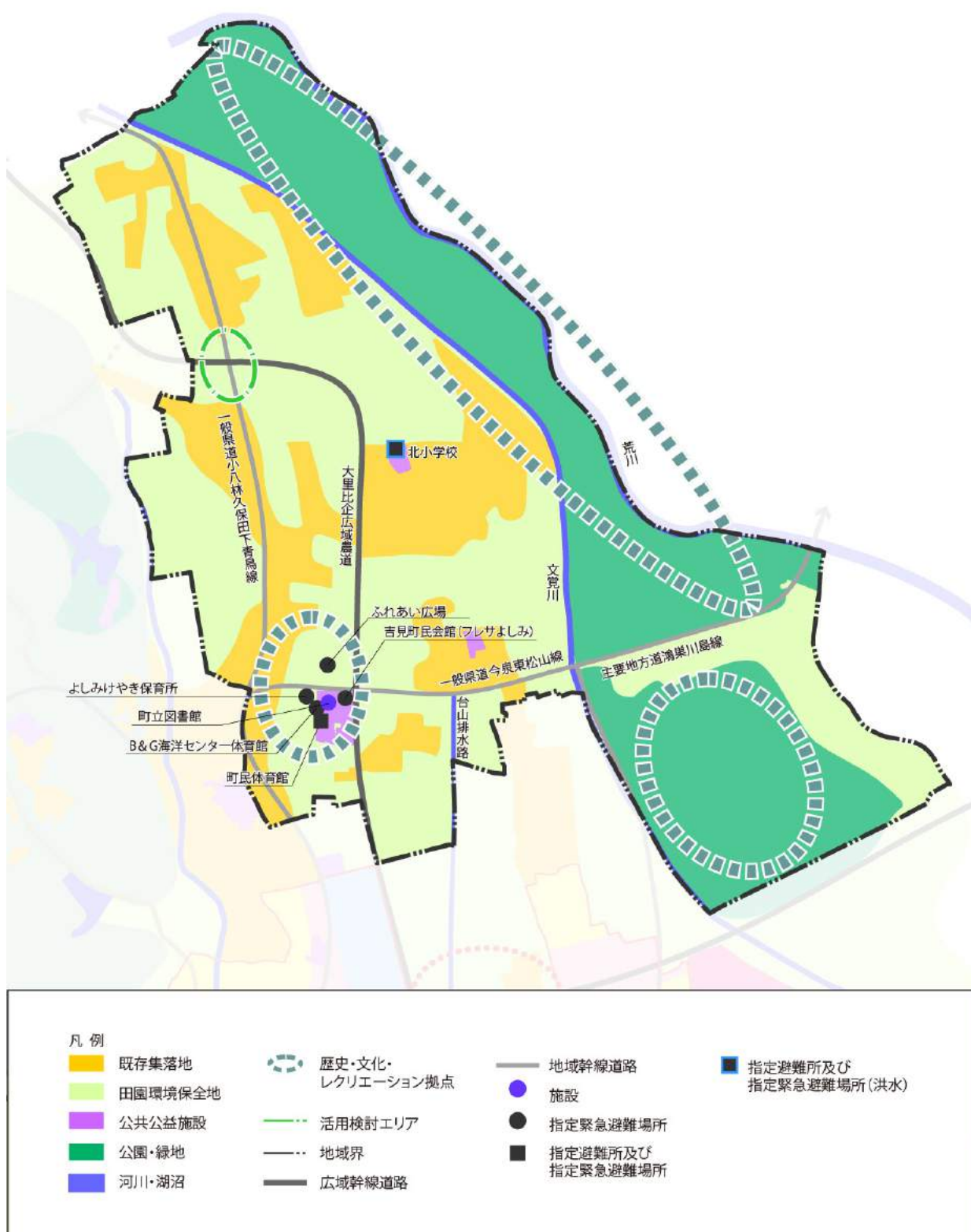
② ソフト対策

- 早めの避難を実現するために、住民の意識啓発を含めたソフト対策を推進します。地域においては、自主防災組織の育成、消防団の活動支援、地域住民向けの防災セミナーの開催、地区防災計画の策定、マイタイムラインの作成支援等を実施します。
- 住民の意識啓発のため、災害時のリアルタイム情報の収集と発信や定期的な避難訓練、防災訓練等を引き続き行います。
- 地域住民と地域における災害リスクを共有するために、ハザードマップの更新と周知等、避難路や想定浸水深を示す標識（まるとまちごとハザードマップ）の整備等を検討します。
- 災害発生時に職員が迅速に対応できるよう、初動マニュアルや各マニュアルの見直し、新規マニュアルを作成するとともに、地域防災計画や水防計画に基づいた資機材整備や避難体制の充実を図ります。
- 地域の防災力強化のために、国土強靱化地域計画や事前復興計画の策定を検討します。
- 水災害は広域にわたり被害を及ぼすため、河川の流域自治体と連携した、広域的な流域治水を推進します。

③ 防犯対策

- 地域防災活動については、吉見町防犯のまちづくり基本計画にもとづいた防犯パトロールへの支援を検討します。
- 夜間の防犯性向上のために、防犯灯のLED化等、安全安心な歩行空間の整備を推進します。
- 社会福祉協議会や防犯隊等と連携した、子どもや高齢者の見守り支援を促進し、地域の助け合いと地域交流活性化を図ります。

図 北地域まちづくり方針



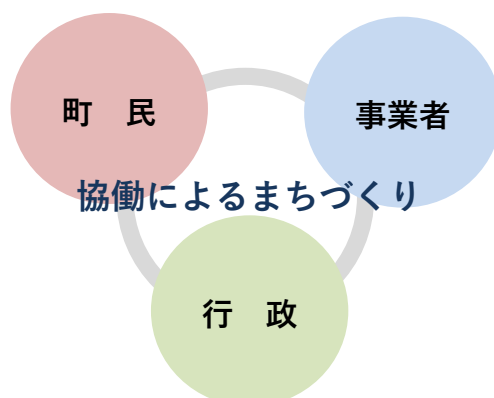
第5章 今後のまちづくりの推進に向けて

人口減少や超高齢社会の進展が本格的に進行することにより、地域の担い手不足や活力の低下、コミュニティの希薄化等、さまざまな問題が顕在化することが予想されます。しかし、そのような社会情勢においても、状況に適応したまちづくりを進め、「未来へつなぐ みんなで 安心して暮らせるまち よしみ」の実現のために、「自然と調和した持続可能なまちづくり」を推進することが重要です。

1 協働によるまちづくり

(1) 町民・事業者・行政による協働のまちづくり

より良いまちづくりを実現するためには、行政だけでなく町民や事業者等、多様な主体との連携や協働によるまちづくりが必要不可欠です。そのため、庁内での横断的な連携の強化、地域住民との情報共有、民間事業者との協力体制の構築等、町民・事業者・行政による協働のまちづくりを推進します。



町民の役割
・まちづくりへの理解と積極的な参加 ・ボランティア活動等への取り組み ・美しい景観形成への努力 ・地域や自治会等の組織の強化
事業者の役割
・まちづくりへの積極的な協力・貢献 ・土地利用の方針に沿った開発・建築への配慮 ・企業活動を通じたまちづくりへの取り組み ・イベントなどを通じた地域との関わりの充実
行政の役割
・まちづくり情報の積極的な提供・発信 ・まちづくりの理念、目標、基本方針の明確化 ・行政内の横断的な連携体制の強化 ・まちづくり推進のための住民活動の支援

（２）町民参加の推進

人口減少が長期的に続くことが予想される状況において、より快適な暮らしを実現するためには、町民がまちづくりの担い手であることを自覚し、積極的な活動が求められます。そのために、町民が気軽にまちづくりに参加できる環境や体制の構築を推進します。

①情報の共有

町民のまちづくりに関する関心を高めるため、広報公聴活動の充実が必要です。そのため、まちづくりに関する情報を誰もが理解ができるよう、内容だけでなく表現方法や提供方法にも配慮します。また、子どもたちがまちづくりについての理解を深め興味を持てるよう、小中学校におけるまちづくりに関する学習やイベント等を検討します。

②町民意向の積極的な反映

まちづくりに関する施策や事業において、アンケート調査や懇談会、ワークショップの実施、都市計画の提案制度の周知等、町民参加の形態・機会の多様化を図り、町民意向を幅広く取り入れられるような体制構築を目指します。

③町民活動の支援

多くの人が気軽にまちづくりに参加することができるように、まちづくりに関する自主的な活動への支援を検討します。また、そのなかで専門知識を有する人やリーダーとなる担い手の育成を促進します。

（３）庁内組織体制の充実

都市計画マスタープランに基づいて、総合的なまちづくりを実現するためには、都市計画関連部門だけではなく、農政、環境、健康、福祉、商工観光等の多様な部局が横断的に連携しやすい環境を構築する必要があります。そのための体制づくりを推進します。

（４）国・県・近隣市町との連携の強化

「自然と調和した持続可能なまちづくり」の実現には、本町だけでなく周辺地域を含めた広域的な連携・協力が不可欠となります。また、厳しい財政下において、町単独での対応が困難となるケースが考えられます。そのため、近隣市町や県、国との連携・調整を強化し、地域全体の共存共栄のためのまちづくりを推進します。

2 新たな視点によるまちづくり

(1) 持続可能な開発目標への寄与の意識

身近における小さな取組や個々の意識変革をととして、まち全体、地域全体、そして地球規模の持続可能な開発目標（SDGs）への寄与等につながる意識を持つことが必要です。そのため、町民一人ひとりの意識啓発につながる取組を推進します。



(2) 先端技術の活用

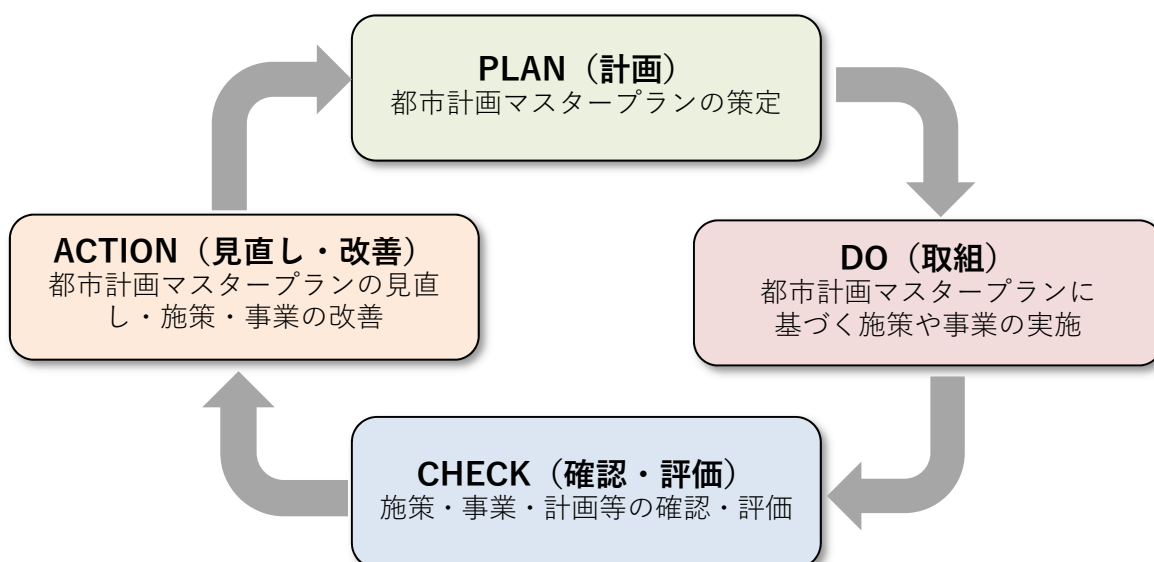
人口減少と超高齢社会の進展等による担い手不足解消のために、AIや自動運転等、先端のICT技術の社会実験や導入検討等、便利な先端技術を活用したまちづくりを推進します。また、産学官連携により先端技術の情報共有等を推進します。



3 進行管理

都市計画マスタープランは、今後概ね 20 年間の本町におけるまちづくりの基本的な方針を示すものとなり、本計画をもとに各種施策や事業が実施されます。しかしながら、その間には社会情勢の変化も考えられるため、まちづくりの進捗状況に合わせ、適切な評価・検証を行い、必要に応じた見直しを行います。

評価・検証は「PDCAサイクル」を適用し、適切な進行管理をします。



資料編

1 吉見町都市計画マスタープラン検討・策定の経緯

都市計画マスタープランの主な検討・策定の経緯等は、以下のとおりです。

開催日時	開催会議等	主な協議項目等
令和2年1月17日	第1回庁内調整会議	・都市計画マスタープランの作成について ・町の現況と動向について
令和2年1月30日	第1回策定委員会	・都市計画マスタープランの作成について ・町の現況と動向について
令和2年3月16日 (書面開催)	第2回庁内調整会議	・全体構想(案)
令和2年3月18日 (書面開催)	第2回策定委員会	・全体構想(案)
令和2年10月13日	第3回庁内調整会議	・地域別構想(案)
令和2年10月19日	第3回策定委員会	・地域別構想(案)
令和3年1月7日	第4回庁内調整会議	・都市計画マスタープラン(素案)
令和3年1月12日 (書面開催)	第4回策定委員会	・都市計画マスタープラン(素案)
令和3年1月18日 ～2月12日	パブリックコメント	・都市計画マスタープラン(素案)
令和3年2月19日	都市計画審議会	・都市計画マスタープラン(素案)の報告
令和3年2月26日	第5回策定委員会	・都市計画マスタープラン(原案)
令和3年3月3日	全員協議会	・都市計画マスタープラン(原案)の報告
令和3年3月24日	都市計画審議会	・都市計画マスタープラン(原案)の諮問・答申

2 吉見町都市計画審議会名簿

(敬称略)

氏 名	区 分	備 考
秋山 圭扶	学 識 経 験 者	
伊田 由夫	〃	
小井川 つぎ子	〃	
嘉島 安男	〃	
勝田 正紀	〃	会長職務代理
金子 正夫	〃	
菅野 明雄	〃	
関口 洋子	〃	
長島 昭	〃	会 長
中村 善子	〃	
舟橋 俊人	〃	
水野 伸	〃	
三村 喜宏	〃	
宮島 守	〃	
綿貫 淨美	〃	
小林 周三	町 議 会 議 員	
宮崎 雄一	〃	
神田 隆	〃	
齊藤 嘉宏	〃	

3 吉見町都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

(敬称略)

氏 名	区 分	備 考
井口 雅人	長谷工業団地工業会理事長	
江中 良一	吉見町青年団長	
小林 博通	吉見町 P T A 連絡協議会会長	
瀧本 信雄	吉見町下水道事業審議会委員	
塚田 英二	吉見町農業青年会議所理事	
西川 実	吉見町地域振興課主幹	
松本 博行	吉見領土地改良区事務局長	副 委 員 長
森 光一	吉見町商工会事務局長	委 員 長

4 用語解説

あ行

ICT	「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略称で、通信技術やコンピューター等を利用し、「人と人」、「人とモノ」の間で情報や知識を共有すること。
アダプト制度	公共施設の管理を行政との契約により、行政と地域住民が協働し管理する制度のこと。
一時避難場所	災害発生時に、危険を回避するために一時的に避難する場所。
SDGs（エスディージーズ）	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。持続可能な開発のために国連が定める国際目標で、17 の世界的目標、169 の達成基準、232 の指標がある。
エリアマネジメント	特定のエリアを対象とし、住民・事業主・地権者等による、まちづくりや地域経営により、地域の価値や魅力を向上させる取組のこと。
オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物に覆われていない空間のこと。

か行

川の国埼玉はつらっプロジェクト	埼玉県内における、水辺再生 100 プラン（平成 20 年度～）、川のまるごと再生プロジェクト（平成 24 年度～）を一層推進するため、市町村の地域振興の取組と連携した水辺空間の整備・拡充を行うプロジェクト（平成 28 年度～）のこと。
-----------------	--

川のまろごと再生プロジェクト	埼玉県内における、水辺再生 100 プラン（平成 20 年度～）でのスポット的な整備からステップアップし、市町村のまちづくりと一体となって、一つの川を上流から下流まで再生するプロジェクト（平成 24 年度～）のこと。
狭あい道路	法律上の定義は無いが、一般的には幅員 4 m 未満の幅員の狭い道路のこと。主に二項道路等の狭い幅員の道路を指す。
工業専用地域 （用途地域）	都市計画法における 13 種類の用途地域のひとつ。 工業の利便を増進させるための地域。
工業地域 （用途地域）	都市計画法における 13 種類の用途地域のひとつ。 主として工業の利便を増進するための地域。
耕作放棄地	過去 1 年以上作付せず、再び作付する意思のない土地のこと。（自己申告）
国土強靱化	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に関する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するもの。
国土強靱化地域計画	国の国土強靱化計画や県の地域強靱化計画に即し、地方公共団体が策定する、最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための計画。
コンパクトなまちづくり	人口減少・超高齢社会に対応するために、医療・福祉・商業・業務施設等を一定の範囲に確保し、公共交通の利用促進等により誰もが歩いて暮らせるコンパクトな都市を目指すこと。

さ行

市街化区域	すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
-------	---

市街化調整区域	本町においては、市街化区域以外の全域が該当し、市街化を抑制する区域。
自給的農家	経営耕作地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家のこと。
事前復興計画	被災後の迅速な復興を目的として、災害発生時に想定される問題、主体と役割、手順や時期等を明確にするための復興計画。平時より、地域の目指すべき将来像や復興の基本方針等をまとめたもの。
指定管理者制度	公共施設等の管理・運営を営利企業・財団法人・NPO 法人、市民グループなどの法人や団体が包括的に代行できる制度のこと。
指定緊急避難場所	災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。
指定避難所	住民等が災害発生直後から避難できる施設のこと。自宅に戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定している。
市民緑地認定制度	民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度のこと。
住宅のバリアフリー化	乳幼児から高齢者まで、誰もが安心・安全に暮らせるようにした住宅のこと。
生物化学的酸素要求量（BOD）	水中の有機物が好気性微生物の働きによって分解される際に消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。
設置管理許可制度	公園管理者以外の者が都市公園に公園施設（飲食店、売店等を含む）を設置又は管理することについて、公園管理者が与える許可制度のこと。

SOHO（ソーホー）

「Small office/Home office」の略称で、パソコンなどの情報通信機器を利用し、小さなオフィスや自宅などでビジネスを行っている事業者。

た行

第一種低層住居専用地域 （用途地域）

都市計画法における 13 種類の用途地域のひとつ。
低層住宅のための良好な住居の環境を保護するための地域。

第一種中高層住居専用地域 （用途地域）

都市計画法における 13 種類の用途地域のひとつ。
中高層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域。

第二種中高層住居専用地域 （用途地域）

都市計画法における 13 種類の用途地域のひとつ。
主として中高層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域。

第二種住居地域 （用途地域）

都市計画法における 13 種類の用途地域のひとつ。
主として住居の環境を保護するための地域。

地区計画

良好な住環境整備や魅力的なまちづくりのために、一定の地区を対象とした、まちづくりに関する計画。まちづくりの目標や、土地利用の方針、地区施設・建築物等の整備の方針及びその他の整備・開発・保全の方針を定める。条例化することで建築確認により担保される。

低炭素まちづくり

地球環境の保全を目的として、二酸化炭素の排出量を削減するために、コンパクトなまちづくりや公共交通の利用推進、緑化の推進等により、低炭素なまちづくりを行うこと。

デマンド型交通

事前の予約に応じて、運行経路、出発時間などを決定して運行する予約型乗合タクシーのこと。

**田園住居地域
(用途地域)**

都市計画法における 13 種類の用途地域のひとつ。
農業の利便の増進を図りつつ、農地と調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための用途地域。
平成 29 年に導入された。

特定環境保全公共下水道事業

市街化区域外で設置され、自然環境の保全又は農産漁村における水質の保全を図るための下水道で、対象人口が 10,000 人以下の小規模なものをいう。

都市基盤

道路、公園、鉄道、河川、上下水道などの都市の骨格を形成する都市施設のこと。

都市計画区域

自然的条件、社会的条件、土地利用、交通などの現況や将来の見通しから勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域のこと。本町は東松山市・滑川町・嵐山町と同一の都市計画区域に属する。

都市計画道路

都市計画決定された道路のこと。

都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会情勢に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図ることを目的とし、都市再生を図るための措置を定めた法律。

都市計画マスタープラン

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、概ね 20 年先を見据え、良好な住環境や魅力的なまちづくりとともに、持続可能な都市構造の構築のために、都市計画の観点からまちづくりの基本的な方針を整理した計画。

都市計画法第 34 条第 11 号区域

市街化調整区域内の既存集落において、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活を構成していると認められる地域であり、概ね 50 以上の建築物が連たんしている地域のうち、市町村が指定した区域のこと。区域内では一定要件の建築が可能となる。

都市計画法第 34 条第 12 号区域

市街化調整区域内で、周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難または著しく不適當と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、予定建築物の用途を限り定め、市町村が指定した区域のこと。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用の利便増進等、より良いまちづくりを目的として、道路や公園、下水道などの公共施設を新たに設置するために、土地所有者が土地を出し合い、あらためて土地を分配し直す市街地開発事業。

な行

二拠点生活

都心と地方等、生活拠点を 2 か所構え、行き来しながら生活すること。

農業集落排水事業

農業集落における、し尿や生活排水など汚水を収集・処理する污水处理施設を整備する事業のこと。

は行

ハザードマップ

洪水や土砂災害、地震等の自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

販売農家

経営耕作地面積が 30a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家のこと。

人・農地プラン

農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。

P P P

「Public Private Partnership」の略称で、資金の効率的な使用、業務効率化を目的として、公民が連携して地域住民に行政サービスを提供する手法のこと。

P F I

「Private Finance Initiative」の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等について、民間ノウハウや資金を活用した整備手法のこと。

P－PFI

「Park-PFI」の略称で、都市公園において、民間資金を活用した新たな施設整備・管理手法のこと。民間が得た収益の一部を施設整備や維持管理等に充てることで、行政の維持管理コストの軽減が可能となる。

浮遊物質（SS）

「suspended solids」の略称で、水中に浮遊している粒子径 2 mm以下の不溶解性物質のこと。

ポケットパーク

道路整備等によって生まれたスペースに整備された、規模の小さな公園のこと。

ほ場整備

農地の区画を整理するとともに、用水路、排水路、農道、暗渠排水等の整備を行い、生産性の高い農地をつくること。

ま行

マイタイムライン

河川氾濫等の水災害の発生時において、時間的な余裕を持った避難が可能となるよう、時系列に何をする必要があるか等を明確にし、各個人の生活に即した個別の避難行動計画。

モビリティサービス

自動車による移動サービスのこと。

や行

遊休農地

所有されている農地のうち、過去 1 年以上作付されておらず、この先数年の間に再び作付する考えのないもの。

優良農地

一団のまとまりのある農地や農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地などが、良好な営農条件を備えた農地のこと。

用途地域

都市の住環境の保護や利便の増進などを図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び高さ等について制限を行う制度。都市計画法では 13 種類の用途地域が規定されている。

吉見町空家等対策計画

本町における、空家等の発生抑制、利活用の推進等の対策を図るために策定された計画。

予防保全型管理

これまでの事後保全型管理に代わり、施設の損傷や劣化が進行し、破損・破壊に至る前に適切な修繕対応を行う管理手法のこと。これにより施設の維持管理費の低減と長寿命化が可能となる。

4 R

Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の4つの頭文字をとったもの。

- ・ Refuse：ごみとなるものの受取を断る
- ・ Reduce：ごみとなるものを減らす
- ・ Reuse：繰り返し使う
- ・ Recycle：資源として再利用する

ら行

リノベーション住宅

既存の建物に対して、住む人たちの暮らしに合わせて、間取りや内装等を一からリノベーションすること。

レッドデータブック

絶滅のおそれがある野生生物に関する保全状況や分布、生体、影響を与えている要因等の情報を記載した図書。

6次産業

1次産業としての農林漁業が、食品加工や流通販売にも業務展開している経営形態のこと。

5 住民意向調査

第六次吉見町総合振興計画の策定にあたり実施したアンケート調査より、吉見町都市計画マスタープランの見直しで今後まちづくりの方針検討に必要な項目を抜粋しました。

(1) 調査概要

1) 調査時期

令和元年 11 月 29 日～12 月 14 日

2) 調査対象

町内に在住する満 18 歳以上の町民

3) 抽出方法

無作為に抽出した 1,000 名

4) 回収数

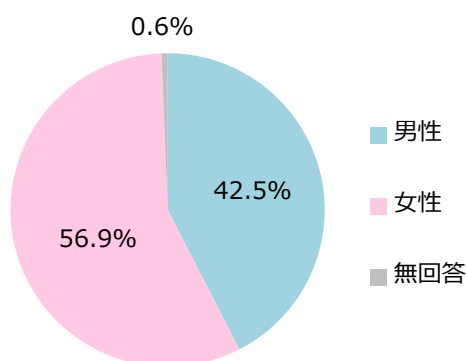
497 票 (49.7%)

(2) 調査結果の概要

1) 性別

女性が男性より約 14%多くなっています。

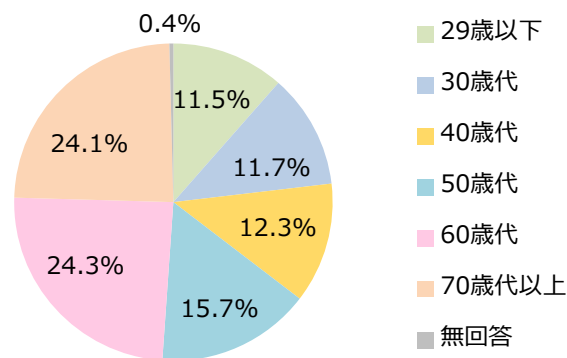
	男性	女性	無回答	全体
件数	211	283	3	497
%	42.5%	56.9%	0.6%	100.0%



2) 年齢

60 歳代と 70 歳代以上が約 1 / 4 を占めており、全体の半分となっています。その他の年代は約 12～16% の回答数となっています。

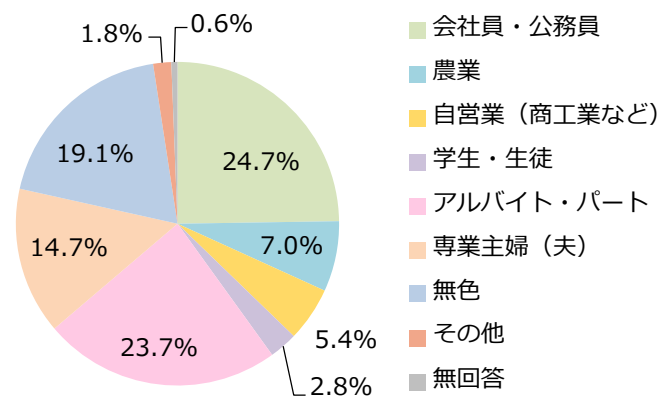
	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上	無回答	全体
件数	57	58	61	78	121	120	2	497
%	11.5%	11.7%	12.3%	15.7%	24.3%	24.1%	0.4%	100.0%



3) 職業

29 歳以下から 50 歳代の回答が半数を占めているため、会社員・公務員が約 1 / 4 となっています。また、60 歳代と 70 歳代以上の回答も半数を占めているため、無職が 19.1% と若干多くなっています。

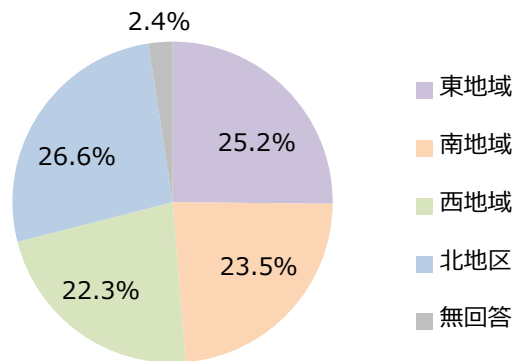
	会社員 公務員	農業	自営業 (商工業 など)	学生・生徒	アルバイト・パート	専業主婦 (夫)	無職	その他	無回答	全体
件数	123	35	27	14	118	73	95	9	3	497
%	24.7%	7.0%	5.4%	2.8%	23.7%	14.7%	19.1%	1.8%	0.6%	100.0%



4) 居住地域

4 地域ともほぼ同じ回答数となっています。

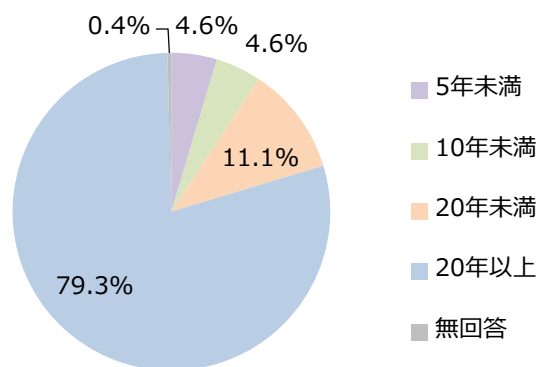
	東地域	西地域	南地域	北地域	無回答	全体
件数	125	117	111	132	12	497
%	25.2%	23.5%	22.3%	26.6%	2.4%	100.0%



5) 吉見町での居住年数

20 年以上が約 8 割を占めています。

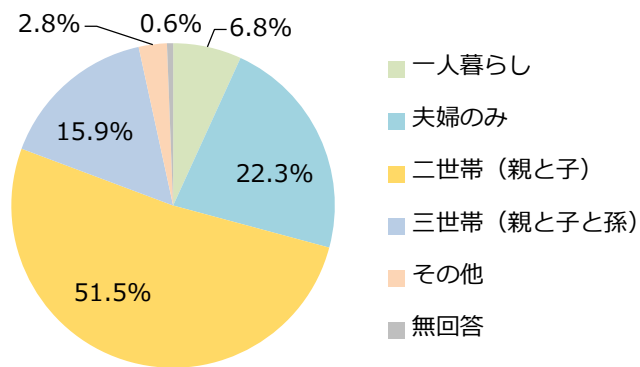
	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	無回答	全体
件数	23	23	55	394	2	497
%	4.6%	4.6%	11.1%	79.3%	0.4%	100.0%



6) 世帯構成（敷地内同居を含む）

二世帯（親と子）が半数を占めています。

	一人暮らし	夫婦のみ	二世帯 （親と子）	三世帯 （親と子と孫）	その他	無回答	全体
件数	34	111	256	79	14	3	497
%	6.8%	22.3%	51.5%	15.9%	2.8%	0.6%	100.0%





吉見町都市計画マスタープラン

発行年月：令和 3 年 3 月

発 行：埼玉県吉見町

編 集：まち整備課

〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 411 番地

TEL.0493-54-1511（代）



吉 見 町
Yoshimi